

第3次大船渡市環境基本計画

令和5年2月
大船渡市

目次

第1章 計画の基本的事項	4
1-1 計画策定の趣旨	4
1-2 環境に関する国内外の動向	5
1-3 計画の役割と位置付け	7
1-4 計画期間と対象地域	10
1-5 計画の構成	10
第2章 本市を取り巻く環境の現況	12
2-1 本市の概況	12
2-2 第2次大船渡市環境基本計画の検証	16
2-3 市民・事業所アンケート調査結果	25
第3章 望ましい環境像と施策の体系	32
3-1 望ましい環境像	32
3-2 施策の推進に向けた分野横断的な視点	32
3-3 基本目標と施策の体系	32
3-4 SDGsとの関連	34
第4章 環境分野の施策の展開	37
基本目標1 気候変動に対応した持続可能なまちをめざします	37
基本目標2 生活環境が良好な安心して暮らし続けられるまちをめざします	40
基本目標3 生物多様性を確保し人と自然が共生できるまちをめざします	48
基本目標4 地球環境に配慮したきれいで資源が循環していくまちをめざします	52
基本目標5 協働による環境保全に取り組むまちをめざします	57
第5章 環境についての行動指針	63
第6章 計画の推進・進行管理	71
6-1 推進体制	71
6-2 計画の進行管理	72
—資料編—	
○大船渡市環境基本条例	75
○計画策定までの経緯	80
○市民・事業所アンケート調査結果	82
○第2次大船渡市環境基本計画の達成目標の結果	101
○用語集	103

第 1 章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

本市では、環境の保全及び創造について、基本理念、市民、事業者及び市の責務、施策の基本となる事項などを定めた大船渡市環境基本条例を平成13(2001)年4月に施行し、この条例の基本理念を実現するため平成15(2003)年3月に「大船渡市環境基本計画」を策定しました。その後、平成25(2013)年3月に平成25年度から令和4年度までを計画期間とする「第2次大船渡市環境基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、各種環境施策に取り組んできました。

第2次計画では、「自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡」を望ましい環境像と定め、澄んだ空気や恵み豊かな水の環境などを良好に保つ生活環境の保全、多様な生物からなる生態系の保全や景観の整備、里地・里山・里海を活用した自然との調和、ごみ減量化、資源リサイクル、省エネルギーの取組等による地球環境に配慮した環境共生型の暮らしの実現に努めたほか、環境への理解と意識を高めるための環境教育や環境保全活動に取り組んできました。

第2次計画策定後、環境を取り巻く状況は刻々と変化してきており、人々のライフスタイルの変化や、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動の拡大に伴い、温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行や廃棄物の増加など、環境負荷の増大が懸念されています。

第3次大船渡市環境基本計画は、第2次計画の計画期間が終了することから、同計画の検証結果と地球温暖化による気候変動など第2次計画策定後により顕著となってきた環境問題を踏まえ、本市の優れた環境を次世代へ継承するための長期的な目標と施策の方向などを示し、市民、事業者、市が一体となってこれまでの取組を継続・発展させながら総合的かつ計画的に各種施策を推進するために策定するものです。

1-2 環境に関する国内外の動向

環境に関する国内外の動向を、以下のとおりまとめました。

本市においても、これら社会情勢の変化に対応しながら取り組んでいく必要があります。

(1) 国際的な動向

キーワード	概要
SDGs（持続可能な開発目標）	・2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されている
パリ協定	・気候変動に関する法的拘束力のある国際的な合意文書 ・世界共通の長期目標として産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より下方に保持するとともに、1.5℃以下に抑える努力の追求を明示
海洋ごみ問題	・海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）は、自然生態系を含めた海洋環境の悪化や景観への悪影響等、様々な問題を引き起こしている ・生物のマイクロプラスチックの誤食による海洋生態系への影響の懸念
生物多様性	・国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で、2030年までの生態系保全の国際目標（23の個別目標）を採択

(2) 国の動向

キーワード	概要
第五次環境基本計画	・SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する ・地域資源等を持続可能な形で最大限活用し、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す ・幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化し、「持続可能な循環共生型の社会」を目指す ・2018年4月閣議決定
「2050年カーボンニュートラル」宣言と地球温暖化対策計画	・2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする宣言 ・地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの2030年度の削減目標を2013年度比46%削減としており、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明 ・計画期間は閣議決定日（2021年10月22日）から2030年度末まで
気候変動適応計画	・気候変動による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す ・2021年10月閣議決定
生物多様性国家戦略2012-2020	・今後の自然共生社会の在り方を示す基本戦略を設定 ・2020年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始
プラスチック資源循環戦略	・3R+Renewable [※] （再生可能な資源）を基本原則とし、重点対策にプラスチック資源循環、海洋プラスチック対策等を掲げている ・2019年5月策定 ※3R+Renewable：3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、プラスチック製品の原料を、バイオマスプラスチック等の再生可能な資源に切り替える「リニューアブル」を加えること

キーワード	概要
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わる全ての事業者、自治体、消費者の相互連携により、プラスチックの資源循環を促進させる（2022年4月施行）
食品ロスの削減の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組む（2019年10月施行） ※食品ロス：食べ残し、賞味期限切れなど様々な理由で、食べられるのに廃棄される食品

（3）岩手県の動向

キーワード	概要
岩手県環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策と、県の環境の保全及び創造を実現する基本的施策としての環境分野別施策で構成 ・計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで ・2021年3月策定 「横断的施策」 ・地域資源の活用による環境と経済の好循環 ・自然と共生した持続可能な県土づくり ・環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 「環境分野別施策」 ・気候変動対策 ・循環型地域社会の形成 ・生物多様性の保全・自然との共生 ・環境リスクの管理 ・持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

(1) 計画の役割

本計画は、大船渡市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、同条例第3条に掲げる以下の五つの基本理念の実現に向けて中心的な役割を担います。

【環境基本条例の基本理念】

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が大船渡の豊かな自然の中で生活していることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、恵まれた快適な環境が確保され、これを将来の世代に継承できるように行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会を構築できるように行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携により行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的行われなければならない。

(2) 市民、事業者、市の責務

大船渡市環境基本条例では、市民、事業者、市のそれぞれの責務が以下のとおり定められています。

本計画の実現に向け、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協力して、環境の保全及び創造に関する施策に取り組むこととします。

ア 市民の責務

第4条 市民は、その日常生活と環境のかかわりあいを認識し、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

イ 事業者の責務

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

ウ 市の責務

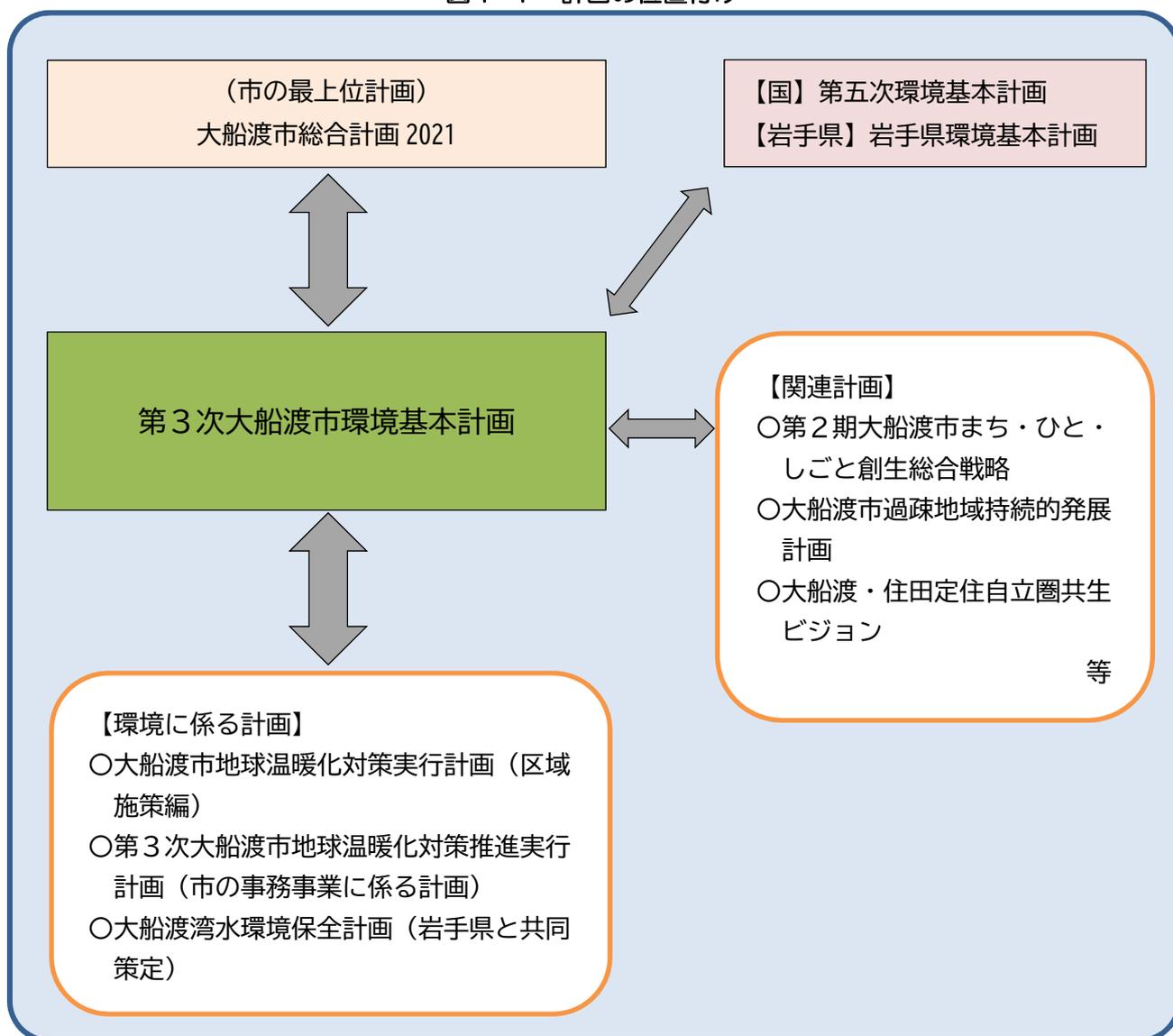
第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(3) 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「大船渡市総合計画 2021」（令和3（2021）年度～12（2030）年度）を環境分野から実現していくための基本となる計画です。

国・県の環境基本計画等と整合を図りながら本計画による施策を推進することで、市の将来都市像「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」の実現を目指します（図1-1）。

図1-1 計画の位置付け



※ \longleftrightarrow は、相互に整合を図ることを示します。

1-4 計画期間と対象地域

(1) 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 対象地域

本計画が対象とする地域は、大船渡市全域です。また、広域的な取組の必要性から、近隣市町や関係団体との連携も考慮します。

1-5 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりとなります。

【第1章】計画の基本的事項

趣旨、国内外の動向、役割と位置付け、計画期間と対象地域、構成



【第2章】本市を取り巻く環境の現況

概況、第2次計画の検証、市民・事業所アンケート調査結果



【第3章】望ましい環境像と施策の体系

望ましい環境像、分野横断的な視点、基本目標と施策の体系、SDGsとの関連



【第4章】環境分野の施策の展開

施策の達成目標、施策の方針と取組



【第5章】環境についての行動指針

市民・事業者の行動指針



【第6章】計画の推進・進行管理

推進体制、進行管理

第2章 本市を取り巻く環境の現況

第2章 本市を取り巻く環境の現況

2-1 本市の概況

(1) 地形

本市は、岩手県の南東部に位置し、景観に優れた三陸復興国立公園碓石海岸、五葉山県立自然公園や、大船渡湾、門之浜湾、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾を有しています。

また、湾の背後には丘陵地や山岳地が形成され、その間を盛川や吉浜川等が流れる「海」と「身近な緑と水辺」の自然に恵まれたまちです。

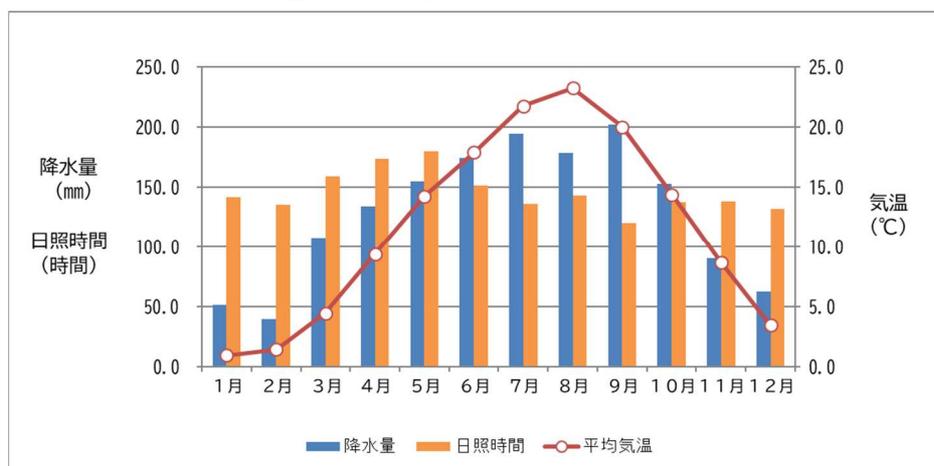
(2) 気候

本市の気候は、平成4(1992)年から令和3(2021)年までの30年間に於ける年平均気温が11.7℃、年間降水量の平年値が1,544.2mm、年平均日照時間が1,749.8時間となっており、夏は涼しく、冬は積雪があまり見られない比較的温暖な地域です(図2-1)。

本市における気温の長期変化では上昇傾向が見られ、50年で1.1℃の割合で上昇しています(図2-2-1)。

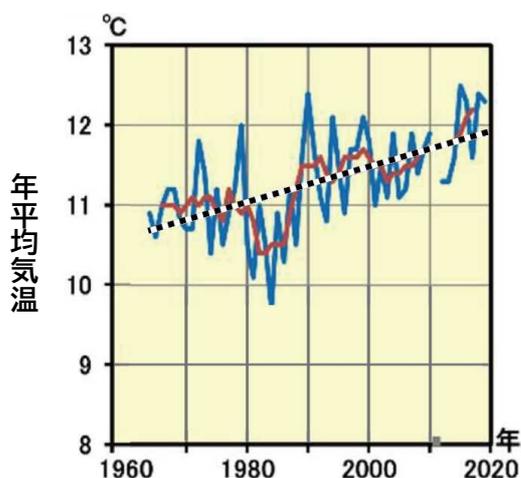
また、日降水量50mm以上の年間日数の推移等は、図2-2-2から図2-2-4のとおりとなっています。

図2-1 大船渡市の気象の状況



出典：大船渡特別地域気象観測所（平成4（1992）年～令和3（2021）年）平均データを基に作成

図2-2-1 年間平均気温の推移

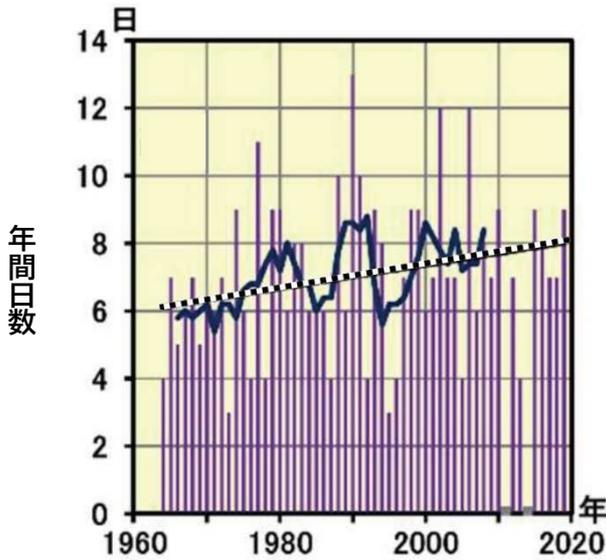


— : 各年の年平均気温 (°C)
— : 5年移動平均値
- - - : 長期変化傾向

変化率 1.1℃/50年
信頼度水準 99%で有意

※信頼度水準：99%の確率で母集団から無作為抽出したサンプルのうち99%で母数を含む信頼区間を得られること
※2011年の値は資料不足のため用いない

図2-2-2 日降水量 50 mm以上の年間日数の推移

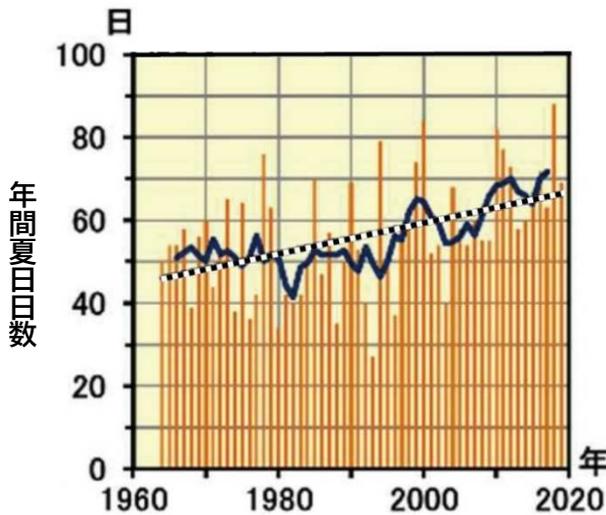


— :各年の日降水量 50mm 以上の年間日数(日)
 — :5 年移動平均値
 :長期変化傾向

変化率 1.7 日/50 年
 信頼度水準 90%で有意

※信頼度水準:90%の確率で母集団から無作為抽出したサンプルのうち90%で母数を含む信頼区間を得られること
 ※2011年と2014年の値は資料不足値のため用いない

図2-2-3 年間夏日日数の推移

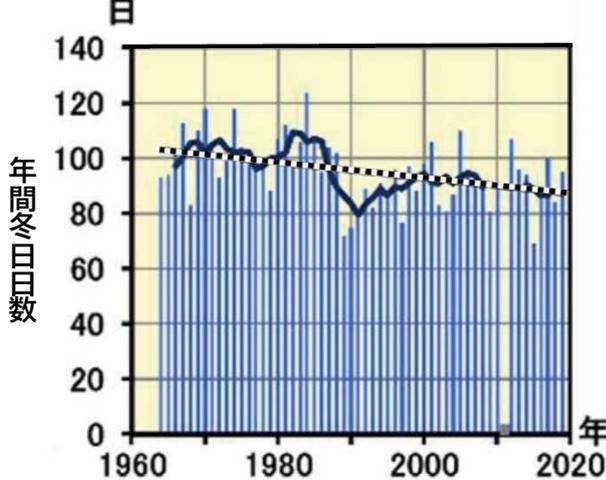


— :各年の夏日(日最高気温 25℃以上)の年間日数(日)
 — :5 年移動平均値
 :長期変化傾向

変化率 3.7 日/10 年
 信頼度水準 99%で有意

※信頼度水準:99%の確率で母集団から無作為抽出したサンプルのうち99%で母数を含む信頼区間を得られること
 ※2011年は資料不足値だが、気温の状況を確認し、77日とした

図2-2-4 年間冬日日数の推移



— :各年の冬日(日最低気温 0℃未満)の年間日数(日)
 — :5 年移動平均値
 :長期変化傾向

変化率 -2.8 日/10 年
 信頼度水準 99%で有意

※信頼度水準:99%の確率で母集団から無作為抽出したサンプルのうち99%で母数を含む信頼区間を得られること
 ※2011年の値は資料不足値のため用いない

図2-2-1から図2-2-4までの出典:東北地方の気候の変化(仙台管区気象台)令和元年
 図2-2-1から図2-2-4までの統計期間:大船渡特別地域気象観測所で統計を行う資料のある期間(1964~2019年)

(3) 土地利用

本市の令和3年1月1日現在の地目別地積の合計は322,510千㎡で、山林が68.28%を占めています。

平成25年1月1日現在と比較すると、山林の地積が約2,840千㎡、畑が約1,077千㎡減少しています(表2-1)。

表2-1 地目別地積の推移表

(単位: ㎡)

地目	平成25年1月1日		令和3年1月1日		地積の増減 (B) - (A)
	地積 (A)	構成割合	地積 (B)	構成割合	
田	3,504,015	1.08%	3,106,407	0.96%	△ 397,608
畑	7,316,348	2.27%	6,239,116	1.93%	△ 1,077,232
宅地	10,714,270	3.32%	10,943,252	3.39%	228,982
鉱泉地	13	0.00%	13	0.00%	0
池・沼	131,727	0.04%	162,488	0.05%	30,761
山林	223,033,536	69.05%	220,193,710	68.28%	△ 2,839,826
牧場	1,832,848	0.57%	1,598,018	0.50%	△ 234,830
原野	2,315,272	0.72%	2,288,957	0.71%	△ 26,315
雑種地	6,794,023	2.10%	8,715,095	2.70%	1,921,072
その他	67,357,948	20.85%	69,262,944	21.48%	1,904,996
合計	323,000,000	100.00%	322,510,000	100.00%	△ 490,000

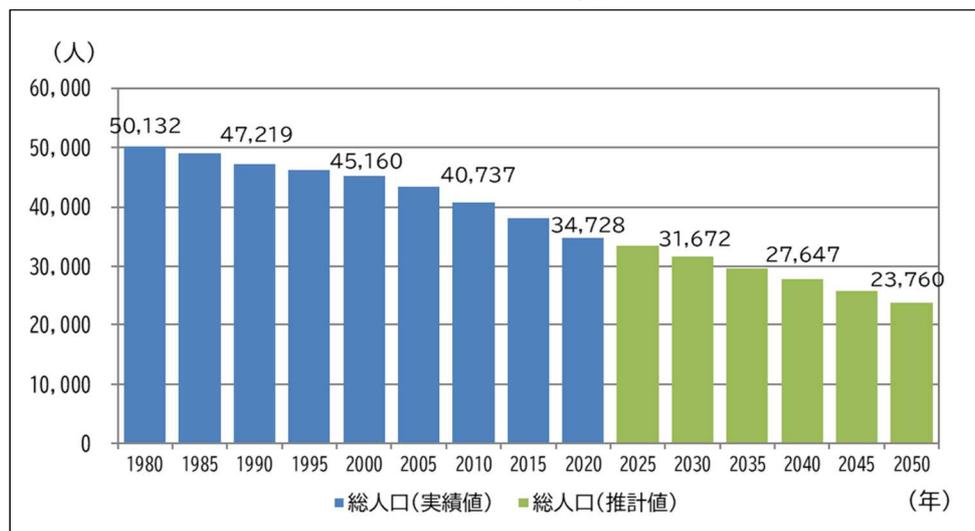
資料: 大船渡市統計書を基に作成

※本市の面積については国土地理院の公表データが基となっていますが、平成25年以前は国土地理院発行2万5千分1地形図を基に面積を算定し、平成26年以降は電子国土基本図を基に面積を算定しています。
また、本市と釜石市の間には境界未定箇所があることから、上記については参考値となります。

(4) 人口

本市の人口は、昭和55(1980)年をピークに減少しており、将来人口の推計においても減少し続ける見込みとなっています(図2-3)。

図2-3 人口の状況



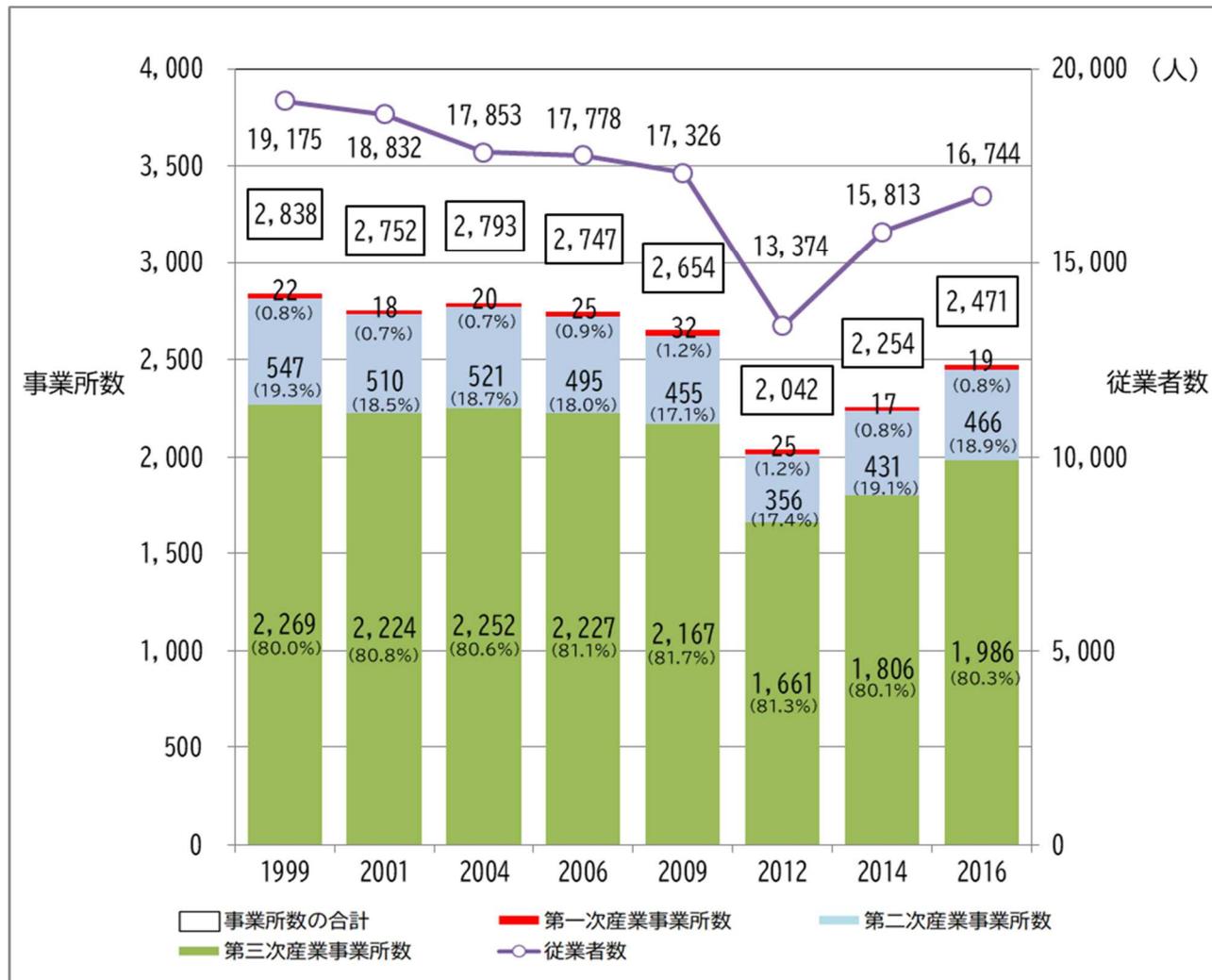
資料: 大船渡市人口ビジョン(改定版)を基に作成。2025年度以降の人口は、市独自の将来人口推計パターン1(合計特殊出生率を、2025年は1.80、2030年には2.10、以降2.10を維持し、社会増減を2025年から均衡させた場合)を引用。

(5) 産業（事業所数・従業者数）

本市の事業所数及び従業者数は、平成 24（2012）年まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じており、平成 28（2016）年は、2,471 事業所、16,744 人となっています（図 2-4）。

また、平成 28（2016）年の産業の割合は、第一次産業 0.8%、第二次産業 18.9%、第三次産業 80.3% となっています。

図 2-4 事業所数及び従業者数の状況



資料：大船渡市統計書

※（ ）の数值は、事業所数に占める第一次産業、第二次産業、第三次産業の割合を示します。
また、端数処理の関係から、事業所割合の合計が 100% とならない場合があります。

2-2 第2次大船渡市環境基本計画の検証

本市では、平成25(2013)年に第2次計画を策定し、基本目標ごとに達成目標を掲げ、目標の実現に向け取り組んできました。

第2次計画の施策体系は表2-2のとおりです。また、基本目標ごとの「計画期間中の主な取組状況とその成果」、「主な達成目標及び達成率区分」、「課題」を(1)～(4)に示します。

表2-2 第2次大船渡市環境基本計画の施策体系

望ましい将来像	基本目標	環境分野・基本方針	施策の方針
自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡	【基本目標1】 市民が安心してくらせる きれいな生活環境を めざします	1-1 大気環境 澄んだ空気を守ります	①大気環境の監視 ②工場・事業場対策 ③自動車排ガス対策
		1-2 水の環境 恵み豊かな水の環境を守ります	①水環境の監視・汚濁事故対策 ②生活系排水対策 ③産業系排水対策 ④水源保全・水質浄化
		1-3 身近な生活環境 安全で快適な生活環境を守ります	①騒音・振動、悪臭対策 ②有害化学物質対策 ③放射線影響対策
	【基本目標2】 自然環境と調和し 快適にくらせるまちを めざします	2-1 自然生態系 多様な生物や地形による豊かな自然 を守ります	①希少な自然の保護 ②里地・里山・里海の保全 ③有害鳥獣・外来生物対策
		2-2 景観資源、身近な緑 自然や歴史を生かし、大船渡らしい 景観を創ります	①自然・歴史景観の活用 ②緑化の普及・啓発
	【基本目標3】 地球環境に配慮した 環境共生型の暮らしを めざします	3-1 廃棄物 ごみ減量化や資源リサイクルに取り 組み、循環型社会を形成します	①3Rの推進 ②廃棄物の適正処理 ③環境美化の推進
		3-2 地球温暖化対策実行計画 省エネルギーやエネルギー転換に取 り組み、低炭素社会を形成します	①地球温暖化に関する啓発 ②省資源・省エネルギーの普及 ③環境負荷の小さいエネルギーの普及 ④市の率先行動
	【基本目標4】 一人ひとりの行動力を 生かす環境保全を めざします	4-1 環境教育・環境学習 環境への理解と意識を高めます	①環境教育の推進 ②人材育成と情報提供
		4-2 環境保全活動・環境配慮 環境保全の行動と連携を広げます	①環境保全活動の推進 ②日常生活における環境配慮の推進 ③事業活動における環境配慮の推進 ④開発事業における環境配慮の推進

(1) 基本目標1「市民が安心してくらすきれいな生活環境をめざします」

ア 計画期間中の主な取組状況とその成果

(ア) 大気環境

大気汚染の実態を把握するため、二酸化窒素の測定監視や、降下ばいじんの通年測定を実施しています。

二酸化窒素については猪川町字前田地内で測定を行っており、全ての年度で環境基準を達成しています。降下ばいじんについては、令和元年度までは大船渡町字野々田地内及び盛町字権現堂地内、令和2年度以降は大船渡町字野々田地内及び猪川町字下権現堂地内で測定を行っています。平成25年度に権現堂地内、平成26年度に野々田地内で望ましい値[※]を超過しましたが、平成27年度以降は全ての測定地点で望ましい値を達成しており、本市の大気環境はおおむね良好な状況で推移しています(101ページ1-1大気環境)。

また、工場・事業場対策として、県と連携した環境パトロールや、事業所との環境保全協定の締結により公害の防止に努めています。計画期間において5事業所と協定を締結し、これまでに協定を締結した事業所は39事業所となっています。

このほか、自動車排ガス対策では、市の率先行動として公用車へのエコカーの導入を進めており、令和3年度の導入率は82.24%と平成23年度の60.29%から20%以上増加しています。また、エコドライブや公共交通機関の利用について広報紙等で呼び掛けを行っています。

※望ましい値：降下ばいじんには環境基準が定められていませんが、その量が10t/㎥/月を下回ることが生活環境の保全上望ましいとされています。

(イ) 水環境

本市には、大船渡湾、門之浜湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾の五つの湾があり、門之浜湾を除く四つの湾は、環境基準A類型に指定され、水質の測定監視を行っています。

大船渡湾については、県と共同で策定した「大船渡湾水環境保全計画」に基づき、大船渡湾の水質浄化対策に取り組みました。東日本大震災により湾の環境が大きく変わったことから一時的に水質が改善されましたが、再びCOD[※]値が上昇傾向となっています(18ページ図2-5)。

大船渡湾に流入する盛川本流と支川の立根川、吉浜湾に流入する吉浜川についても、環境基準が設定されていることから、測定監視を行っています。いずれも環境基準を達成しており、良好な状況で推移しています。

排水対策については、大船渡市公共下水道基本計画等に基づいた整備により、平成23年度に54.6%だった汚水処理人口普及率が、令和3年度には75.8%に上昇しています。

水源保全、水質浄化対策については、清掃船「さんご丸」の定期的な運行により大船渡湾に流入する漂着ごみの処理を実施したほか、アサリ漁場となる干潟の造成を行いました。

※COD：化学的酸素要求量。水中の被酸化性物質(有機物、無機物)を酸化するために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の汚濁を示す代表的な指標です。

(ウ) 身近な生活環境

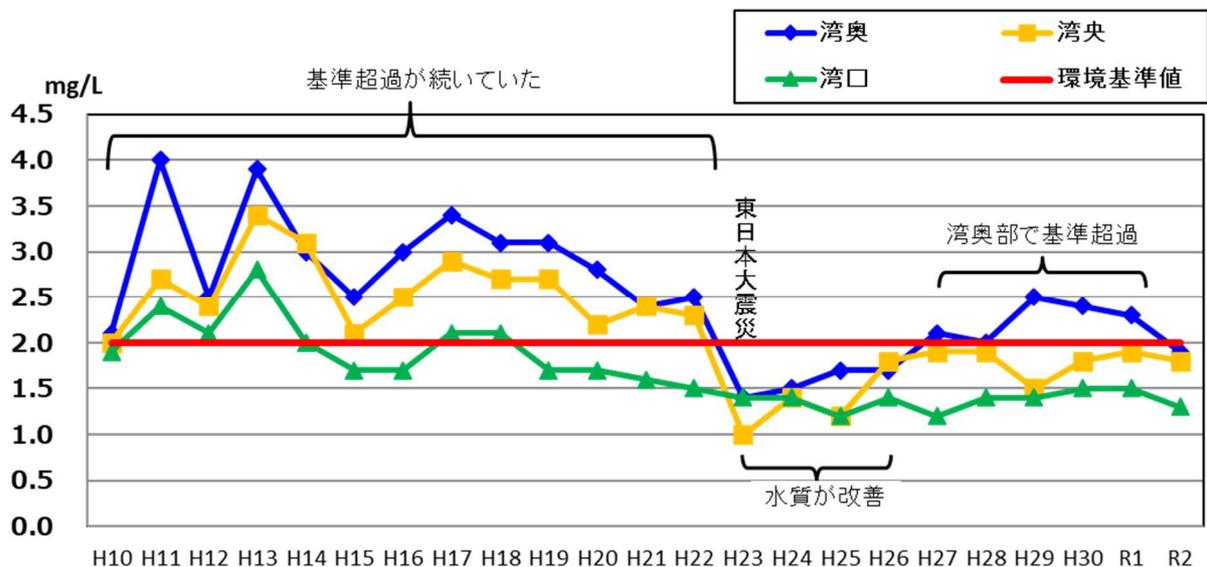
身近な生活環境の現状を把握するため、環境騒音の測定や振動・悪臭の現地調査を行っています。騒音については、全ての年度で環境基準を達成しています。振動や悪臭については、市民からの情報提供等により原因者への指導等を行いました。

有害化学物質対策では、東日本大震災のがれき仮置場として使用した土地等の土壌汚染調査や、震災により生じた廃液・廃薬品類・PCB含有廃棄物等危険物の適正な処理を実施しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が拡散したことから、市内の空間放射線量を定期的に測定した結果、健康に影響を及ぼすような状況は確認されませんでした。

市民・事業所アンケートでは、本市の環境について、「住まいの周辺が静かで快適である」の項目に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が、市民では70.7%、事業所では88.7%となっています(27ページ図2-10及び28ページ図2-11)。

図2-5 大船渡湾のCOD値の推移



出典：岩手県公共用水域水質測定結果を基に作成

イ 主な達成目標及び達成率区分

項目	平成 23 年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度実績における達成率区分 ^{※1}
二酸化窒素	0.008ppm	0.004ppm	環境基準 (0.04ppm)以下	a
降下ばいじん量	7.9t/km ³ /月(権現堂) 4.5t/km ³ /月(野々田)	3.3t/km ³ /月(権現堂) 2.4t/km ³ /月(野々田)	10t/km ³ /月以下 ^{※2}	a
大船渡湾湾奥の COD	2.5 mg/l (平成 22 年度 ^{※3})	1.9 mg/l (令和2年度 ^{※3})	環境基準 (2.0 mg/l)以下	a
大船渡湾湾央の COD	2.3 mg/l (平成 22 年度 ^{※3})	1.8 mg/l (令和2年度 ^{※3})	環境基準 (2.0 mg/l)以下	a

項目	平成 23 年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度実績 における達成 率区分※1
大船渡湾湾口の COD	1.5 mg/ℓ (平成 22 年度※3)	1.3 mg/ℓ (令和2年度※3)	環境基準 (2.0 mg/ℓ)以下	a
污水处理人口普及率	54.6%	75.8%	82.1%	a
環境騒音	全ての測定地点で 環境基準達成	全ての測定地点で 環境基準達成	環境基準を達成する	a

※1 達成率区分は、達成率（目標年度の直前年度における実績値/令和4年度目標値×100、単位%）が、90%以上：a、70%以上～90%未満：b、50%以上～70%未満：c、50%未満：d。以下、24 ページまで同じ。

※2 降下ばいじんには環境基準が定められていないため、生活環境の保全上望ましいとされている値を目標としています。

※3 平成 23 年度と令和 3 年度の実績については、公表年度等の都合により、() 内の年度の数値を記載しています。

〈参考〉 全ての達成目標の実績値は、101～102 ページに掲載しています。

ウ 課題

- ・ 良好な生活環境の維持
- ・ 大船渡湾の水質汚濁の抑制

(2) 基本目標2「自然環境と調和し快適にさせるまちをめざします」

ア 計画期間中の主な取組状況とその成果

(ア) 自然生態系

本市は、陸域が森林に覆われた広大な北上高地の一部に当たり、地形が複雑に入り組んだリアス海岸、美しい大海原が広がる太平洋などの豊かな自然に囲まれ、多種多様な生物が生息する地域であり、この豊かな自然生態系を保全するための取組を行いました。

希少な自然を保護するため、自然公園保護管理員の設置による動植物の保護、自然観察会及び水生生物調査を実施し、自然保護意識の啓発に取り組みました。

里地・里山・里海の保全として、盛川河川敷公園の管理、豊かな海を育む大きな森づくり事業による植樹等を実施しました。また、市有林整備事業により令和3年度時点で488.62haの間伐を実施しており、計画期間中の達成目標を上回りました。

有害鳥獣対策については、本市は特にシカ等による農林業への被害が発生していることから、鳥獣被害対策推進員を設置するとともに、防護網の配布、シカの有害捕獲等を行い、農林業への被害防止に努めました。

本市に生育する植物



ニッコウキスゲ



ハマギク



スカシユリ



ノハナショウブ

環境省東北地方環境事務所大船渡自然保護官事務所提供

(イ) 景観資源・身近な緑

震災復興に伴う碇石海岸集団施設地区復旧再整備事業の実施や、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐ「みちのく潮風トレイル」の整備、地形・地質の保全・活用等を図る「三陸ジオパーク」の認定など、自然景観を保全しつつ、観光等の資源の活用を図る取組を進めました。

また、国指定史跡の「下船渡貝塚」、「蛸ノ浦貝塚」、「大洞貝塚」等の歴史的な資源や、県指定天然記念物「大船渡の三面椿」、市指定天然記念物「老杉」等を有しており、史跡等の現地説明を行う文化財めぐりの実施や、天然記念物に指定されている樹木の樹勢回復を行うなど、文化財の活用と保全に取り組みました。

市街地の緑化については、夢海公園、サン・アンドレス公園等の整備により、身近な緑の創出が図られています。

市民・事業所アンケートでは、本市の環境について、「自然・歴史的な景観が保たれている」、「身近に自然と触れ合える場所がある」の項目に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が、市民・事業所ともに半数を超えています（27 ページ図 2-10 及び 28 ページ図 2-11）。

イ 主な達成目標及び達成率区分

項目	平成 23 年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度実績における達成率区分
間伐実施面積	119.46ha	28.9ha(単年度) 488.62ha(累計)	397.0ha(累計)	a
市街地の緑化水準	7.5%	11.8%	15.0%	b

ウ 課題

- ・鳥獣被害対策の推進
- ・森林の適切な維持管理
- ・観光資源としての豊かな自然の活用

碇石海岸集団施設地区復旧再整備事業で整備された主な施設



碇石海岸インフォメーションセンター



碇石海岸キャンプ場

(3) 基本目標3「地球環境に配慮した環境共生型のくらしをめざします」

ア 計画期間中の主な取組状況とその成果

(ア) 廃棄物

限りある資源を有効に利用し、環境負荷をできるだけ少なくする循環型社会を形成するため、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を行いました。

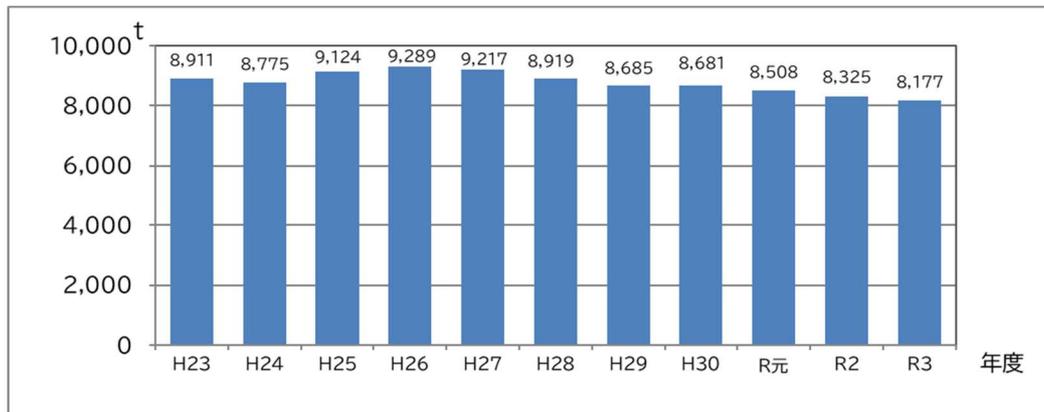
可燃ごみ、不燃ごみ、資源古紙は大船渡地区環境衛生組合が収集運搬しており、このうち可燃ごみは岩手沿岸南部広域環境組合（岩手沿岸南部クリーンセンター）で処理を行っています。不燃ごみの缶類やびん類、資源古紙は、大船渡地区環境衛生組合で再利用化を図っており、資源回収実施団体への奨励金交付もを行っています。

市では、ごみ減量化やリサイクル等について周知や啓発を図るとともに、セメント工場を有する地域特性をいかし、モデル地区を設定し、プラスチック類等を「再利用ごみ」として分別収集し、セメントの原燃料として再利用する取組を行いました。

第2次計画期間中におけるごみ排出量は減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量は高い値で推移しています（図2-6、2-7）。

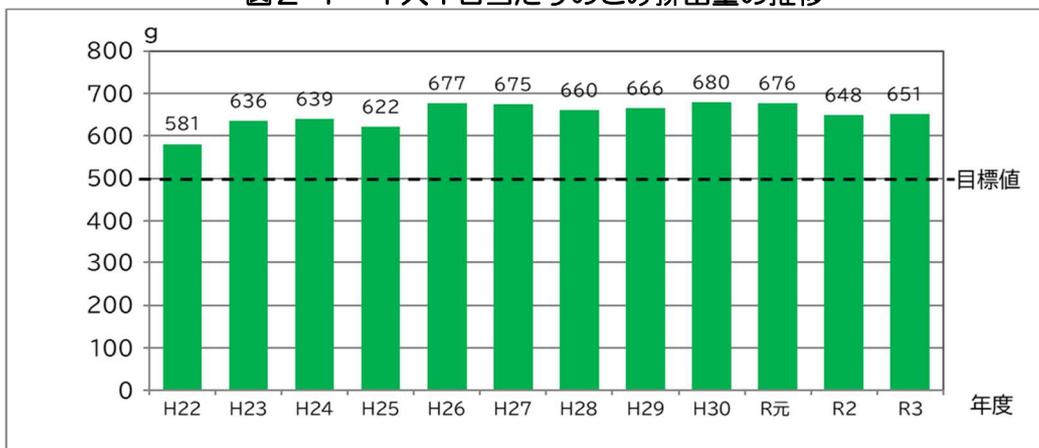
環境美化の推進では、市内一斉清掃、市内一斉クリーン作戦等の市民参加による環境美化活動を実施するとともに、不法投棄対策として、市公衆衛生組合連合会及び市環境保全推進協議会と連携し、不法投棄防止看板及び不法投棄防止ネットの設置や、衛生監視員による監視等を実施しました。

図2-6 本市のごみ排出量の推移



出典：岩手県「県内のごみ排出量の年間実績」を基に作成。
ごみ排出量は家庭系ごみ（資源ごみを除く）の量。

図2-7 1人1日当たりのごみ排出量の推移



出典：大船渡地区環境衛生組合ごみ排出量データを基に作成。
ごみ排出量は家庭系ごみ（資源ごみを除く）の量。

(イ) 地球温暖化対策実行計画

第2次計画では、地球規模の気候の変化と国際的な気候変動対策の状況等から、計画内に「地球温暖化対策実行計画」を盛り込み、市域における二酸化炭素排出量と市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量について、目標を掲げて削減に取り組んできました。

このうち、市域における二酸化炭素排出量については、令和4（2022）年度に平成2（1990）年度比25%削減を掲げ、平成30（2018）年度実績値で23.3%の削減となっていました。地球温暖化の深刻さを踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策に取り組むため、令和4年3月に令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする「大船渡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

同計画では、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比46%削減、令和32（2050）年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目標に掲げ、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの利用促進」、「多様な手法による地球温暖化対策の推進」の三つの基本目標により取組を推進することとしています。

第2次計画における取組としては、エコドライブや家庭でできる二酸化炭素排出量の削減等について、広報紙等で周知を行うとともに、マイバッグ推進キャンペーンや環境衛生図書展などの啓発イベントを実施しました。また、住宅用太陽光発電システム設置に係る補助や、市内企業による木質バイオマス発電事業の支援など、再生可能エネルギーの普及事業を行いました。

市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量の削減については、計画期間中の各年度において対前年度以下となることを目標とし、エネルギー使用の抑制や、省資源化の取組を推進しました。

また、市の事務事業に係る「第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量について、基準年度である平成25（2013）年度比40%削減を目標として取り組んでいます。令和3（2021）年度実績値は、平成25年度比24.5%削減となっています。（102 ページ3-2 地球温暖化対策実行計画）

イ 主な達成目標及び達成率区分

項目	平成23年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度実績における達成率区分
1人1日当たりごみ排出量	581g (平成22年度※)	651g	500g	b
市域における二酸化炭素排出量	336千トン (平成21年度※) 平成2年度比 14%削減	285千トン (令和元年度※) 平成2年度比 27.1%削減	239千トン 平成2年度比 25%削減	a

※平成23年度実績と令和3年度実績については、公表年度等の都合により、()内の年度の数値を記載しています。

ウ 課題

- ・ごみ減量化とリサイクルの推進
- ・地球温暖化対策の一層の推進

(4) 基本目標4「一人ひとりの行動力を生かす環境保全をめざします」

ア 計画期間中の主な取組状況とその成果

(ア) 環境教育・環境学習

環境への理解と意識を高めるため、講座の開催、講師派遣、広報紙やホームページを利用した環境活動情報の提供等を行いました。

市民・事業所アンケートでは、本市の環境について、「子どもから大人までの環境教育・環境学習が進んでいる」の項目に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が、市民では20.0%、事業所では17.0%にとどまっています(27 ページ図 2-10 及び 28 ページ図 2-11)。

(イ) 環境保全活動・環境配慮

市民・事業所による環境保全活動を推進するため、市内一斉清掃や市内一斉クリーン作戦などの清掃・美化活動の実施や、各地域で組織する公衆衛生組合の活動を支援しました。清掃・美化活動については、参加者が固定化・高齢化する傾向にあります。

また、日常生活や事業活動における省エネルギーの取組、環境汚染防止などの環境配慮行動を推進するため、エコライフや水質浄化に対する意識の啓発等を行いました。このほか、事業活動において環境の保全及び公害の未然防止を図るよう、5事業所と環境保全協定を締結しました。

市民意識調査では、「環境に配慮した行動を実践している」と回答した割合が84.6%と高くなっており、これを維持していく必要があります。

イ 主な達成目標及び達成率区分

項目	平成 23年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度実績における達成率区分
青少年の環境保全実践活動等参加団体数	12 団体	4 団体	30 団体	d
環境に配慮した行動を実践している人の割合	70.7%	84.6%	80.0%	a

ウ 課題

- ・環境教育や情報発信の充実
- ・市民が参加しやすい環境保全活動の実施

2-3 市民・事業所アンケート調査結果

(1) 調査概要

第3次大船渡市環境基本計画の策定に当たって、市民及び事業者の意見を計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

調査の概要は表2-3のとおりです。

表2-3 市民・事業所アンケート調査概要

市民アンケート	
実施時期	令和4年8月26日(金)～令和4年9月9日(金)
対象	18歳以上の市民1,000人 ※住民基本台帳から無作為抽出
回答方法	郵送、インターネット回答
回答数	446(うち郵送407、インターネット39)
事業所アンケート	
実施時期	令和4年8月26日(金)～令和4年9月9日(金)
対象	市内に事業所を置く100事業者
回答方法	郵送、インターネット回答
回答数	53(うち郵送44、インターネット9)

(2) 調査結果

調査項目のうち、主なものを記載しています。

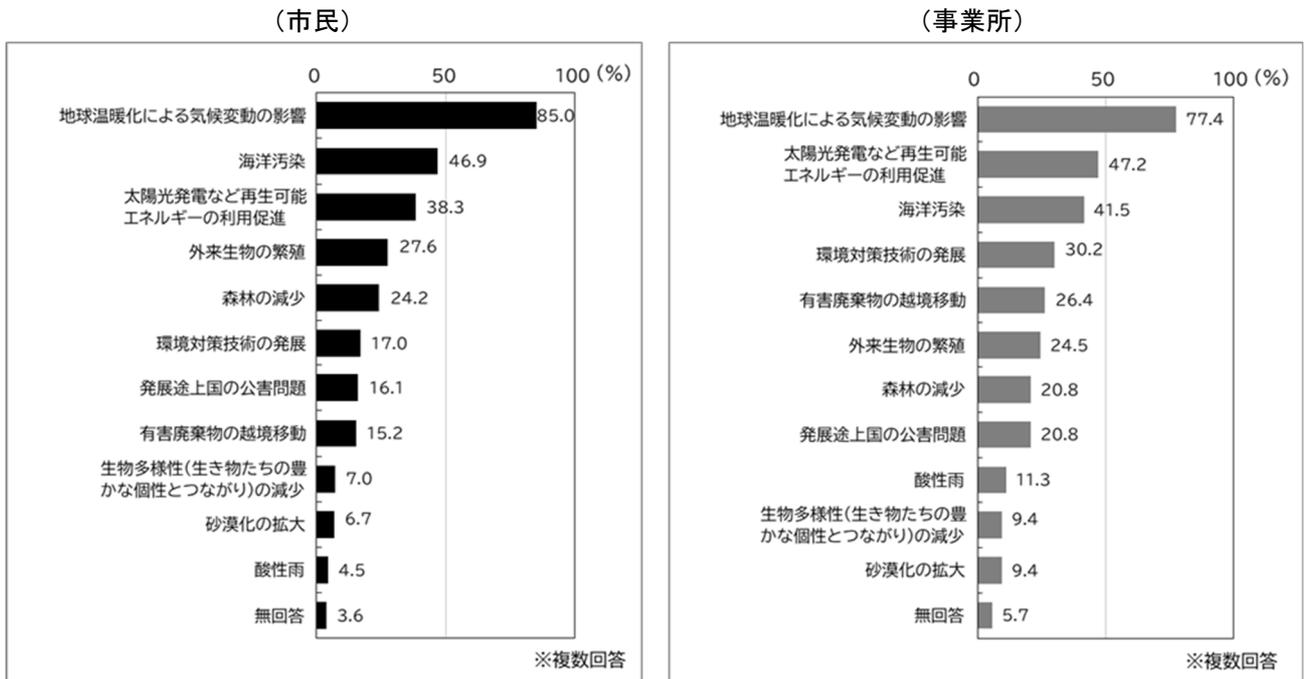
調査結果の詳細は、82ページから100ページにかけて記載しています。

ア 興味や関心のある地球規模の環境のテーマについて

興味や関心のある地球規模の環境のテーマについては、市民・事業所ともに「地球温暖化による気候変動の影響」が最も高くなっており、地球温暖化問題への関心の高さがうかがえます。

続いて「海洋汚染」や「太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進」が高い結果となりました(図2-8)。

図2-8 興味や関心のある地球規模の環境のテーマ

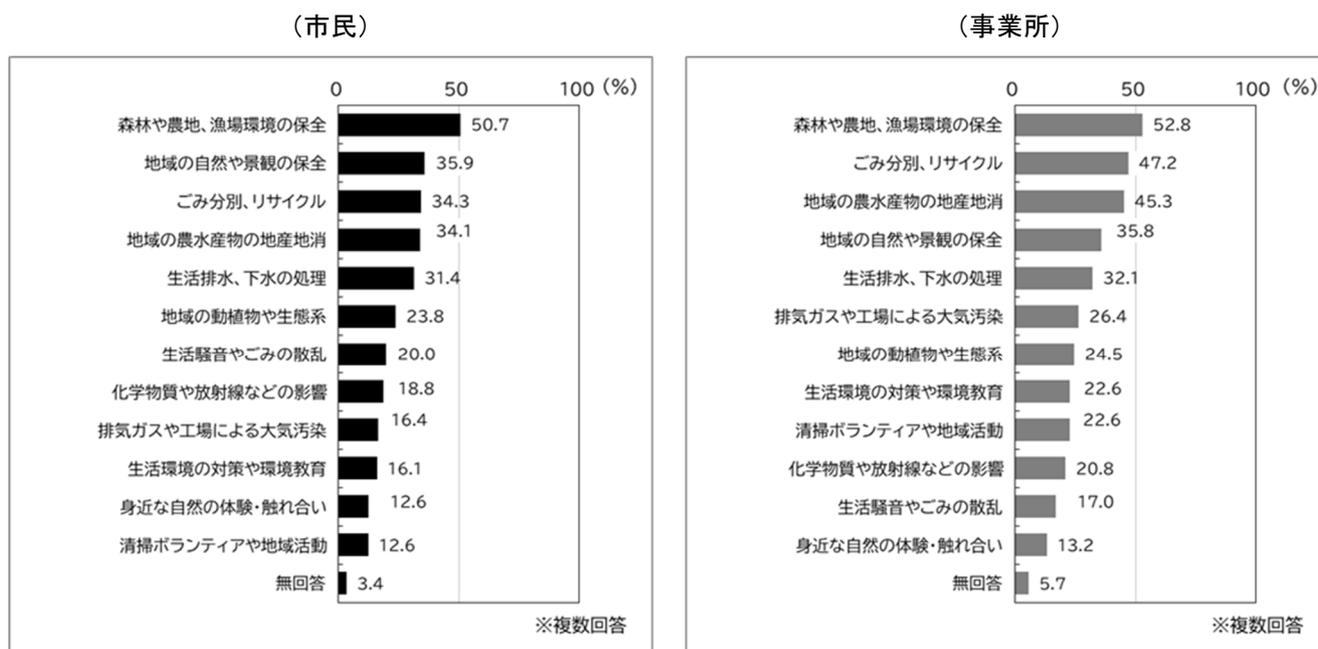


イ 興味や関心のある身近な環境のテーマについて

興味や関心のある身近な環境のテーマについては、市民・事業所ともに「森林や農地、漁場環境の保全」が最も高くなっており、産業を支える環境の保全についての関心の高さがうかがえます。

続いて、市民では、「地域の自然や景観の保全」や「ごみ分別、リサイクル」、事業所では、「ごみ分別、リサイクル」、「地域の農水産物の地産地消」が高い結果となりました（図2-9）。

図2-9 興味や関心のある身近な環境のテーマ



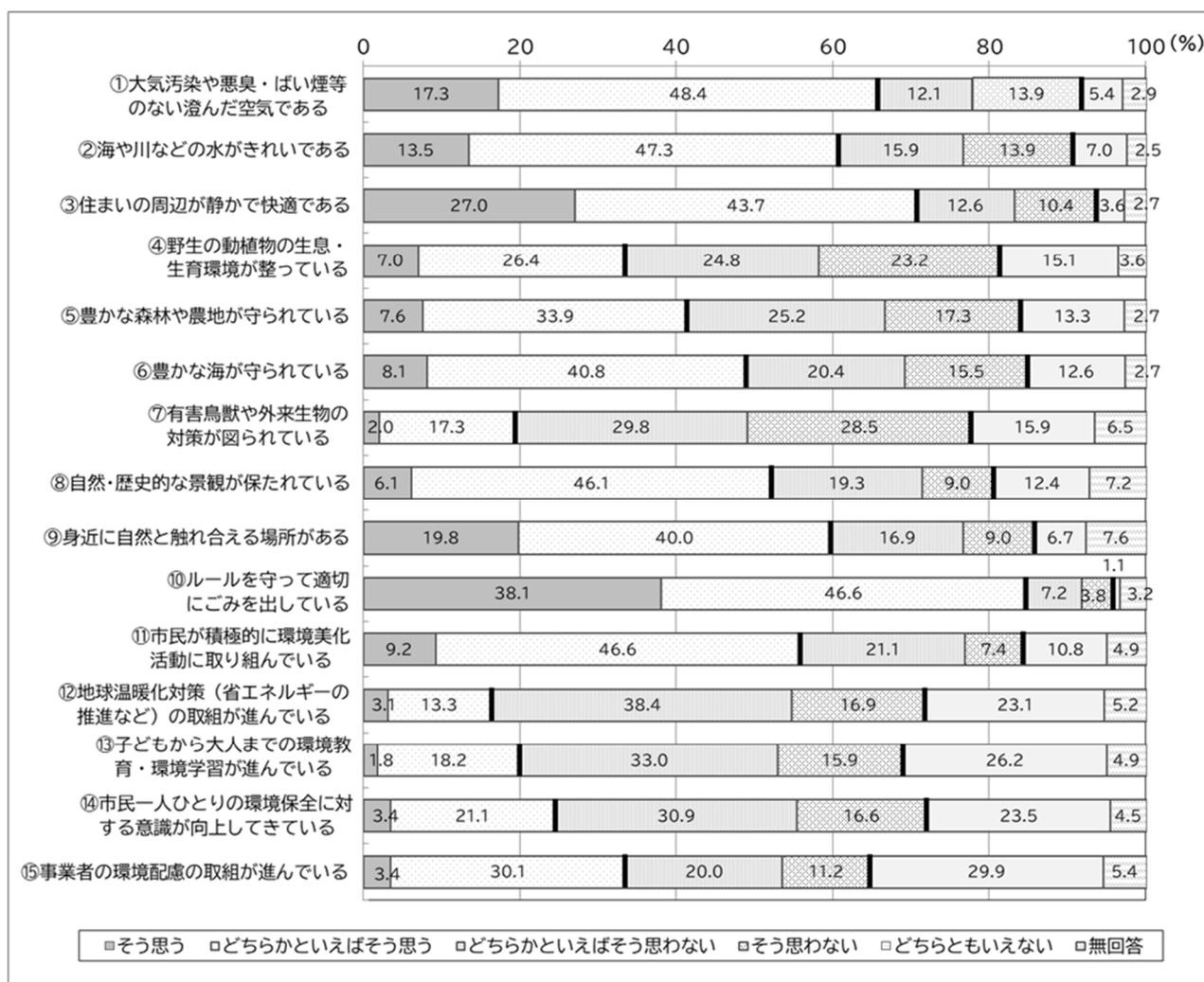
ウ 現在の大船渡市の環境について

【市民アンケート】

現在の本市の環境について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が最も高い項目は、「⑩ルールを守って適切にごみを出している」で84.7%となっており、続いて「③住まいの周辺が静かで快適である」、「①大気汚染や悪臭・ばい煙等のない澄んだ空気である」が高い結果となりました。

一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が最も高い項目は、「⑦有害鳥獣や外来生物の対策が図られている」で58.3%となっており、続いて「⑫地球温暖化対策（省エネルギーの推進など）の取組が進んでいる」、「⑬子どもから大人までの環境教育・環境学習が進んでいる」が高い結果となりました（図2-10）。

図2-10 現在の大船渡市の環境について（市民）

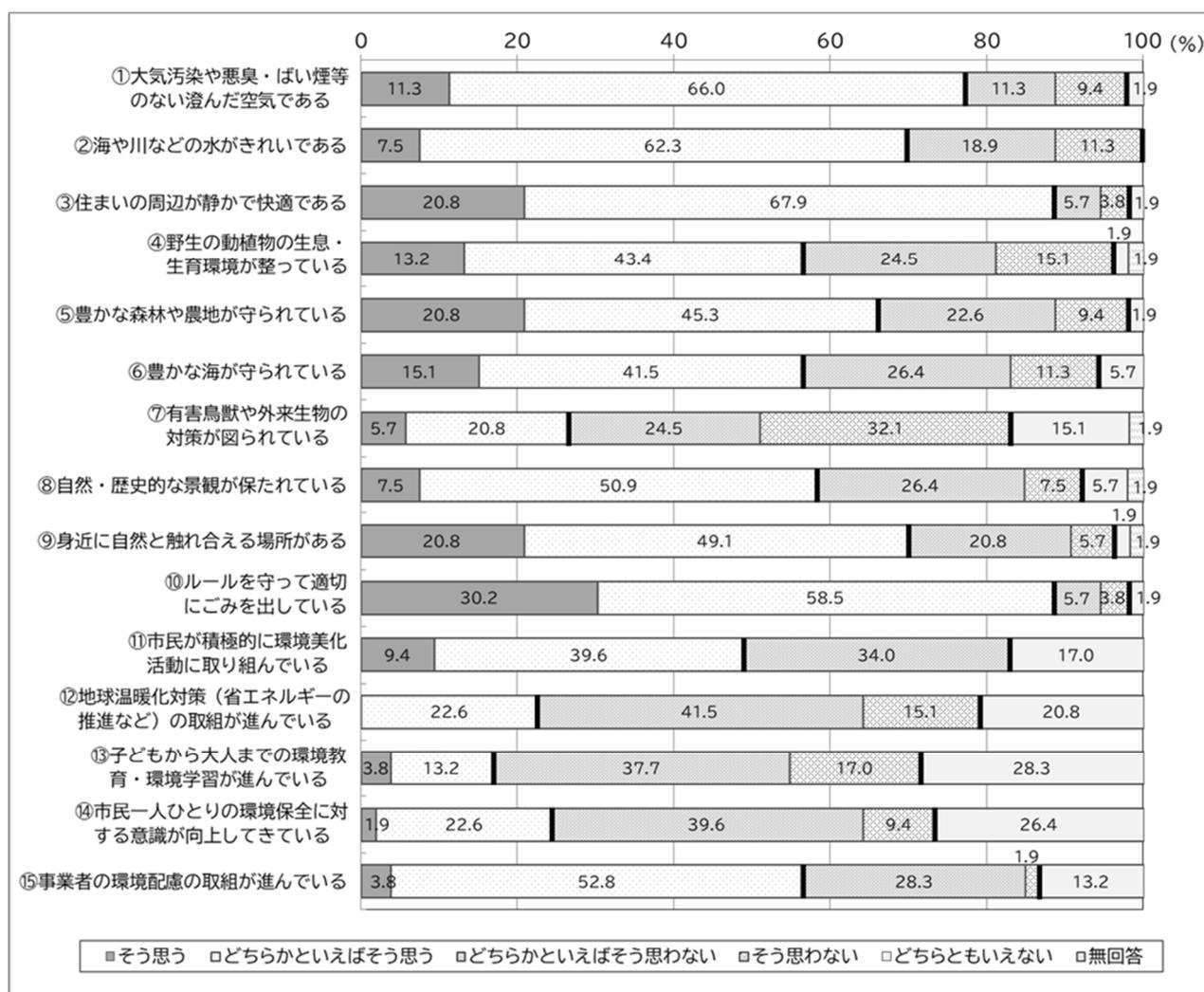


【事業所アンケート】

現在の本市の環境について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が最も高い項目は、「⑩ルールを守って適切にごみを出している」と「③住まいの周辺が静かで快適である」がともに88.7%となっており、続いて「①大気汚染や悪臭・ばい煙等のない澄んだ空気である」、「⑨身近に自然と触れ合える場所がある」が高い結果となりました。

一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が最も高い項目は、「⑦有害鳥獣や外来生物の対策が図られている」と「⑫地球温暖化対策（省エネルギーの推進など）の取組が進んでいる」がともに56.6%となっており、続いて「⑬子どもから大人までの環境教育・環境学習が進んでいる」、「⑭市民一人ひとりの環境保全に対する意識が向上してきている」が高い結果となりました（図2-11）。

図2-11 現在の大船渡市の環境の評価（事業所）

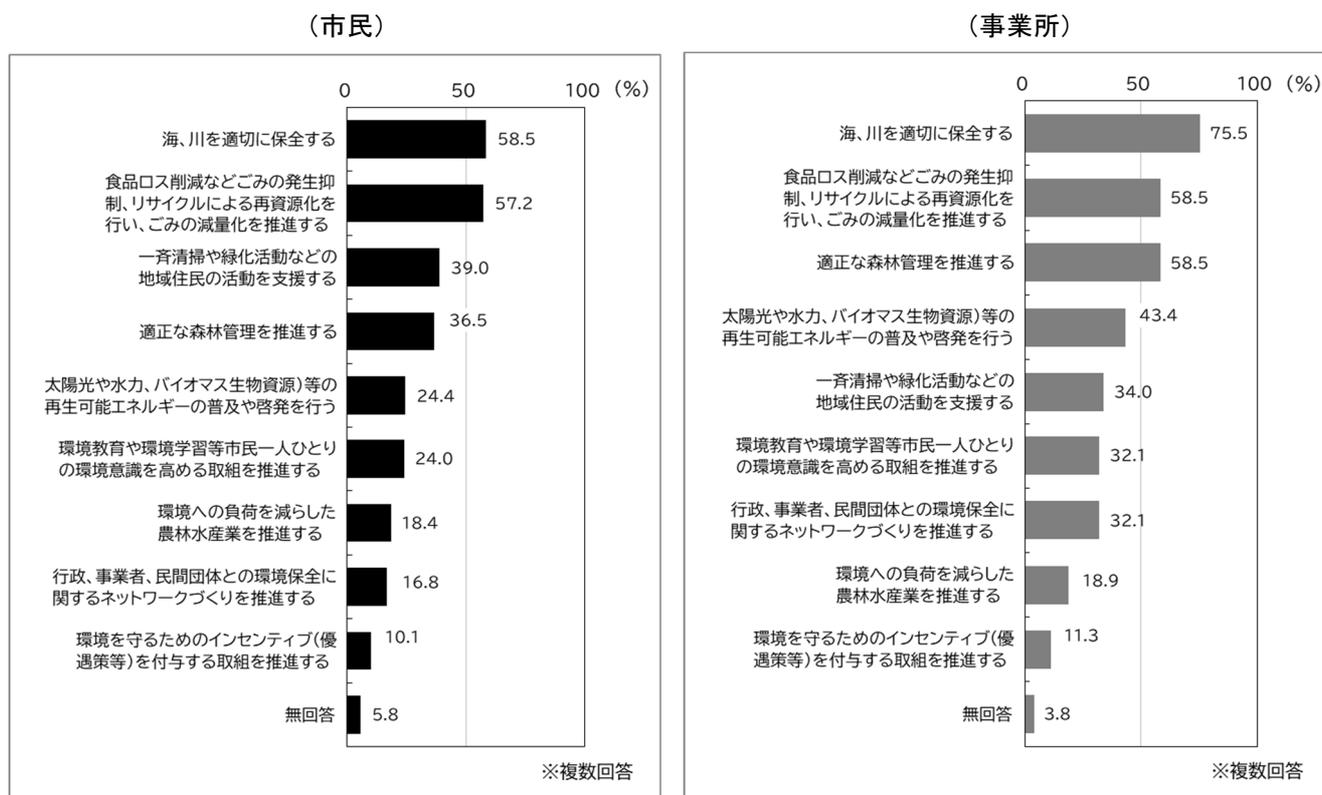


エ. 環境問題を解決するために必要な環境保全施策について

環境問題を解決するために必要な環境保全施策については、市民・事業所ともに「海、川を適切に保全する」が最も高くなっており、本市の大切な資源である水環境の保全意識の高さがうかがえます。

続いて、市民では、「食品ロス削減などごみの発生抑制、リサイクルによる再資源化を行い、ごみの減量化を推進する」や「一斉清掃や緑化活動などの地域住民の活動を支援する」、事業所では、「食品ロス削減などごみの発生抑制、リサイクルによる再資源化を行い、ごみの減量化を推進する」や「適正な森林管理を推進する」が高い結果となりました（図2-12）。

図2-12 環境問題を解決するために必要な環境保全施策



第3章 望ましい環境像と施策の体系

第3章 望ましい環境像と施策の体系

3-1 望ましい環境像

本市は、三陸復興国立公園や県立自然公園を有し、海・山・川の豊かで美しい自然や、生物多様性に富んだ地域です。これらの自然環境は、市民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、農林漁業や資源採集などの恵みをもたらすかけがえのない共有財産といえます。

一方で、自然は時に地震、津波、豪雨等の災害を起こし、人間の生活をおびやかすこともあることから、自然の厳しさへの対応も求められます。

自然の恵みを産業等に持続的に活用し続け、本市の豊かな環境を将来に引き継いでいけるよう、市民、事業者、市が連携、協力し、守り育てていく必要があります。

このことから、大船渡市環境基本条例の基本理念と、「大船渡市総合計画 2021」の将来都市像を踏まえ、望ましい環境像を次のように設定します。

豊かな環境を ともに守り育て 未来につなぐまち 大船渡

3-2 施策の推進に向けた分野横断的な視点

環境に関する課題には、地球温暖化の進行による気候変動、大量生産・大量消費による廃棄物の増大など、人間の社会経済活動が原因となって発生しているものが少なくありません。

省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入、リサイクルの促進など環境の課題を解決するための取組を進めることで、経済や社会の課題までも一体的に解決させるような、横断的な視点を取り入れた施策を検討することが必要です。

そのため、本計画では、従来の環境分野別の視点に加え、SDGsの視点を取り入れます。

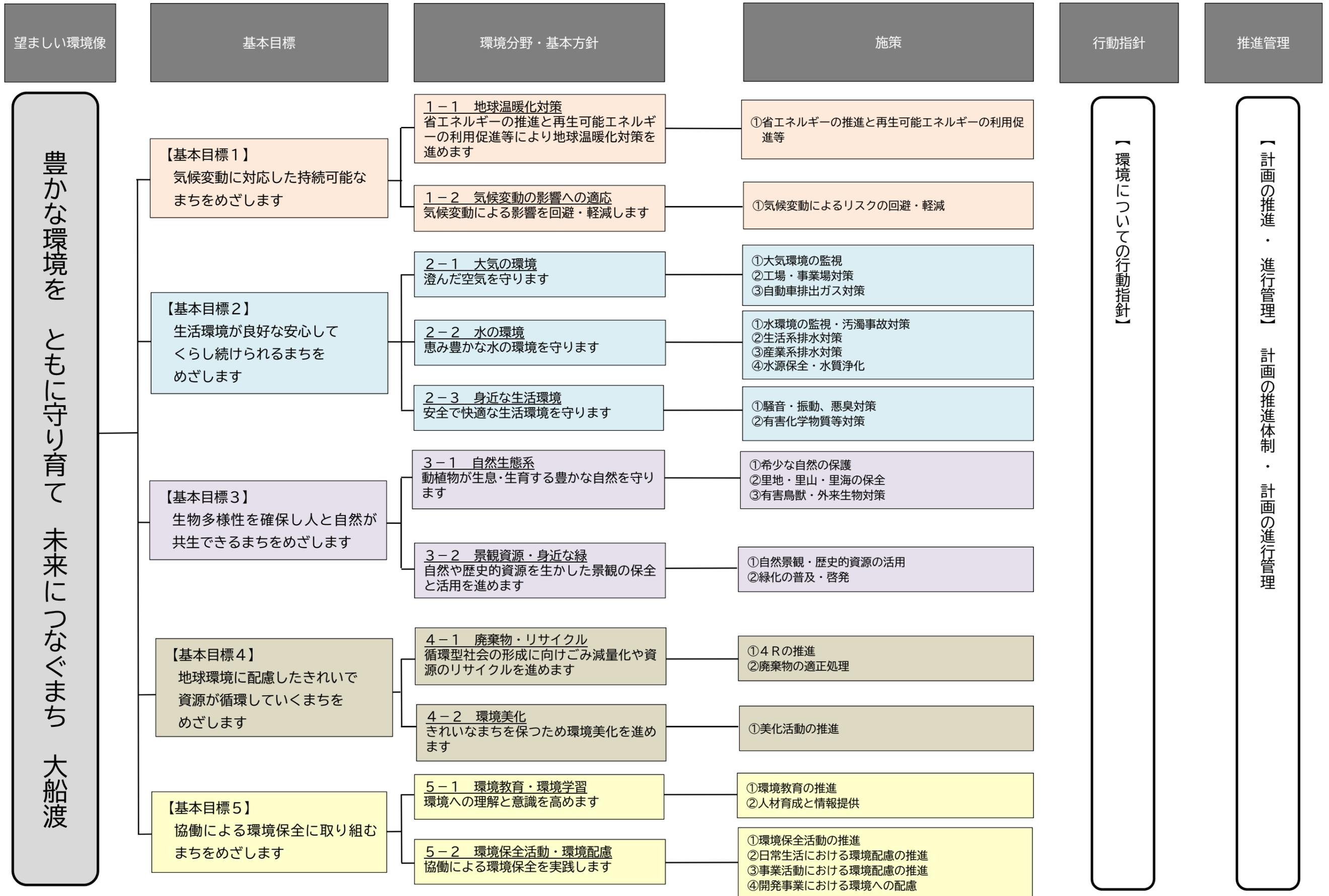
3-3 基本目標と施策の体系

望ましい環境像を実現するため、「気候変動への対応」「生活環境の保全」「自然との共生」「資源の循環的利用」「協働による環境保全」の視点から以下の基本目標を掲げます。

また、次ページの「施策の体系」により、基本目標ごとに環境分野と分野別の基本方針を定め、各施策に取り組んでいきます。

- 基本目標 1 気候変動に対応した持続可能なまちをめざします
- 基本目標 2 生活環境が良好な安心して暮らし続けられるまちをめざします
- 基本目標 3 生物多様性を確保し人と自然が共生できるまちをめざします
- 基本目標 4 地球環境に配慮したきれいで資源が循環していくまちをめざします
- 基本目標 5 協働による環境保全に取り組むまちをめざします

施策の体系



3-4 SDGsとの関連

SDGsは、人間の安全保障の理念を反映して誰一人取り残さないことを目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

それぞれのゴールとターゲットは相互に関連しており、一つの課題解決に向けた行動によって複数の課題を解決することを目指すものです。環境政策を通じて経済、社会の広範囲な課題にも一体的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指します。

本計画では、各施策とSDGsのゴールを関連付けることで、環境的視点からだけでなく、経済、社会的視点からも持続可能であることを目指し、取組を推進します（図3-1）。

図3-1 SDGsのゴールと関連する主な施策

関連するSDGsのゴール	関連する主な施策
 2 飢餓をゼロに	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動によるリスクの回避・軽減 ・4Rの推進
 3 すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動によるリスクの回避・軽減 ・大気環境の監視 ・工場・事業場対策 ・自動車排出ガス対策 ・有害化学物質等対策
 4 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進 ・人材育成と情報提供
 6 安全な水とトイレを世界中に	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境の監視・汚濁事故対策 ・水源保全・水質浄化
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進等
 9 産業と技術革新の 基礎をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動によるリスクの回避・軽減
 11 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動、悪臭対策 ・日常生活における環境配慮の推進 ・有害鳥獣・外来生物対策 ・事業活動における環境配慮の推進 ・自然景観・歴史的資源の活用 ・開発事業における環境配慮の推進
 12 つくる責任つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> ・4Rの推進 ・廃棄物の適正処理 ・事業活動における環境配慮の推進
 13 気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進等 ・気候変動によるリスクの回避・軽減 ・里地・里山・里海の保全 ・環境教育の推進
 14 海の豊かさを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・生活系排水対策 ・産業系排水対策 ・美化活動の推進 ・環境保全活動の推進 ・里地・里山・里海の保全
 15 陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・希少な自然の保護 ・里地・里山・里海の保全 ・緑化の普及・啓発 ・美化活動の推進 ・環境保全活動の推進
 17 パートナースhipで 目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動によるリスクの回避・軽減 ・環境保全活動の推進

第4章 環境分野の施策の展開

第4章 環境分野の施策の展開

基本目標 1

気候変動に対応した持続可能なまちをめざします

地球温暖化は、気候変動をもたらし、気温上昇、大雨の頻度の増加や熱中症リスクの増加など、全国各地で影響が現れており、そのリスクは今後更に高まることが予測されています。

本市も、日降水量 50 mm以上の年間日数、夏日（日最高気温 25℃以上）の年間日数が増加しており、決して例外ではありません（13 ページ図 2-2-2、図 2-2-3）。

地球温暖化、その他の気候変動に対処するためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」策に取り組むことはもちろんのこと、現在生じており、また、将来予想される被害の回避・軽減を図る「適応」策にも取り組むことが重要となります。

緩和と適応の両輪で気候変動の課題に取り組み、持続可能なまちを目指します。

【関連するSDGs】



環境分野 1-1 地球温暖化対策

「大船渡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、「省エネルギー対策の推進」「再生可能エネルギーの利用促進」「多様な手法による地球温暖化対策の推進」の目標の下、温室効果ガスの排出抑制を推進します。

（1）基本方針と達成目標

【基本方針】

省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進等により地球温暖化対策を進めます

【達成目標】

項目	基準年度 (平成 25 年度)	令和3年度現在	令和 14 年度目標※1
市の行政事務活動における 温室効果ガス総排出量	総排出量 8,590.91t	総排出量 6,486.57t 平成 25(2013)年度比 24.5%削減	総排出量 5,154.55t以下 平成 25(2013)年度比 40%以上削減
市の温室効果ガス排出削減 量	総排出量 1,934.1 千t	総排出量 1,846.0 千t 平成 25(2013)年度比 4.6%削減 (平成 29 年度※2)	平成 25(2013)年度比 46%以上削減 ※令和 32 年度に総排出量 実質ゼロを目指す

※1 目標値は、計画の見直しにより新たな目標を定めた場合など、必要に応じて弾力的に見直します。

※2 市の温室効果ガス総排出量の実績値は、公表年度等の都合により、() 内の年度の数値を記載しています。

(2) 施策の方針と取組

施策①省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進等

【施策の方針】

- ・ 温室効果ガス排出量を削減する省エネルギー行動等緩和策の推進
- ・ 再生可能エネルギーの利用促進

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
再生可能エネルギー利用事業者への指導、支援	民間事業者による再生可能エネルギーを利用した発電事業に関し、国のガイドライン等に沿い、必要に応じて適切に指導、支援する。	各課等
地球温暖化対策推進実行計画の推進	市の事務事業により生じる温室効果ガス排出量の削減に係る取組を進める。	市民環境課
エコドライブの普及	ふんわりアクセルやアイドリングストップ、加減速の少ない運転など、環境にやさしい運転に取り組む。	市民環境課
エコ協力店いわての認定	ごみの減量化やリサイクルの取組を積極的に行う店舗等を、「エコ協力店」として県と共同で認定する。	市民環境課
エコカーの導入	市の率先行動として、公用車の更新時にエコカーの導入を進める。	各課等
マイバッグ推進キャンペーン	流通から消費までの各段階における、ごみと温室効果ガスの発生を防ぐ取組として、マイバックの活用及びレジ袋の削減を、市民、各種団体、市内小売事業者及び市が協力し推進する。	市民環境課
ごみ減量化・リサイクル啓発事業	ごみ減量化やリサイクルの普及に関する啓発記事を随時、広報紙等へ掲載する。	市民環境課
使用済食用油の回収	家庭から出る使用済食用油を市役所等公共施設で回収することで、油を排水溝へ流すことによる水質汚濁等を防ぐとともに、回収した油はバイオディーゼル燃料を作る業者へ引き渡してリサイクルする。	市民環境課
環境衛生図書展	環境衛生週間や食品ロス削減月間等に合わせ、地球温暖化対策、水環境保全、ごみの減量化やリサイクルなど、環境について考える機会として図書展を開催する。	市民環境課
環境に関する研修会の開催	各種団体向けに環境保全や地球温暖化対策、リサイクルなどに関する研修会を開催する。	市民環境課
公共工事等における建設機械の排出ガス抑制	公共工事等に使用する建設機械について、排出ガス量を削減するために、排出ガス対策型の使用を促す。	各課等
市有林整備事業	森林を保全するため、市有林の間伐等を実施し、林床への植物の生育を促すとともに、水源かん養や二酸化炭素の吸収など、森林の公益的機能を発揮させる。	農林課

環境分野 1-2 気候変動の影響への適応

地球温暖化による気候変動は、海面上昇、豪雨や洪水等の災害リスクや、熱中症・感染症等の疾病リスクの増大につながる事が懸念されています。

このため、気候変動によるリスクを回避・軽減するための施策を推進します。

市民・事業所アンケート調査では、「興味や関心のある地球規模の環境のテーマ」として、「地球温暖化による気候変動の影響」が市民・事業所ともに最も高くなっています（25 ページ図 2-8）。

（1）基本方針と達成目標

【基本方針】

気候変動による影響を回避・軽減します

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
「災害に備え、食料や水、衣類などをすぐに持ち出せるようにしている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	29.4%	35.1%

（2）施策の方針と取組

施策①気候変動によるリスクの回避・軽減

【施策の方針】

- ・ 防災訓練の実施による防災意識の高揚
- ・ ハザードマップの作成による防災・減災体制の整備
- ・ 河川改修等による土砂災害等への対応
- ・ 気候変動に伴う疾病への注意喚起

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
防災訓練の実施	津波や水害・土砂災害等を想定した防災訓練を実施し、住民との協力体制の確立と防災意識の高揚を図る。	防災管理室
ハザードマップの作成	県が公表する洪水浸水想定を踏まえた水害ハザードマップを作成し、防災・減災体制の整備・充実を図る。	防災管理室
防災重点農業用ため池のハザードマップ作成	防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し、市民に周知する。	農林課
土砂災害防止対策事業	県が実施する土砂災害警戒区域等の調査結果を受け、区域指定に係る説明会を開催するほか、土砂災害防止月間（6月）に危険箇所の点検パトロールを実施する。	建設課
河川改修事業	近年多発する異常気象等による降雨時の大量出水や土砂災害から家屋の浸水などの被害を防ぐため、河川や水路等の整備を行う。	建設課
がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域からの移転促進を図るため、危険住宅を除却し、代替住宅（取得又は賃貸）への移転を行うものに対して、補助金を交付する。	住宅管理課
防災公園の整備	応急仮設住宅建設用地などの防災拠点機能を併せ持つ都市公園を整備する。	土地利用課
熱中症予防情報の普及	市民の熱中症を予防するため、広報紙やホームページ、SNS等を通じて情報の提供を行い、啓発と注意喚起を図る。	健康推進課
感染症への対応と予防情報の普及	関係機関等と連携して対策に取り組むとともに、感染予防に関する情報について、広報紙やホームページ、SNS等を通じて普及啓発を図る。	健康推進課

基本目標 2

生活環境が良好な安心して暮らし続けられるまちをめざします

市民一人一人が健康で快適に暮らすためには、大気や水が安全な状態に保たれ、騒音・振動・悪臭等の環境公害がない生活環境づくりが不可欠です。

日常生活を取り巻く生活環境について、市民が安心して暮らすことのできる、良好な状態を保ったまちを目指します。

【関連するSDGs】



環境分野 2-1 大気環境

本市の大気環境は、良好な状態が保たれていることが確認されていますが、今後も二酸化窒素、降下ばいじん量の測定により大気現状を把握するとともに、工場・事業場や自動車などの発生源への対策に取り組めます。

(1) 基本方針と達成目標

【基本方針】

澄んだ空気を守ります

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
二酸化窒素	0.004ppm	環境基準(0.04ppm)以下
降下ばいじん量	3.3t/km ² /月(下権現堂) 2.4t/km ² /月(野々田)	10t/km ² /月以下 [※]

※降下ばいじんには環境基準が定められていないため、生活環境の保全上望ましいとされている値を目標としています。

(2) 施策の方針と取組

施策①大気環境の監視

【施策の方針】

- ・大気の常時監視測定
- ・測定結果の公表

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
道路粉じん調査	沿道における降下ばいじん量について、通年で調査を実施する。	市民環境課
二酸化窒素の常時監視測定	二酸化窒素 (NO ₂) の状況を確認し、公表する。	市民環境課

主な事業・取組	内 容	担当課
公害苦情処理	水質汚濁、不法投棄、悪臭、騒音等に係る市民相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、必要な調査、助言等を行う。	市民環境課
PM2.5及び光化学オキシダント情報の周知	県が測定するPM2.5（微小粒子状物質）及び光化学オキシダントについて、県から注意報等が発令された際に、防災無線等により周知を行う。	市民環境課
「大船渡市の環境」の作成	市内における環境の現状と対策（主として公害関連）等についてまとめ、隔年で公表する。	市民環境課

施策②工場・事業場対策

【施策の方針】

- ・工場・事業場の環境保全状況の監視
- ・大気汚染防止法等に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
環境パトロール	公害苦情の発生原因となった事業場等を対象に、県と連携して環境パトロールを実施する。	市民環境課
工場、事業場等への立入調査	環境に関する諸法令を遵守しているかを確認するため、県と連携して立入調査を実施し、必要に応じて指導する。	市民環境課
環境保全協定締結の推進	環境の保全と公害の未然防止を図るとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう環境保全協定の締結を推進する。	市民環境課
事業者環境意識啓発事業	大船渡市環境保全推進協議会など事業者が構成員となる団体等を通じて、事業者の環境への意識の高揚を図る。	市民環境課
公共工事等における建設機械の排出ガス抑制	公共工事等に使用する建設機械について、排出ガス量を削減するために、排出ガス対策型の使用を促す。（再掲 1-1①）	各課等

施策③自動車排出ガス対策

【施策の方針】

- ・エコドライブの啓発
- ・エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車等）の普及
- ・道路沿道緑化の推進

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
エコドライブの普及	ふんわりアクセルやアイドリングストップ、加減速の少ない運転など、環境にやさしい運転に取り組む。（再掲 1-1①）	市民環境課
エコカーの導入	市の率先行動として、公用車の更新時にエコカーの導入を進める。（再掲 1-1①）	各課等
都市公園、緑地の樹木保守管理	都市公園等の樹木の剪定等を行い適切に管理する。	土地利用課

環境分野 2-2 水の環境

水環境は、公共用水域水質調査結果を基に、海域では大船渡湾、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾の、河川では盛川、吉浜川等の水質監視を行っています。

このうち大船渡湾は閉鎖性海域の地理的特性を持ち、湾奥部でCODが環境基準値を超過する傾向にあることから、今後も県と共同で策定した「大船渡湾水環境保全計画」に基づき、適正な水質保全に向けた取組を進めます。

(1) 基本方針と達成目標

【基本方針】

恵み豊かな水の環境を守ります

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
盛川権現堂橋のBOD	<0.5 mg/ℓ(令和2年度※)	環境基準(2.0 mg/ℓ)以下
盛川佐野橋のBOD	<0.5 mg/ℓ(")	"
盛川川口橋のBOD	<0.5 mg/ℓ(")	"
立根川のBOD	0.5 mg/ℓ(")	"
吉浜川のBOD	<0.5 mg/ℓ(")	"
大船渡湾湾奥のCOD	1.9 mg/ℓ(")	"
大船渡湾湾中央のCOD	1.8 mg/ℓ(")	"
大船渡湾湾口のCOD	1.3 mg/ℓ(")	"
大船渡湾の全窒素(湾奥)	0.36 mg/ℓ(")	環境基準(0.3 mg/ℓ)以下
大船渡湾の全リン(湾奥)	0.025 mg/ℓ(")	環境基準(0.03 mg/ℓ)以下
綾里湾湾奥のCOD	1.0 mg/ℓ(")	環境基準(2.0 mg/ℓ)以下
綾里湾湾口のCOD	0.9 mg/ℓ(")	"
越喜来湾湾奥のCOD	1.0 mg/ℓ(")	"
越喜来湾湾中央のCOD	1.0 mg/ℓ(")	"
吉浜湾湾奥のCOD	1.2 mg/ℓ(")	"
吉浜湾湾中央のCOD	1.2 mg/ℓ(")	"
汚水処理人口普及率	75.8%	95.4%

※令和3年度現在値については、公表年度等の都合により、()内の年度の数値を記載しています。

(2) 施策の方針と取組

施策①水環境の監視・汚濁事故対策

【施策の方針】

- ・ 公共用水域の水質監視
- ・ 測定結果の公表
- ・ 水質汚濁事故の未然防止
- ・ 水質汚濁事故発生時の拡大防止

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
公共用水域水質定期監視	公共用水域（海域、河川等）の水質の状況を確認し、公表する。	市民環境課
環境関連調査事業	大船渡湾内、河川などの水質調査を実施する。	市民環境課
衛生監視員による指導・監視	定期的にパトロールを実施し、不法投棄や排水等の監視及び指導を行う。	市民環境課
公害苦情処理	水質汚濁、不法投棄、悪臭、騒音等に係る市民相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、必要な調査、助言等を行う。（再掲 2-1①）	市民環境課
大船渡浄化センター等水質分析業務	大船渡浄化センターや漁業集落排水処理施設の放流水の水質について、通年で定期検査を実施する。	下水道事業所
三陸町養殖海域の水質調査事業	漁場の保全と今後の水産振興に寄与することを目的として、三陸地区養殖海域の水質調査を実施する。	水産課
気仙広域連合衛生センター水質分析業務	気仙広域連合衛生センターの放流水の水質について、通年で定期検査を実施する。	市民環境課（気仙広域連合）
「大船渡市の環境」の作成	市内における環境の現状と対策（主として公害関連）等についてまとめ、隔年で公表する。（再掲 2-1①）	市民環境課
伐採及び伐採後の造林の届出受付	森林の立木の伐採行為の実態を把握するとともに、市森林整備計画に適合した伐採や造林が行われるよう指導する。また、林地開発行為（1ha超）に該当する場合、県への届出を指導する。	農林課
水質汚濁事故防止対策	関係機関と連携し、油・化学物質等による水質汚濁事故の未然防止のため、設備点検等の周知を図る。油流出事故が発生した際は、釜石海上保安部等の関係機関と連携し、適切な処理による水質汚濁の拡大防止に努める。	市民環境課

施策②生活系排水対策

【施策の方針】

- ・ 公共下水道未普及地域における整備
- ・ 集落排水施設の維持管理や合併処理浄化槽の設置促進
- ・ 水洗化の促進
- ・ 生活雑排水対策に関する啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
公共下水道事業	公共用水域の水質の保全と生活環境改善のため、大船渡市公共下水道基本計画に基づき下水道の整備を進めるとともに、施設を適正に維持管理する。	下水道事業所
漁業集落排水処理事業	漁港及び海域の水質の保全と生活環境改善のため、施設を適正に維持管理する。	下水道事業所
浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質の保全と生活環境改善のため、浄化槽設置者に対する助成を行う。	下水道事業所
水洗化改造資金のあっせん	下水道供用開始区域の水洗化普及のため、改造資金の融資あっせんと利子補給を実施する。	下水道事業所
都市公園園路等バリアフリー化・トイレ水洗化事業	安全で安心できる公園づくりの一環として、公園入口の段差解消と老朽トイレ（くみ取り式）の水洗化工事を実施する。	土地利用課

主な事業・取組	内 容	担当課
下水道（水質浄化）に対する住民意識の啓発	大船渡浄化センター施設見学会、各種イベント、下水道供用開始に係る説明会等を通じて下水道や水質浄化に関するPR活動を実施する。	下水道事業所
環境衛生図書展	環境衛生週間や食品ロス削減月間等に合わせ、地球温暖化対策、水環境保全、ごみの減量化やリサイクルなど、環境について考える機会として図書展を開催する。（再掲 1-1①）	市民環境課
使用済食用油の回収	家庭から出る使用済食用油を市役所等公共施設で回収することで、油を排水溝へ流すことによる水質汚濁等を防ぐとともに、回収した油はバイオディーゼル燃料を作る業者へ引き渡してリサイクルする。（再掲 1-1①）	市民環境課

施策③産業系排水対策

【施策の方針】

- ・水質汚濁防止法等諸法令に基づく指導
- ・法令による規制を受けない小規模事業場への指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
環境パトロール	公害苦情の発生原因となった事業場等を対象に、県と連携して環境パトロールを実施する。（再掲 2-1②）	市民環境課
工場、事業場等への立入調査	環境に関する諸法令を遵守しているかを確認するため、県と連携して立入調査を実施し、必要に応じて指導する。（再掲 2-1②）	市民環境課
岩石採取計画の認可	岩石採取計画の認可の際、水質汚濁、騒音等に係る災害防止措置が適正に講じられているか確認し、必要に応じて指導する。	商工課
公共下水道事業	公共用水域の水質の保全と生活環境改善のため、大船渡市公共下水道基本計画に基づき下水道の整備を進めるとともに、施設を適正に維持管理する。（再掲 2-2②）	下水道事業所
環境保全協定締結の推進	環境の保全と公害の未然防止を図るとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう環境保全協定の締結を推進する。（再掲 2-1②）	市民環境課
事業者環境意識啓発事業	大船渡市環境保全推進協議会など事業者が構成員となる団体等を通じて、事業者の環境への意識の高揚を図る。（再掲 2-1②）	市民環境課

施策④水源保全・水質浄化

【施策の方針】

- ・大船渡湾の水質浄化対策
- ・海洋ごみ対策
- ・森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向けた適正な管理・整備
- ・水質保全に関する啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
大船渡湾水環境保全計画の推進	大船渡湾の水質浄化対策等について、「大船渡湾水環境保全計画」に基づき、県と共同で関連事業を総合的に推進する。	市民環境課
環境保全協定締結の推進	環境の保全と公害の未然防止を図るとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう環境保全協定の締結を推進する。(再掲 2-1②)	市民環境課
環境関連調査事業	大船渡湾内、河川などの水質調査を実施する。(再掲 2-2①)	市民環境課
浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質の保全と生活環境改善のため、浄化槽設置者に対する助成を行う。(再掲 2-2②)	下水道事業所
漁業集落排水処理事業	漁港及び海域の水質の保全と生活環境改善のため、施設を適正に維持管理する。(再掲 2-2②)	下水道事業所
公共下水道事業	公共用水域の水質の保全と生活環境改善のため、大船渡市公共下水道基本計画に基づき下水道の整備を進めるとともに、施設を適正に維持管理する。(再掲 2-2②)	下水道事業所
下水道(水質浄化)に対する住民意識の啓発	大船渡浄化センター施設見学会、各種イベント、下水道供用開始に係る説明会等を通じて下水道や水質浄化に関するPR活動を実施する。(再掲 2-2②)	下水道事業所
都市公園園路等バリアフリー化・トイレ水洗化事業	安全で安心できる公園づくりの一環として、公園入口の段差解消と老朽トイレ(くみ取り式)の水洗化工事を実施する。(再掲 2-2②)	土地利用課
気仙広域連合衛生センター水質分析業務	気仙広域連合衛生センターの放流水の水質について、通年で定期検査を実施する。(再掲 2-2①)	市民環境課(気仙広域連合)
湾内ごみ処理事業	清掃船「さんご丸」を定期的に運航し、大船渡湾内の漂流ごみ等の除去・処分を行う。	市民環境課
漁場環境保全事業	低気圧等により漁場・漁港に流入した漂流ごみ等の除去・処分を行い、漁場環境を保全する。	水産課
市有林整備事業	森林を保全するため、市有林の間伐等を実施し、林床への植物の生育を促すとともに、水源かん養や二酸化炭素の吸収など、森林の公益的機能を発揮させる。(再掲 1-1①)	農林課
水生生物観察事業	河川等の水質保全に対する意識啓発を図るため、水質の指標となる水生生物の生息状況の調査を実施する。	市民環境課
水道に対する住民意識の啓発	浄水場の施設見学(主に小学生)を受け入れ、水道の仕組みなどの情報を提供する。	水道事業所 簡易水道事業所
環境衛生図書展	環境衛生週間や食品ロス削減月間等に合わせて、地球温暖化対策、水環境保全、ごみの減量化やリサイクルなど、環境について考える機会として図書展を開催する。(再掲 1-1①)	市民環境課

環境分野 2-3 身近な生活環境

私たちの生活環境を良好な状態に保つためには、環境騒音や振動、悪臭等の状況を調査・把握し、発生源への対策に取り組むことが必要です。

そのため、測定調査、法律に基づく指導、環境意識の啓発などに取り組めます。

(1) 基本方針と達成目標

【基本方針】

安全で快適な生活環境を守ります

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
環境騒音	全ての測定地点で環境基準達成	環境基準を達成する
「全体的にみて、市の環境は良好である」と答えた市民の割合(市民意識調査)	60.8%	65.0%

(2) 施策の方針と取組

施策①騒音・振動、悪臭対策

【施策の方針】

- ・騒音及び悪臭の把握
- ・騒音規制法等諸法令に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識の啓発、測定結果の公表

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
環境騒音測定	騒音規制法に基づく騒音規制地域の環境基準の達成状況を把握するため、騒音測定を実施する。	市民環境課
自動車騒音常時監視業務	騒音規制法に基づく自動車騒音の環境基準の達成状況を把握するため、騒音測定を実施する。	市民環境課
悪臭実態調査	悪臭苦情の実態を把握するため、必要に応じて悪臭捕集調査を実施する。	市民環境課
公害苦情処理	水質汚濁、不法投棄、悪臭、騒音等に係る市民相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、必要な調査、助言等を行う。(再掲 2-1①)	市民環境課
ごみ処理施設における各種環境測定	ごみ処理施設周辺の環境保全に努めるとともに、定期的に施設内の悪臭、振動、騒音等に係る環境測定を実施する。	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
騒音・振動の届出事務	騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づく諸届に対し、適切な指導を行う。	市民環境課
環境パトロール	公害苦情の発生原因となった事業場等を対象に、県と連携して環境パトロールを実施する。(再掲 2-1②)	市民環境課
環境保全協定締結の推進	環境の保全と公害の未然防止を図るとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう環境保全協定の締結を推進する。(再掲 2-1②)	市民環境課
工場、事業場等への立入調査	環境に関する諸法令を遵守しているかを確認するため、県と連携して立入調査を実施し、必要に応じて指導する。(再掲 2-1②)	市民環境課

主な事業・取組	内 容	担当課
岩石採取計画の認可	岩石採取計画の認可の際、水質汚濁、騒音等に係る災害防止措置が適正に講じられているか確認し、必要に応じて指導する。(再掲 2-2③)	商工課
市道の修繕及び維持管理	安全で快適な市道環境を確保するため、市道及び市道に附帯する道路の照明を設置するとともに、歩道、交通安全施設、側溝等の修繕及び維持管理を実施する。	建設課
「大船渡市の環境」の作成	市内における環境の現状と対策(主として公害関連)等についてまとめ、隔年で公表する。(再掲 2-1①)	市民環境課
事業者環境意識啓発事業	大船渡市環境保全推進協議会など事業者が構成員となる団体等を通じて、事業者の環境への意識の高揚を図る。(再掲 2-1②)	市民環境課

施策②有害化学物質等対策

【施策の方針】

- ・有害化学物質による環境汚染の実態把握
- ・化学物質による土壌・地下水汚染への対策
- ・事業者の自主的な排出抑制対策のための情報の提供
- ・放射線量の公表

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
有害化学物質調査	関係機関と連携し、有害化学物質による環境汚染の状況の把握に努める。	市民環境課
公害苦情処理	水質汚濁、不法投棄、悪臭、騒音等に係る市民相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、必要な調査、助言等を行う。(再掲 2-1①)	市民環境課
廃棄物埋立処分場管理運営事業	市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物埋立処分場を適切に管理運営する。	市民環境課
水質汚濁事故防止対策	関係機関と連携し、油・化学物質等による水質汚濁事故の未然防止のため、設備点検等の周知を図る。油流出事故が発生した際は、釜石海上保安部等の関係機関と連携し、適切な処理による水質汚濁の拡大防止に努める。(再掲 2-2①)	市民環境課
「大船渡市の環境」の作成	市内における環境の現状と対策(主として公害関連)等についてまとめ、隔年で公表する。(再掲 2-1①)	市民環境課
事業者環境意識啓発事業	大船渡市環境保全推進協議会など事業者が構成員となる団体等を通じて、事業者の環境への意識の高揚を図る。(再掲 2-1②)	市民環境課
生活空間における放射線量の公表	県が調査した市内の放射線量の状況を公表する。	市民環境課

基本目標 3

生物多様性を確保し人と自然が共生できるまちをめざします

本市は、恵み豊かな里地・里山・里海を有し、そこには多種多様な動植物による自然生態系が形成されています。

このような自然生態系を保全するとともに、自然景観や文化財を観光資源として活用するなど、人と自然が共生できるまちを目指します。

【関連するSDGs】



環境分野 3-1 自然生態系

自然生態系を保全するためには、森林や水辺等の動植物が生息・生育する環境の状況を把握するとともに、森林整備や水質保全を行うことが必要となります。

また、農作物被害防止のための計画的な有害鳥獣対策や、既存の自然生態系に影響を及ぼす外来生物への対策が必要であり、自然との共生を図りながら各種施策を推進します。

(1) 基本方針と達成目標

【基本方針】

動植物が生息・生育する豊かな自然を守ります

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
間伐実施面積	28.9ha(単年度) 488.62ha(累計)	596ha(累計)
自然観察会等自然環境の把握に係る行事への参加人数	96人	150人

(2) 施策の方針と取組

施策①希少な自然の保護

【施策の方針】

- ・野生動植物の生息・生育環境の保全
- ・自然環境に関する情報等の提供と保護意識の啓発
- ・自然環境の調査・研究

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
水生生物観察事業	河川等の水質保全に対する意識啓発を図るため、水質の指標となる水生生物の生息状況の調査を実施する。(再掲 2-2④)	市民環境課
自然公園保護管理員設置	自然公園内の自然景観及び動植物の保護と適正な利用を図るため、区域内を巡回して、公園保全の措置等を実施する。	観光交流推進室
自然観察会	自然観察の方法を学びながら併せて自然保護を啓発するため、海辺の生物観察会、植物観察会、地質観察会などを実施する。	市立博物館

施策②里地・里山・里海の保全

【施策の方針】

- ・ 森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向けた適正な管理・整備と情報の提供
- ・ 環境に配慮した農林漁業促進に向けた啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
都市緑地除草・剪定	盛川河川敷公園を適切に管理し、環境と景観を維持するため、除草等を実施する。	土地利用課
盛川筋河川維持管理	盛川筋兩岸の法面の草刈りを実施する。	土地利用課
都市公園、緑地の樹木保守管理	都市公園等の樹木の剪定等を行い適切に管理する。(再掲 2-1③)	土地利用課
市有林整備事業	森林を保全するため、市有林の間伐等を実施し、林床への植物の生育を促すとともに、水源かん養や二酸化炭素の吸収など、森林の公益的機能を発揮させる。(再掲 1-1①)	農林課
事業者環境意識啓発事業	大船渡市環境保全推進協議会など事業者が構成員となる団体等を通じて、事業者の環境への意識の高揚を図る。(再掲 2-1②)	市民環境課

施策③有害鳥獣・外来生物対策

【施策の方針】

- ・ 有害鳥獣に関する調査研究と適正な個体数管理
- ・ 特定外来生物等への対策

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
鳥獣被害対策事業	ニホンジカ等の有害鳥獣による農林業被害を低減するため、捕獲や防護網の設置等の被害防止対策を実施する。	農林課
外来生物の監視	自然生態系や人の生命・身体、農林漁業へ被害を及ぼすと考えられる「特定外来生物」に指定されている動植物等の生息状況を把握し、適切な対応について周知する。	市民環境課

環境分野 3-2 景観資源・身近な緑

本市の歴史的資源や森林・海岸等の自然景観を保全しながら、観光等の資源として活用を図ります。また、市民の憩いの場である都市公園等の維持管理を行います。

(1) 基本方針と達成目標

【基本方針】

自然や歴史的資源を生かした景観の保全と活用を進めます

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
「きれいな空気、緑や自然が多く残っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	83.6%	86.0%

(2) 施策の方針と取組

施策①自然景観・歴史的資源の活用

【施策の方針】

- ・ 自然環境を生かした観光地の環境保全
- ・ 文化財の調査研究、保護・活用等の推進
- ・ 個性ある景観づくりへの歴史的資源の活用
- ・ 指定文化財の整備活用

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
三陸ジオパークの推進	三陸ジオパーク推進協議会への参画を通して、日本ジオパーク再認定及び普及に向けた活動を展開する。また、三陸ジオパークけせん地域協議会の活動を通して、けせん地域におけるジオパークの推進を図る。	観光交流推進室
緑の基本計画の推進	緑地保全と緑化推進の方向性を示した「大船渡市緑の基本計画」を推進する。	土地利用課
都市緑地除草・剪定	盛川河川敷公園を適切に管理し、環境と景観を維持するため、除草等を実施する。(再掲 3-1②)	土地利用課
盛川筋河川維持管理	盛川筋兩岸の法面の草刈りを実施する。(再掲 3-1②)	土地利用課
都市公園、緑地の樹木保守管理	都市公園等の樹木の剪定等を行い適切に管理する。(再掲 2-1③)	土地利用課
自然観察会	自然観察の方法を学びながら併せて自然保護を啓発するため、海辺の生物観察会、植物観察会、地質観察会などを実施する。(再掲 3-1①)	市立博物館
文化財めぐり	遺跡や天然記念物の見学会を開催し、文化財愛護思想の啓発を図る。	教育総務課
天然記念物樹勢回復	天然記念物に指定されている樹木の保存のため、緊急性の高いものについて樹勢回復等の処置を行う。	教育総務課

施策②緑化の普及・啓発

【施策の方針】

- ・都市公園の適切な維持管理
- ・市街地の緑化の推進
- ・緑化に関する情報提供

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
都市公園、緑地の樹木保守管理	都市公園等の樹木の剪定等を行い適切に管理する。(再掲 2-1③)	土地利用課
緑の基本計画の推進	緑地保全と緑化推進の方向性を示した「大船渡市緑の基本計画」を推進する。(再掲 3-2①)	土地利用課
環境衛生図書展	環境衛生週間や食品ロス削減月間等に合わせ、地球温暖化対策、水環境保全、ごみの減量化やリサイクルなど、環境について考える機会として図書展を開催する。(再掲 1-1①)	市民環境課

基本目標 4

地球環境に配慮したきれいで資源が循環していくまちをめざします

一般に、これまでの経済効率・利便性等の追求のため資源を「使い捨て」にする社会経済活動は、天然資源の枯渇や資源採取に伴う環境破壊、廃棄物の大量発生等、環境に対し様々な悪影響を引き起こしてきたとされています。

限りある資源を有効に使うため、第2次計画で実践してきた「3R」に、ごみになるものを断る「Refuse: リフューズ」を加えた「4R」を実践し、ごみの発生抑制及び再生利用を推進するとともに、一人一人がまちの環境美化に取り組み、環境に配慮したきれいで資源が循環していくまちを目指します。

【関連するSDGs】



環境分野 4-1 廃棄物・リサイクル

限りある資源を有効に利用し、環境負荷をできるだけ少なくする循環型社会を形成するため、ごみの減量化及び資源リサイクルの取組を推進します。

市民・事業所アンケート調査でも、「環境問題を解決するために必要な環境保全施策」として、「食品ロス削減などごみの発生抑制、リサイクルによる再資源化を行い、ごみの減量化を推進する」と回答した割合が市民では57.2%、事業所では58.5%となっています(29ページ図2-12)。

(1) 基本方針と達成目標

【基本方針】

循環型社会の形成に向けごみ減量化や資源のリサイクルを進めます

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
市民1人1日当たりごみ排出量*	651g	633g
市民1人1日当たりリサイクルできた古紙、ビン、カン、鉄くずの量	78g	89g

※市民1人1日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ(資源ごみを除く)の量となります。

(2) 施策の方針と取組

施策① 4Rの推進

【施策の方針】

- ・ 4Rに関する情報の提供と意識啓発
- ・ ごみの適正な分別・処理の推進
- ・ ごみの再資源化の検討
- ・ 市民によるごみの減量化・再資源化に関する活動への支援
- ・ 市の業務におけるごみの減量化・再資源化の推進

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
4 Rの啓発	ごみを減らすための取組である4 Rの市民意識の高揚を図るため、情報提供等啓発活動を行う。	市民環境課
容器包装リサイクル法等に基づく分別収集	缶類やびん類の分別収集を実施するとともに、対象品目の拡大について検討し、リサイクルを推進する。	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
資源古紙及び使用済小型家電製品の回収	資源古紙(新聞、雑誌、ダンボール等)及び使用済小型家電製品(金属類、プラスチック類)の回収を行い、リサイクルを推進する。	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
再利用ごみ分別収集事業	家庭から排出されるプラスチック類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、これらを再資源化する取組を実施する。また、再資源化の取組の促進について検討していく。	市民環境課
ごみ減量化・リサイクル啓発事業	ごみ減量化やリサイクルの普及に関する啓発記事を随時、広報紙等へ掲載する。(再掲 1-1①)	市民環境課
マイバッグ推進キャンペーン	流通から消費までの各段階における、ごみと温室効果ガスの発生を防ぐ取組として、マイバッグの活用及びレジ袋の削減を、市民、各種団体、市内小売事業者及び市が協力し推進する。(再掲 1-1①)	市民環境課
汚泥のリサイクル	大船渡浄化センターや衛生センターなど、汚水やし尿処理の過程で発生した汚泥の資源化を行う。	市民環境課(気仙広域連合) 下水道事業所
清掃美化運動推進事業	市公衆衛生組合連合会を通じて電動生ごみ処理機の購入補助事業を実施し、ごみの減量化や資源化を推進する。また、各地域公民館等の団体が行うごみステーションの設置、ごみ減量化やリサイクル等の実践活動に対し、補助金を交付する。	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
集団資源回収団体への奨励金交付事業	地域のリサイクル活動を推進するため、資源回収活動を実施した団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付する。	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
使用済食用油の回収	家庭から出る使用済食用油を市役所等公共施設で回収することで、油を排水溝に流すことによる水質汚濁等を防ぐとともに、回収した油はバイオディーゼル燃料を作る業者へ引き渡してリサイクルする。(再掲 1-1①)	市民環境課
地球温暖化対策推進実行計画の推進	市の事務事業により生じる温室効果ガス排出量の削減に係る取組を進める。(再掲 1-1①)	市民環境課

4Rとは？

4R は、ごみを減らすための取組である Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の頭文字から4Rと呼んでいます。

- Refuse「リフューズ」：ごみになるものを断る
マイバッグの利用により、レジ袋を断る、過剰包装を断るなど。
- Reduce「リデュース」：ごみになるものを減らす
食材の買い過ぎによる食品ロスをなくす、詰め替えできる商品を選ぶなど。
- Reuse「リユース」：繰り返し使う
ものを修理して長く使う、リサイクルショップを活用するなど。
- Recycle「リサイクル」：再生利用する
ごみを分別し資源回収に出す、再生原料を利用した商品を選ぶなど。

施策②廃棄物の適正処理

【施策の方針】

- ・ 廃棄物・災害廃棄物の適正処理

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
廃棄物埋立処分場管理運営事業	市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物埋立処分場を適切に管理運営する。(再掲 2-3②)	市民環境課
廃棄物処理施設管理運営事業	ごみ処理施設を適切に管理・運営し、ごみの収集、中間処理及び最終処分を行う。	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
	ごみ処理施設を適切に管理・運営し、ごみの熔融処理と溶融物の再資源化を行う。	市民環境課(沿岸南部広域環境組合)
	し尿処理施設を適切に管理・運営し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。	市民環境課(気仙広域連合)
再利用ごみ分別収集事業	家庭から排出されるプラスチック類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、これらを再資源化する取組を実施する。また、再資源化の取組の促進について検討していく。(再掲 4-1①)	市民環境課
衛生監視員による指導・監視	定期的にパトロールを実施し、不法投棄や排水等の監視及び指導を行う。(再掲 2-2①)	市民環境課
湾内ごみ処理事業	清掃船「さんご丸」を定期的に運航し、大船渡湾内の漂流ごみ等の除去・処分を行う。(再掲 2-2④)	市民環境課
漁場環境保全事業	低気圧等により漁場・漁港に流入した漂流ごみ等の除去・処分を行い、漁場環境を保全する。(再掲 2-2④)	水産課
公共工事等におけるリサイクル促進	公共工事等に使用する砕石及びアスファルト合材について、再生材を使用する。また、コンクリートガラ及びアスファルトガラについては、再生材として利用するため産業廃棄物処分場に運搬する。	各課等
清掃美化運動推進事業	市公衆衛生組合連合会を通じて電動生ごみ処理機の購入補助事業を実施し、ごみの減量化や資源化を推進する。また、各地域公民館等の団体が行うごみステーションの設置、ごみ減量化やリサイクル等の実践活動に対し、補助金を交付する。(再掲 4-1①)	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
容器包装リサイクル法等に基づく分別収集	缶類やびん類の分別収集を実施するとともに、対象品目の拡大について検討し、リサイクルを推進する。(再掲 4-1①)	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
資源古紙及び使用済小型家電製品の回収	資源古紙(新聞、雑誌、ダンボール等)及び使用済小型家電製品(金属類、プラスチック類)の回収を行い、リサイクルを推進する。(再掲 4-1①)	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
集団資源回収団体への奨励金交付事業	地域のリサイクル活動を推進するため、資源回収活動を実施した団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付する。(再掲 4-1①)	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
災害廃棄物の適正処理	大船渡市地域防災計画、大船渡市災害廃棄物処理マニュアル等に基づき、災害廃棄物を適正に処理する。	市民環境課 各課等

環境分野 4-2 環境美化

きれいな生活環境を保つには、環境を保全するという共通認識の下、みんなで環境美化に取り組む必要があります。

市民アンケート調査では、環境保全活動への取組参加意向について、「積極的に参加したいと思う」と「何かきっかけがあれば参加したいと思う」と回答した割合が 59.4%となっています（90 ページ問7）。

これらのことから、市民が参加しやすい環境保全活動の取組を推進します。

（1）基本方針と達成目標

【基本方針】

きれいなまちを保つため環境美化を進めます

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
市内一斉清掃参加率	22.4%	24.0%

（2）施策の方針と取組

施策①美化活動の推進

【施策の方針】

- ・市民総参加による環境美化、公衆衛生活動の推進
- ・各種団体との協力による環境美化運動の推進
- ・環境美化・公衆衛生活動団体に対する支援
- ・不法投棄の防止対策の推進

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
市内一斉清掃	快適な生活環境を確保するため、市民総参加により、一斉清掃を実施する。	市民環境課
市内一斉クリーン作戦	きれいで明るいまちづくりのため、各地区・地域で清掃美化活動を実施する。	市民環境課
大船渡市公衆衛生組合連合会運営事業	市内各地域の単位組合で組織する市公衆衛生組合連合会が実践する環境美化活動を推進する。	市民環境課
都市公園維持管理	市内都市公園のトイレ清掃、敷地内清掃を実施する。	土地利用課
清掃美化運動推進事業	市公衆衛生組合連合会を通じて電動生ごみ処理機の購入補助事業を実施し、ごみの減量化や資源化を推進する。また、各地域公民館等の団体が行うごみステーションの設置、ごみ減量化やリサイクル等の実践活動に対し、補助金を交付する。（再掲 4-1①）	市民環境課（大船渡地区環境衛生組合）
集団資源回収団体への奨励金交付事業	地域のリサイクル活動を推進するため、資源回収活動を実施した団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付する。（再掲 4-1①）	市民環境課（大船渡地区環境衛生組合）
湾内ごみ処理事業	清掃船「さんご丸」を定期的に運航し、大船渡湾内の漂流ごみ等の除去・処分を行う。（再掲 2-2④）	市民環境課
不法投棄廃棄物処理事業	不法投棄廃棄物の撤去及び処分を行う。	市民環境課

主な事業・取組	内 容	担当課
廃棄物の不法投棄防止事業	不法投棄の未然防止のため、市公衆衛生組合連合会や市環境保全推進協議会と連携し、看板や防止ネットの設置を行う。	市民環境課
環境衛生図書展	環境衛生週間や食品ロス削減月間等に合わせ、地球温暖化対策、水環境保全、ごみの減量化やリサイクルなど、環境について考える機会として図書展を開催する。（再掲 1-1①）	市民環境課
衛生監視員による指導・監視	定期的にパトロールを実施し、不法投棄や排水等の監視及び指導を行う。（再掲 2-2①）	市民環境課

基本目標 5

協働による環境保全に取り組むまちをめざします

環境問題は、気候変動への対応、生活環境の保全、自然との共生、資源の循環的利用等多岐にわたっています。

また、環境問題は社会経済活動と密接に関連しており、その課題解決のためには、市民、事業者、市の協働による取組が必要です。

望ましい環境像を実現するため、市民・事業者・市が一体となって環境への理解を深め、環境保全活動に取り組むまちを目指します。

【関連するSDGs】



環境分野 5-1 環境教育・環境学習

市民や事業者が自発的に環境問題に取り組むためには、市民一人一人が環境への関心を持ち、理解を深めることが必要です。

環境問題や地域の自然環境等を学ぶことは、環境意識の高揚につながることから、環境教育・環境学習の機会づくりや情報提供を行い、人材育成を図ります。

(1) 基本方針と達成目標

【基本方針】

環境への理解と意識を高めます

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
「環境にやさしい商品を選んで購入している」と答えた市民の割合(市民意識調査)	15.0%	53.0%
青少年の環境保全実践活動等参加団体数	4団体	15団体

(2) 施策の方針と取組

施策①環境教育の推進

【施策の方針】

- ・ 学校教育活動を通じた環境教育の推進
- ・ 地区公民館等が中心となった地域環境教育の推進
- ・ 市民への環境に対する意識の啓発
- ・ 事業者への環境汚染防止等に関する意識の啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
水生生物観察事業	河川等の水質保全に対する意識啓発を図るため、水質の指標となる水生生物の生息状況の調査を実施する。(再掲 2-2④)。	市民環境課
海づくり少年団育成事業	海づくり少年団が実施する漁業体験学習等の活動を支援する。	水産課

主な事業・取組	内 容	担当課
水道に対する住民意識の啓発	浄水場の施設見学(主に小学生)を受け入れ、水道の仕組みなどの情報を提供する。(再掲 2-2④)	水道事業所 簡易水道事業所
下水道(水質浄化)に対する住民意識の啓発	大船渡浄化センター施設見学会、各種イベント、下水道供用開始に係る説明会等を通じて下水道や水質浄化に関するPR活動を実施する。(再掲 2-2②)	下水道事業所
一般廃棄物処理施設の施設見学受入れ	岩手沿岸南部クリーンセンター、大船渡地区クリーンセンターの施設紹介とともに、環境保全についての意識啓発のため、施設見学の受入れを積極的に行う。	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
気仙広域連合衛生センター施設見学の受入れ	施設の紹介とともに、湾浄化等環境保全についての意識啓発のため、施設見学の受入れを積極的に行う。	市民環境課(気仙広域連合)
岩手県環境アドバイザー事業の活用	県が行う環境アドバイザー(環境保全についての有識者、活動実践者等)派遣事業を研修会等に活用する。	市民環境課
市民講座等の開催	市民の学習要求に応じて、自然科学、歴史、文学、環境分野等に関する講座を実施する。	中央公民館
環境衛生図書展	環境衛生週間や食品ロス削減月間等に合わせ、地球温暖化対策、水環境保全、ごみの減量化やリサイクルなど、環境について考える機会として図書展を開催する。(再掲 1-1①)	市民環境課
ごみ減量化・リサイクル啓発事業	ごみ減量化やリサイクルの普及に関する啓発記事を随時、広報紙等へ掲載する。(再掲 1-1①)	市民環境課
文化財めぐり	遺跡や天然記念物の見学会を開催し、文化財愛護思想の啓発を図る。(再掲 3-2①参照)	教育総務課
自然観察会	自然観察の方法を学びながら併せて自然保護を啓発するため、海辺の生物観察会、植物観察会、地質観察会などを実施する。(再掲 3-1①)	市立博物館
大船渡市環境保全推進協議会運営事業	行政機関、各種団体、事業者等が相互に協調し、環境、公害防止等に関する知識と技術の向上、交流、実践事業を通じ、快適な環境づくりを推進する。	市民環境課

施策②人材育成と情報提供

【施策の方針】

- ・ 環境に関する研修会等の開催
- ・ 環境教育・環境学習に役立つ地域環境情報の収集・整理・提供

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
環境に関する研修会の開催	各種団体向けに環境保全や地球温暖化対策、リサイクルなどに関する研修会を開催する。(再掲 1-1①)	市民環境課
ホームページ等を利用した環境活動情報の提供	地域における環境美化などの活動や、地球温暖化対策など環境問題への取組を理解してもらうため、ホームページ等を利用して、情報を提供する。	市民環境課
水道に対する住民意識の啓発	浄水場の施設見学(主に小学生)を受け入れ、水道の仕組みなどの情報を提供する。(再掲 2-2④)	水道事業所 簡易水道事業所
下水道(水質浄化)に対する住民意識の啓発	大船渡浄化センター施設見学会、各種イベント、下水道供用開始に係る説明会等を通じて下水道や水質浄化に関するPR活動を実施する。(再掲 2-2②)	下水道事業所
一般廃棄物処理施設の施設見学受入れ	岩手沿岸南部クリーンセンター、大船渡地区クリーンセンターの施設紹介とともに、環境保全についての意識啓発のため、施設見学の受入れを積極的に行う。(再掲 5-1①)	市民環境課(大船渡地区環境衛生組合)
気仙広域連合衛生センター施設見学の受入れ	施設の紹介とともに、湾浄化等環境保全についての意識啓発のため、施設見学の受入れを積極的に行う。(再掲 5-1①)	市民環境課(気仙広域連合)

環境分野5-2 環境保全活動・環境配慮

協働による環境保全活動・環境配慮行動を実践するため、市民・事業者は環境問題についての正しい理解を得る必要があります。

55 ページで述べたとおり、市民アンケート調査では環境保全活動への取組参加意向について、積極的な市民が多いことがうかがえます（90 ページ問7）。

市民・事業者への環境意識啓発と情報提供、環境保全活動を行う各種団体への支援等を行い、環境に配慮した行動を促進します。

（1）基本方針と達成目標

【基本方針】

協働による環境保全を実践します

【達成目標】

項目	令和3年度現在	令和14年度目標
清掃ボランティア活動団体数	10 団体	15 団体
環境配慮団体・事業所数	9 団体・事業所	20 団体・事業所

（2）施策の方針と取組

施策①環境保全活動の推進

【施策の方針】

- ・環境保全活動を行う団体に対する支援
- ・環境保全活動への参加意識の啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
大船渡市公衆衛生組合連合会運営事業	市内各地域の単位組合で組織する市公衆衛生組合連合会が実践する環境美化活動を推進する。（再掲 4-2①）	市民環境課
市内一斉清掃	快適な生活環境を確保するため、市民総参加により、一斉清掃を実施する。（再掲 4-2①）	市民環境課
市内一斉クリーン作戦	きれいで明るいまちづくりのため、各地区・地域で清掃美化活動を実施する。（再掲 4-2①）	市民環境課
清掃美化運動推進事業	市公衆衛生組合連合会を通じて電動生ごみ処理機の購入補助事業を実施し、ごみの減量化や資源化を推進する。また、各地域公民館等の団体が行うごみステーションの設置、ごみ減量化やリサイクル等の実践活動に対し、補助金を交付する。（再掲 4-1①）	市民環境課（大船渡地区環境衛生組合）
海づくり少年団育成事業	海づくり少年団が実施する漁業体験学習等の活動を支援する。（再掲 5-1①）	水産課
環境衛生図書展	環境衛生週間や食品ロス削減月間等に合わせ、地球温暖化対策、水環境保全、ごみの減量化やリサイクルなど、環境について考える機会として図書展を開催する。（再掲 1-1①）	市民環境課
自然観察会	自然観察の方法を学びながら併せて自然保護を啓発するため、海辺の生物観察会、植物観察会、地質観察会などを実施する。（再掲 3-1①）	市立博物館
環境に関する研修会の開催	各種団体向けに環境保全やリサイクルなどに関する研修会を開催する。（再掲 5-1②）	市民環境課

施策②日常生活における環境配慮行動の推進

【施策の方針】

- ・環境にやさしい暮らしの情報提供と普及啓発

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
エコドライブの普及	ふんわりアクセルやアイドリングストップ、加減速の少ない運転など、環境にやさしい運転に取り組む。(再掲 1-1①)	市民環境課
ごみ減量化・リサイクル啓発事業	ごみ減量化やリサイクルの普及に関する啓発記事を随時、広報紙等へ掲載する。(再掲 1-1①)	市民環境課
マイバッグ推進キャンペーン	流通から消費までの各段階における、ごみと温室効果ガスの発生を防ぐ取組として、マイバックの活用及びレジ袋の削減を、市民、各種団体、市内小売事業者及び市が協力し推進する。(再掲 1-1①)	市民環境課
使用済食用油の回収	家庭から出る使用済食用油を市役所等公共施設で回収することで、油を排水溝に流すことによる水質汚濁等を防ぐとともに、回収した油はバイオディーゼル燃料を作る業者へ引き渡してリサイクルする。(再掲 1-1①)	市民環境課
下水道(水質浄化)に対する住民意識の啓発	大船渡浄化センター施設見学会、各種イベント、下水道供用開始に係る説明会等を通じて下水道や水質浄化に関するPR活動を実施する。(再掲 2-2②)	下水道事業所
水道に対する住民意識の啓発	浄水場の施設見学(主に小学生)を受け入れ、水道の仕組みなどの情報を提供する。(再掲 2-2④)	水道事業所 簡易水道事業所

施策③事業活動における環境配慮行動の推進

【施策の方針】

- ・事業者への環境汚染防止等に関する意識の啓発
- ・環境保全協定締結の推進
- ・各種産業における環境への配慮の推進

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
エコ協力店いわでの認定	ごみの減量化やリサイクルの取組を積極的に行う店舗等を、「エコ協力店」として県と共同で認定する。(再掲 1-1①)	市民環境課
エコドライブの普及	ふんわりアクセルやアイドリングストップ、加減速の少ない運転など、環境にやさしい運転に取り組む。(再掲 1-1①)	市民環境課
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進	市民・事業者・市が一体となって市域における温室効果ガス排出量の削減に係る取組を進める。	市民環境課
大船渡市環境保全推進協議会運営事業	行政機関、各種団体、事業者等が相互に協調し、環境、公害防止等に関する知識と技術の向上、交流、実践事業を通じ、快適な環境づくりを推進する。(再掲 5-1①)	市民環境課
環境保全協定締結の推進	環境の保全と公害の未然防止を図るとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう環境保全協定の締結を推進する。(再掲 2-1②)	市民環境課
公共工事等におけるリサイクル促進	公共工事等に使用する砕石及びアスファルト合材について、再生材を使用する。また、コンクリートガラ及びアスファルトガラについては、再生材として利用するため産業廃棄物処分場に運搬する。(再掲 4-1②)	各課等

主な事業・取組	内 容	担当課
公共工事等における建設機械の排出ガス抑制	公共工事等に使用する建設機械について、排出ガスを削減するために、排出ガス対策型の使用を促す。(再掲 1-1①)	各課等
岩石採取計画の認可	岩石採取計画の認可の際、水質汚濁、騒音等に係る災害防止措置が適正に講じられているか確認し、必要に応じて指導する。(再掲 2-2③)	商工課

施策④開発事業における環境への配慮

【施策の方針】

- ・ 環境影響評価法及び県条例に基づく環境影響評価制度の適切な運用
- ・ 都市計画法等諸法令に基づく適切な土地利用の促進

【主な事業・取組】

主な事業・取組	内 容	担当課
環境影響評価制度	事業者が行う環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価法等に基づき、意見を提出するなど、制度の適切な運用に努める。	市民環境課

第5章 環境についての行動指針

第5章 環境についての行動指針

望ましい環境像を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、市民、事業者、市が一体となって環境に配慮した行動に取り組む必要があります。

市は、第4章で示したとおり、市民、事業所への環境意識の啓発を図りながら、各施策に取り組むとともに、市民、事業者が、以下に掲げるような行動を自ら実践するよう呼び掛けることとします。

基本目標 1 気候変動に対応した持続可能なまちをめざします

◎環境分野 1-1 地球温暖化対策

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ こまめに電気を消す、冷暖房の温度を調節するなど、省エネルギー行動に取り組みましょう。
- ・ 省エネルギー型家電や機器を選びましょう。
- ・ 自動車に乗るときはエコドライブを心掛け、二酸化炭素の排出を削減しましょう。
- ・ 自動車は燃費に優れた車種、エコカーを選びましょう。
- ・ 地球温暖化防止の活動に協力、参加しましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 住宅の新築・増改築時に、高断熱化や高气密化、太陽光発電装置の設置を進めましょう。
- ・ 徒歩、自転車による移動や、公共交通機関の利用を心掛けましょう。
- ・ 買い物の際はマイバッグを利用し、レジ袋を削減しましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 太陽光発電や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に取り組みましょう。
- ・ 化石燃料から再生可能エネルギーや合成燃料（二酸化炭素と水素を原材料とする代替燃料）等への転換に取り組みましょう。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進し、省エネルギーに努めましょう。
- ・ 二酸化炭素吸収源となる、植林を推進しましょう。

◎環境分野 1-2 気候変動の影響への適応

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 台風による水害等の災害に備え、避難場所の確認や、非常持ち出し用品の準備をしましょう。
- ・ こまめに水分・塩分を補給するとともに、扇風機やエアコンを適切に使用し、熱中症等を予防しましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 浸水想定区域や避難に関する情報収集に努め、災害に備えましょう。
- ・ 災害時に家族が集合する避難場所について話し合いましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 災害時を想定した避難訓練等を行い、災害に備えましょう。

基本目標 2 生活環境が良好な安心して暮らし続けられるまちをめざします

◎環境分野 2-1 大気環境

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 自動車に乗るときはエコドライブを心掛け、排出ガスを削減しましょう。
- ・ 自動車は燃費に優れた車種、エコカーを選びましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 徒歩、自転車による移動や、公共交通機関の利用を心掛けましょう。
- ・ ごみの野外焼却はやめましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 工場・事業所などから発生する大気汚染物質対策に努めましょう。
- ・ 有害な化学物質について、事故発生に備えた安全対策や管理体制を整えましょう。
- ・ 建設機械等について、排ガス対策型の機械を使用しましょう。

◎環境分野 2-2 水の環境

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 洗剤やせっけんは、植物由来などの水への影響が少ない商品を使用しましょう。
- ・ 下水道等が整備された地域では速やかな接続に、整備されていない地域では合併処理浄化槽の設置に努めましょう。
- ・ 河川清掃等の活動に協力、参加しましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 流し台では水切りネットなどを使い、排水時に細かいごみが流れないようにしましょう。
 - ・ 風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、節水に努めましょう。
 - ・ 食用油を捨てる際は、市役所等の回収場所へ持ちこむか[※]、市販の油固化剤を使用しましょう。
- ※市は、家庭から出る食用油を市役所、三陸支所、綾里出張所、吉浜出張所、大船渡地区合同庁舎で回収し、軽油の代わりになるバイオディーゼル燃料をつくる業者に引き渡し、リサイクルしています。
- 食用油を排水溝に流すと、魚が生息できる水質にするために大量の水が必要となりますので、回収場所へ持ち込むか、油固化剤で固めてごみに出しましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 工場や事業場への節水型機器の導入、工場用水の循環利用・再利用に努めましょう。
- ・ 事業における排水は排水基準を遵守し、定期的に水質を測定しましょう。
- ・ 工事に伴う土砂や濁水の流出防止に努めましょう。
- ・ 貯油施設、送油施設の定期点検や給油操作ミス防止を徹底し、油類の漏出防止に努めましょう。

◎環境分野 2-3 身近な生活環境

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 騒音・振動や悪臭を出さないよう努めましょう。
- ・ ごみの野外焼却はやめましょう。
- ・ 自動車に乗るときはエコドライブを心掛け、騒音を抑制しましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 側溝や排水路を清潔に保ち、悪臭の防止に努めましょう。
- ・ 消毒薬や殺虫剤、除草剤などの使用に当たっては、使用方法等に留意し適正に使用しましょう。
- ・ ペットの鳴き声や楽器演奏等の生活騒音について、近隣に配慮しましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 工事に伴う振動・騒音等について、工法の工夫や適切な機械の使用により低減に努めましょう。
- ・ 有害な化学物質について、事故発生に備えた安全対策や管理体制を整えましょう。
- ・ 化学物質の排出量削減、代替物質への転換に努めましょう。

エコドライブを推進しましょう

自動車から排出される排出ガスには、多くの化学物質が含まれており、酸性雨や光化学スモッグなどの大気汚染を引き起こしています。

また、排出ガスに含まれる二酸化炭素は、地球温暖化の原因にもなることから、排気ガスを減らす取組が必要です。

排出ガスを減らすためには、燃料消費量を抑えることが重要であり、急発進・急加速をしないなど、「エコドライブ」を実践しましょう。

エコドライブ 10 のすすめ

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は適切に
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物はおろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

出典：エコドライブ普及連絡会

(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

基本目標3 生物多様性を確保し人と自然が共生できるまちをめざします

◎環境分野3-1 自然生態系

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 自然環境保全活動に協力、参加しましょう。
- ・ 希少野生動植物の保護に努めましょう。
- ・ 自然生態系を保全するため、外来生物を持ち込まないようにしましょう。

【市民の行動指針】

- ・ ペットの適切な飼育に努め、逃げ出すことがないようにしましょう。
- ・ 高山植物など希少な動植物を持ち帰らないようにしましょう。
- ・ 野生動物から受ける被害を防ぐため、野生動物に餌付けをしないようにしましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 開発行為の際は、動植物や自然環境への影響の抑制に努めましょう。
- ・ 屋外設備機器や建物等の設置に際しては、自然環境に配慮しましょう。

◎環境分野3-2 景観資源・身近な緑

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 緑化活動に協力、参加しましょう。
- ・ 歴史的な建物等の保存に協力しましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 生け垣の設置や庭木の植栽など、緑化を推進しましょう。
- ・ 地域の自然や歴史等を学び、天然記念物や文化財等を保護しましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 敷地や建物周辺の緑化に努めましょう。
- ・ 広告物や屋外設備機器の設置、建物等の改装や新築に際しては、周辺の景観との調和、自然環境や歴史的資源の保全に努めましょう。



越喜来浪板海水浴場



大船渡市浦浜地区緑地広場

基本目標4 地球環境に配慮したきれいで資源が循環していくまちをめざします

◎環境分野4-1 廃棄物・リサイクル

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ ごみの分別を徹底し、ごみの減量化と再利用に努めましょう。
- ・ 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を実践しましょう。
- ・ 食品ロスを削減し、ごみの減量化に努めましょう。
- ・ 再生原料を利用した商品等、環境に配慮した商品の購入を推進しましょう。

【市民の行動指針】

- ・ ごみ出しのルールを守りましょう。
- ・ すぐ使う食品を買う際は、商品棚の手前にある、賞味期限の迫ったものを積極的に買う「てまえどり」を推進しましょう。
- ・ 商品を購入する際は簡易包装の商品を選び、過剰包装の辞退に努めましょう。
- ・ 買い物の際はマイバッグを利用し、レジ袋を断りましょう。
- ・ 使い捨てプラスチック（ストロー、スプーンなど）の使用を控えましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 産業廃棄物の減量化、再資源化に取り組みましょう。
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制や再資源化に努めましょう。
- ・ 長寿命化・長期利用、リサイクルを前提とした製品の設計・製造に努めましょう。

◎環境分野4-2 環境美化

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 市内一斉清掃やクリーン作戦などの環境美化活動に協力、参加しましょう。
- ・ 所有する土地・建物や近隣の環境美化に努めましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 地域公民館や公衆衛生組合等と協力して地域の環境美化活動を行いましょ。
- ・ 所有する農地、山林等を定期的に見回り、不法投棄がないか確認しましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 地域の環境美化活動を行いましょ。
- ・ 所有地内に不法投棄がないか定期的を確認しましょ。

基本目標5 協働による環境保全に取り組むまちをめざします

◎環境分野5-1 環境教育・環境学習

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 環境に関する研修会・講座等に参加し、環境について学びましょう。
- ・ 自然観察会等に参加するなど、自然と触れ合いましょう。
- ・ 環境問題に関心を持ち、情報収集に努めましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 環境について学んだことを、家族・地域・学校等で話し合いましょう。
- ・ 環境問題や地域についての自分の知識や経験を伝え、役立てることに努めましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 従業員に対する環境教育に努め、地域の環境への理解を深めましょう。
- ・ 自社の環境配慮の取組などを、インターネット等で情報発信しましょう。

◎環境分野5-2 環境保全活動・環境配慮

【市民・事業者共通の行動指針】

- ・ 地域の清掃美化活動や、環境に関する研修会・講座等に参加しましょう。
- ・ 再生原料を利用した商品等、環境に配慮した商品の購入を推進しましょう。

【市民の行動指針】

- ・ 環境問題に関心を持ち、自分ができるところを考えましょう。
- ・ 省エネルギー行動、ごみの分別や減量化など、日常的な環境配慮行動を推進しましょう。

【事業者の行動指針】

- ・ 事業活動から生じる環境負荷の低減に努めましょう。
- ・ 環境保全協定の締結と遵守に努めましょう。
- ・ 環境保全活動への支援を行いましょ。

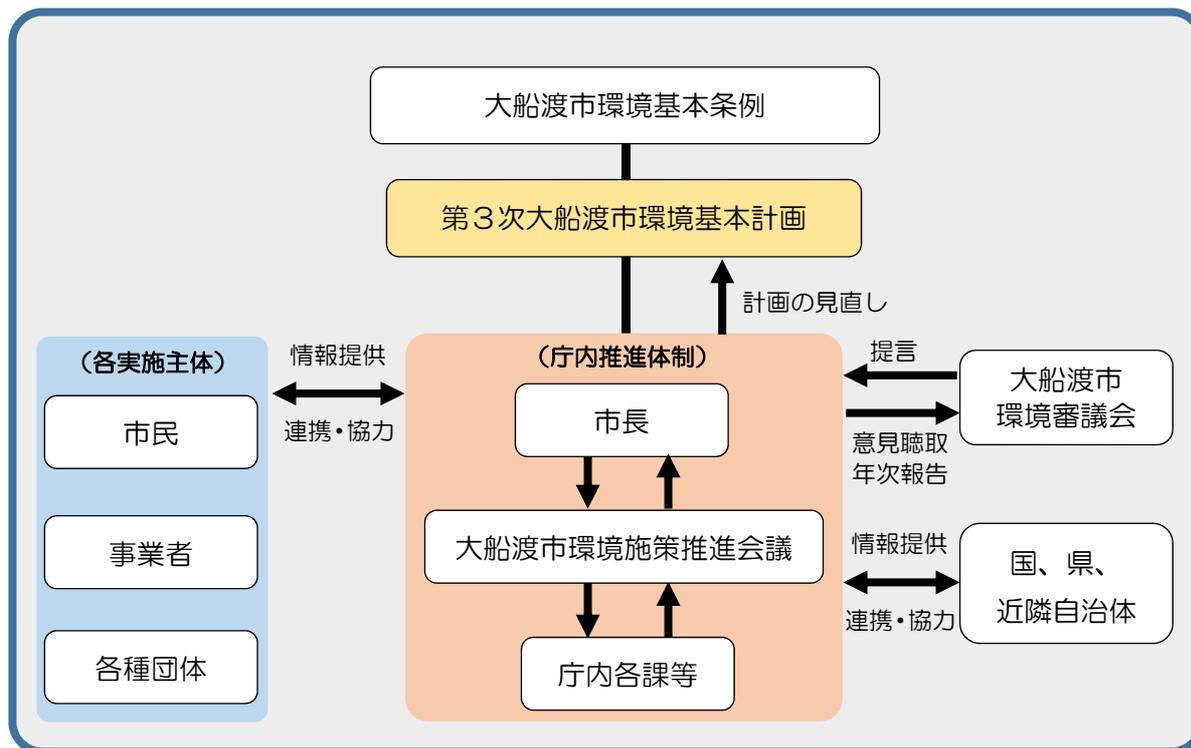
第6章 計画の推進・進行管理

第6章 計画の推進・進行管理

6-1 推進体制

本計画の目標達成に向け、各施策を総合的に推進するため、以下の体制で進行状況を管理します。

図6-1 計画の推進体制



(1) 市内推進体制

本計画の効率的な推進と全庁的な合意形成を行うため、副市長を本部長とし、関係部課長等で構成する「環境施策推進会議」において、各課連携の下、総合的・計画的な観点から、諸施策の進行管理を進めます。

(2) 審議機関

本市は、条例の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議し、市長に提言する機関として、環境審議会を設置しています。

市は、環境審議会に対し、環境基本計画の策定や変更に係る意見を聴取し、計画に反映させるとともに、施策の実施状況について報告し、意見を聴取します。

(3) 市民・事業者等との連携

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民、事業者、市の各実施主体が共通認識の下で、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力していく必要があります。

本市では、各実施主体を構成員とする、環境保全の推進を目的とした「大船渡市環境保全推進協議会」や、大船渡湾の水質保全を良好に維持することを目的とした「大船渡湾水環境保全計画推進協議会」等において、情報共有などに取り組んでいることから、引き続き、連携・協力しながら施策を推進します。

(4) 広域的連携

本市が取り組むべき課題には、自然生態系のつながりや、地球規模での環境問題など、市域を越えた課題もあり、広域的連携を深めていくことが必要となります。

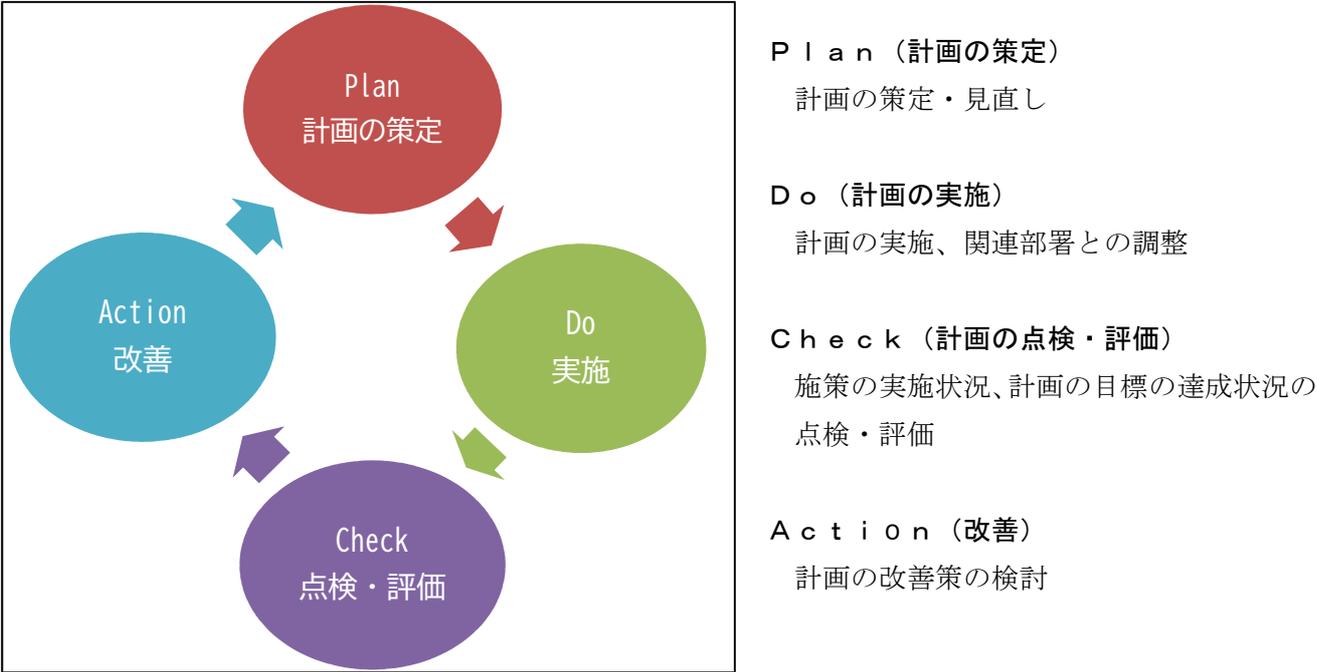
現在、ごみの収集及び処理については、大船渡地区環境衛生組合及び岩手沿岸南部広域環境組合、し尿処理については、気仙広域連合において、広域で運営しています。

計画の効果的な推進に当たり、国、県、近隣市町その他関係機関との緊密な連携を図り、適切に対応します。

6-2 計画の進行管理

本計画を推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルにより、取組の継続的な改善と推進を行います（図6-2）。

図6-2 計画の進行管理（PDCA サイクル）



資料編

○大船渡市環境基本条例

平成 13 年 3 月 26 日条例第 10 号

改正

平成 13 年 11 月 14 日

平成 24 年 3 月 19 日

平成 24 年 9 月 25 日

令和 2 年 12 月 18 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が大船渡の豊かな自然の中で生活していることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、恵まれた快適な環境が確保され、これを将来の世代に継承できるように行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会を構築できるように行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携により行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、その日常生活と環境のかかわりあいを認識し、環境への負荷を低減するように努めな

ければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、並びに生活環境及び自然環境を保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、海域から陸域に至る多様な自然環境をそれぞれが密接に関連するものとして一体的にとらえながら、地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境と歴史的環境とが調和した環境その他の生活に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。
- (6) 地球環境保全を推進し、環境への負荷を低減すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大船渡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、大船渡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を把握し、その結果を大船渡市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境に配慮した施策の策定等)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、市民及び事業者が自らの活動に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、もって環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進するものとする。

(地域特性を生かした総合的な措置)

第17条 市は、大船渡湾を中心とする海域と五葉山に象徴される個性豊かな陸域が調和する地域環境の特性を生かしながら、その有機的な連携を基に総合的な環境の保全及び創造が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の高揚)

第18条 市は、ごみのポイ捨てその他の環境の美化に支障を及ぼす行為を防止するため、市民の環境

美化に関する意識の高揚を図るように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関して必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の参加、連携及び協力の促進)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加、連携及び協力の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査等の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、大船渡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 8 条第 3 項及び第 5 項に規定する環境基本計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。
- (3) 第 9 条に規定する報告に関し意見を述べること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 環境、産業等に関する団体に属する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第 31 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (利害関係者の出席)

第 32 条 審議会が必要があると認めたときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 33 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(補則)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大船渡市環境審議会条例（平成 6 年大船渡市条例第 14 号）は、廃止する。

附 則（平成 13 年 11 月 14 日条例第 82 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成 15 年 6 月 30 日までの間に委嘱される大船渡市環境審議会の委員の任期は、改正後の大船渡市環境基本条例第 29 条本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日条例第 11 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 30 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日条例第 40 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○計画策定までの経緯

1 計画策定までの経緯

年 月 日	経 過 等
令和4年 5月16日	○令和4年度第1回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・策定の基本方針案、スケジュール等
7月29日	○令和4年度第2回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・前回会議からの基本方針案の修正、スケジュールの変更等
8月～9月	○市民・事業所アンケート調査
8月26日	○令和4年度第1回大船渡市環境審議会を開催 ・策定の基本方針案、スケジュール等
9月28日	○令和4年度第4回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・第3次環境基本計画（骨子案）、施策体系、市民・事業所アンケート等
10月27日	○令和4年度第5回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・第3次環境基本計画（案）等
11月17日	○令和4年度大船渡湾水環境保全計画推進協議会を開催 ・第3次大船渡市環境基本計画策定に係る情報交換
11月30日	○令和4年度第6回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・第3次環境基本計画（案）等
12月14日	○令和4年度第2回大船渡市環境審議会を開催 ・第3次環境基本計画（案）等
12月26日	○大船渡市公衆衛生組合連合会との意見交換
令和5年 1月13日	○第3次環境基本計画（案）について、市議会全員協議会へ立案過程での報告
1月13日～27日	○第3次環境基本計画（案）に係るパブリックコメント
2月17日	○第3次環境基本計画の策定について、市議会へ報告

2 大船渡市環境審議会

大船渡市環境審議会委員名簿

令和4年11月30日現在

(1) 学識経験を有する者（7人）

職 名	氏名	備考
岩手県環境アドバイザー	本 多 サト子	
林野庁東北森林管理局三陸中部森林管理署長	菊 地 孝 和	
国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所副所長	佐々木 武	
環境省東北地方環境事務所大船渡自然保護官事務所自然保護官	岡 田 真 次	
岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター所長	川 村 康 則	
岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター所長	野 崎 弥	
岩手県沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター所長	阿 部 孝 弘	

(2) 環境、産業等に関する団体に属する者（10人）

職 名	氏名	備考
大船渡市公衆衛生組合連合会副会長	木 下 正 弘	
大船渡市地域婦人団体連絡協議会副会長	武 田 暁 子	
大船渡市水産振興連絡会長	船 砥 秀 市	
盛川漁業協同組合副組合長理事	伊 藤 陽	
大船渡市農業協同組合総務部人事課調査役	村 上 美 和	
気仙地方森林組合参事兼総務課長	河 野 文 彦	
大船渡商工会議所企画総務部課長	伊 藤 淳 子	
太平洋セメント株式会社大船渡工場製造部長代理	船 越 康 宏	
岩手県食品衛生協会大船渡支会専務理事	胡 口 穰	
大船渡市食生活改善推進員団体連絡協議会理事	舘 下 律 子	

(3) その他市長が必要と認める者（2人）

職 名	氏名	備考
公募委員	北 條 毅	
公募委員	小 松 則 也	

計 19 人（敬称略・順不同）

○市民・事業所アンケート調査結果

1 調査概要

本調査は市民と市内事業者の大船渡市の環境についての意見を把握し、「第3次大船渡市環境基本計画」に反映することを目的として実施したものです。

●市民アンケート調査

項目	内容
実施時期	令和4年8月26日（金）から9月9日（金）
配布方法	郵送での調査票配布
回答方法	郵送又はインターネットによる ※郵送、インターネットのどちらか一方を選択
対 象	18歳以上の市民1,000人 ※住民基本台帳から世帯主を無作為抽出
回 答 数	郵送による回答：407 インターネットによる回答：39 合計：446
回 答 率	郵送による回答：40.7% インターネットによる回答：3.9% 合計：44.6%

●事業所アンケート調査

項目	内容
実施時期	令和4年8月26日（金）から9月9日（金）
配布方法	郵送での調査票配布
回答方法	郵送又はインターネットによる ※郵送、インターネットのどちらか一方を選択
対 象	市内に事業所を置く100事業者
回 答 数	郵送による回答：44 インターネットによる回答：9 合計：53
回 答 率	郵送による回答：44.0% インターネットによる回答：9.0% 合計：53.0%

2 市民アンケート調査の結果

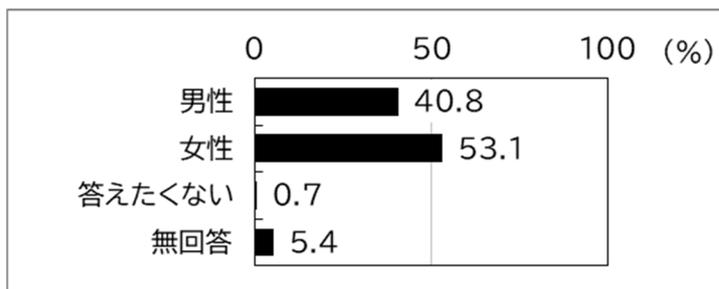
問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

①性別

選択肢	回答数	比率(%)
1 男性	182	40.8
2 女性	237	53.1
3 答えたくない	3	0.7
無回答	24	5.4

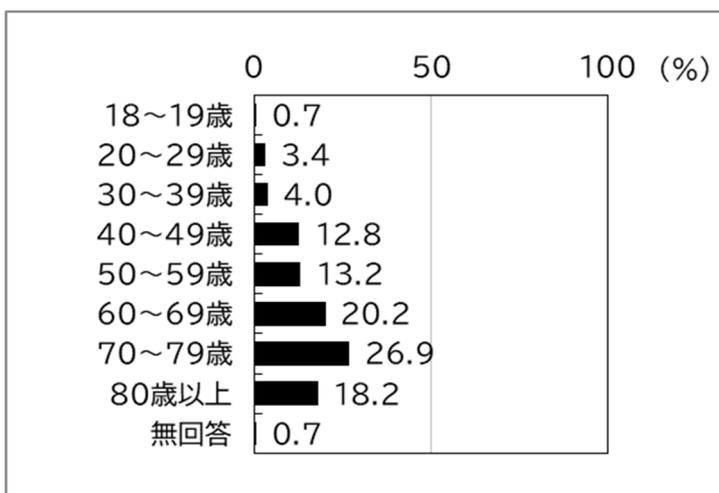
有効回答数 = 446



②年齢

選択肢	回答数	比率(%)
1 18~19歳	3	0.7
2 20~29歳	15	3.4
3 30~39歳	18	4.0
4 40~49歳	57	12.8
5 50~59歳	59	13.2
6 60~69歳	90	20.2
7 70~79歳	120	26.9
8 80歳以上	81	18.2
無回答	3	0.7

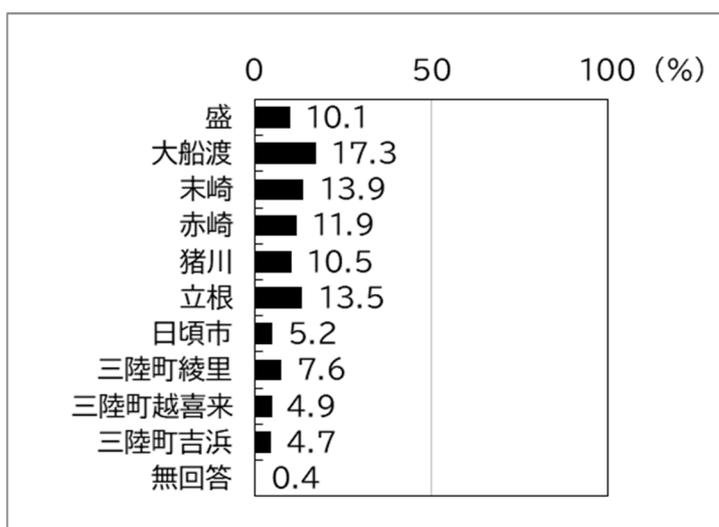
有効回答数 = 446



③お住まいの地区

選択肢	回答数	比率(%)
1 盛	45	10.1
2 大船渡	77	17.3
3 末崎	62	13.9
4 赤崎	53	11.9
5 猪川	47	10.5
6 立根	60	13.5
7 日頃市	23	5.2
8 三陸町綾里	34	7.6
9 三陸町越喜来	22	4.9
10 三陸町吉浜	21	4.7
無回答	2	0.4

有効回答数 = 446

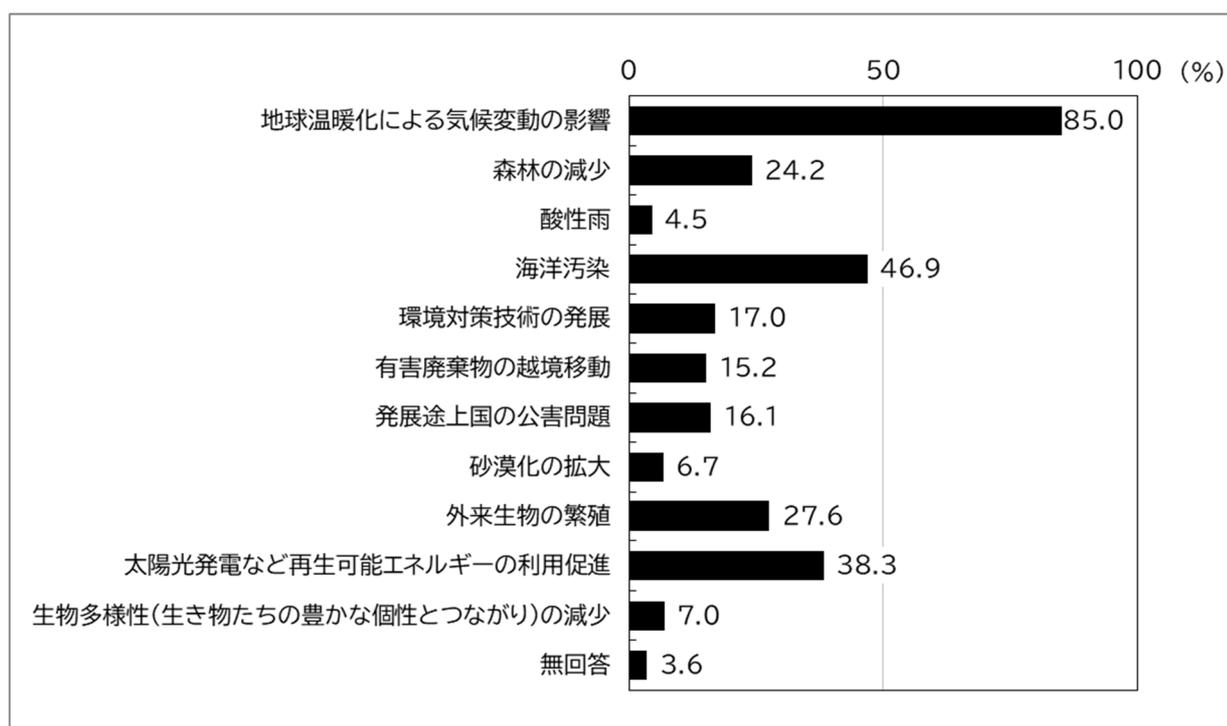


※端数処理の関係から、表の計算が合わない場合があります。以下100ページまで同じ。

問2 あなたは、以下の地球規模の環境のテーマに興味や関心がありますか。
 次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 地球温暖化による気候変動の影響	379	85.0
2 森林の減少	108	24.2
3 酸性雨	20	4.5
4 海洋汚染	209	46.9
5 環境対策技術の発展	76	17.0
6 有害廃棄物の越境移動	68	15.2
7 発展途上国の公害問題	72	16.1
8 砂漠化の拡大	30	6.7
9 外来生物の繁殖	123	27.6
10 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進	171	38.3
11 生物多様性(生き物たちの豊かな個性とつながり)の減少	31	7.0
無回答	16	3.6

有効回答数 = 446

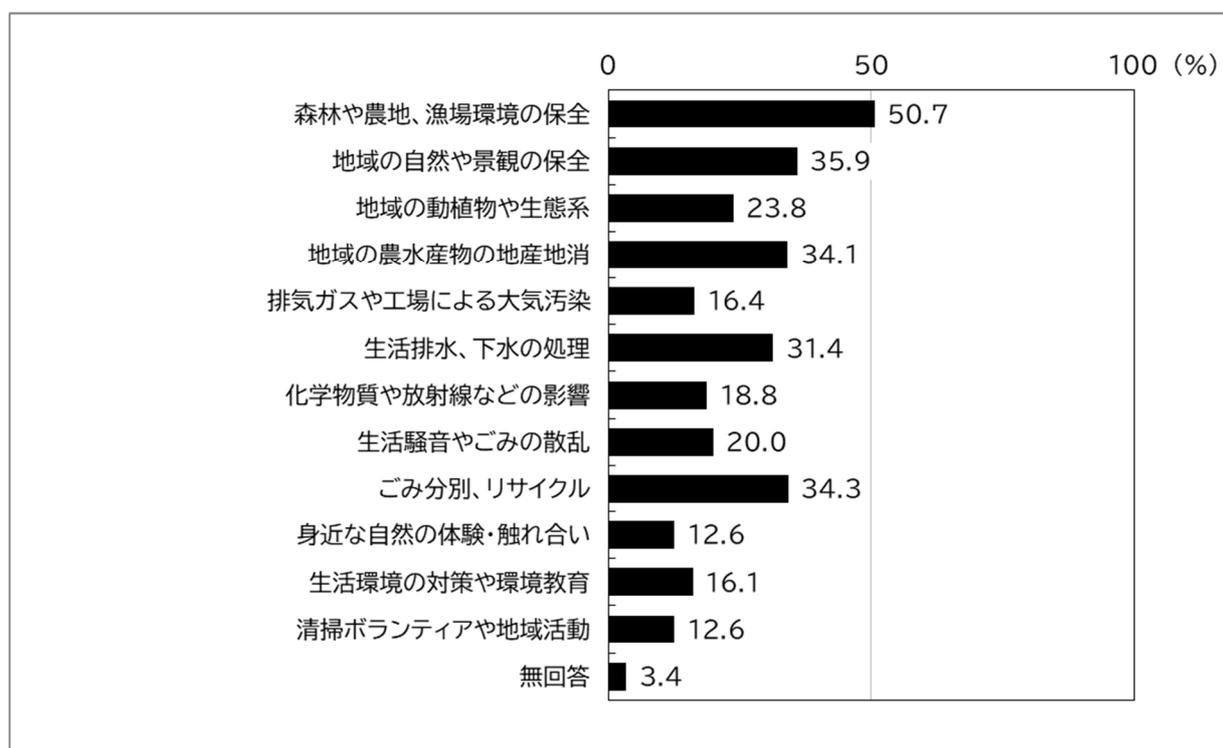


問3 あなたは、以下の身近な環境のテーマに興味や関心がありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 森林や農地、漁場環境の保全	226	50.7
2 地域の自然や景観の保全	160	35.9
3 地域の動植物や生態系	106	23.8
4 地域の農水産物の地産地消	152	34.1
5 排気ガスや工場による大気汚染	73	16.4
6 生活排水、下水の処理	140	31.4
7 化学物質や放射線などの影響	84	18.8
8 生活騒音やごみの散乱	89	20.0
9 ごみ分別、リサイクル	153	34.3
10 身近な自然の体験・触れ合い	56	12.6
11 生活環境の対策や環境教育	72	16.1
12 清掃ボランティアや地域活動	56	12.6
無回答	15	3.4

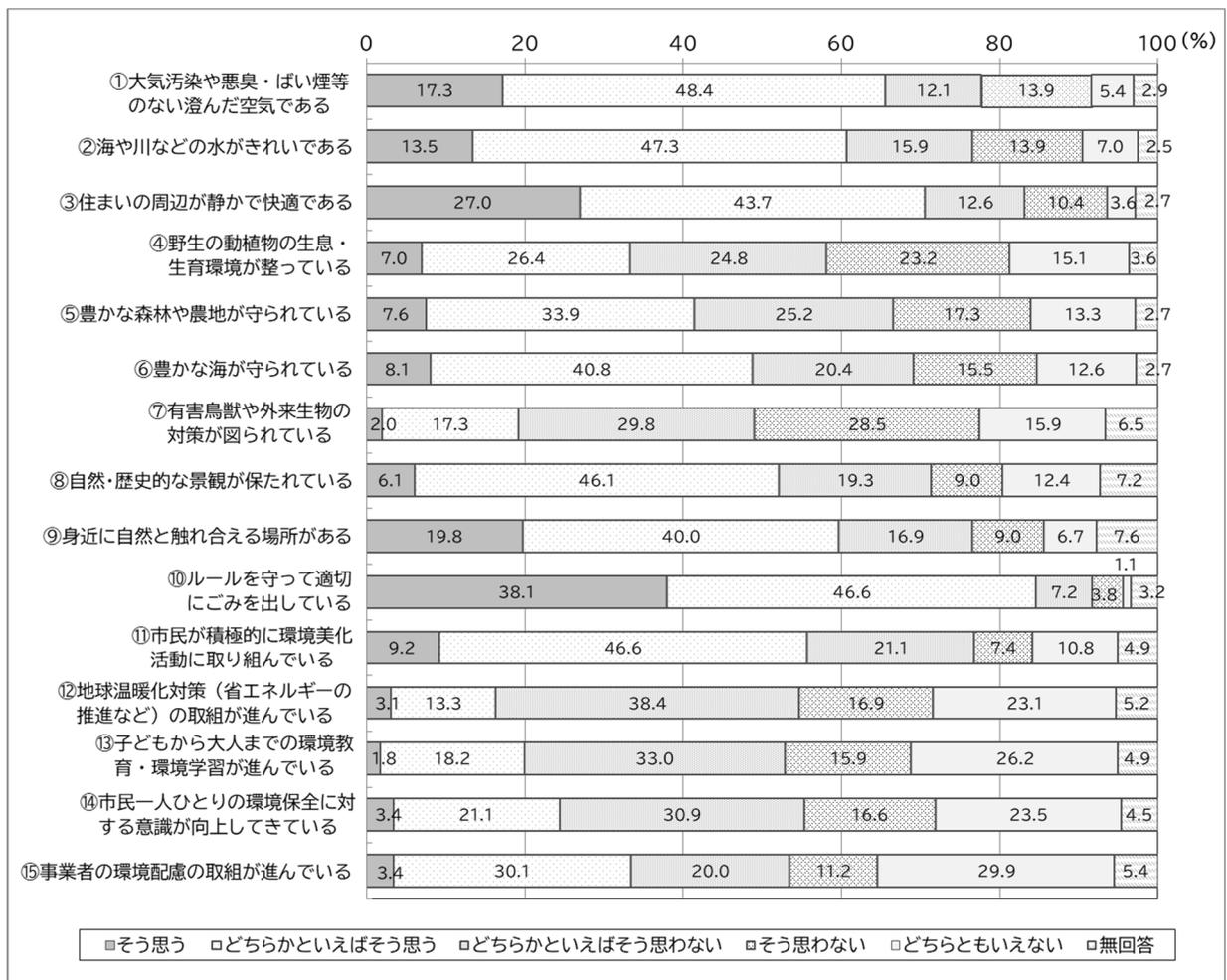
有効回答数 = 446



問4 現在の大船渡市の環境についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

選択肢	種別	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	どちらともいえない	無回答
①大気汚染や悪臭・ばい煙等のない澄んだ空気である	回答数	77	216	54	62	24	13
	比率(%)	17.3	48.4	12.1	13.9	5.4	2.9
②海や川などの水がきれいである	回答数	60	211	71	62	31	11
	比率(%)	13.5	47.3	15.9	13.9	7.0	2.5
③住まいの周辺が静かで快適である	回答数	120	194	56	46	16	12
	比率(%)	27.0	43.7	12.6	10.4	3.6	2.7
④野生の動植物の生息・生育環境が整っている	回答数	31	117	110	103	67	16
	比率(%)	7.0	26.4	24.8	23.2	15.1	3.6
⑤豊かな森林や農地が守られている	回答数	34	151	112	77	59	12
	比率(%)	7.6	33.9	25.2	17.3	13.3	2.7
⑥豊かな海が守られている	回答数	36	182	91	69	56	12
	比率(%)	8.1	40.8	20.4	15.5	12.6	2.7
⑦有害鳥獣や外来生物の対策が図られている	回答数	9	77	133	127	71	29
	比率(%)	2.0	17.3	29.8	28.5	15.9	6.5
⑧自然・歴史的な景観が保たれている	回答数	27	205	86	40	55	32
	比率(%)	6.1	46.1	19.3	9.0	12.4	7.2
⑨身近に自然と触れ合える場所がある	回答数	88	178	75	40	30	34
	比率(%)	19.8	40.0	16.9	9.0	6.7	7.6
⑩ルールを守って適切にごみを出している	回答数	169	207	32	17	5	14
	比率(%)	38.1	46.6	7.2	3.8	1.1	3.2
⑪市民が積極的に環境美化活動に取り組んでいる	回答数	41	208	94	33	48	22
	比率(%)	9.2	46.6	21.1	7.4	10.8	4.9
⑫地球温暖化対策(省エネルギーの推進など)の取組が進んでいる	回答数	14	59	171	75	103	23
	比率(%)	3.1	13.3	38.4	16.9	23.1	5.2
⑬子どもから大人までの環境教育・環境学習が進んでいる	回答数	8	81	147	71	117	22
	比率(%)	1.8	18.2	33.0	15.9	26.2	4.9
⑭市民一人ひとりの環境保全に対する意識が向上してきている	回答数	15	94	138	74	105	20
	比率(%)	3.4	21.1	30.9	16.6	23.5	4.5
⑮事業者の環境配慮の取組が進んでいる	回答数	15	134	89	50	133	24
	比率(%)	3.4	30.1	20.0	11.2	29.9	5.4



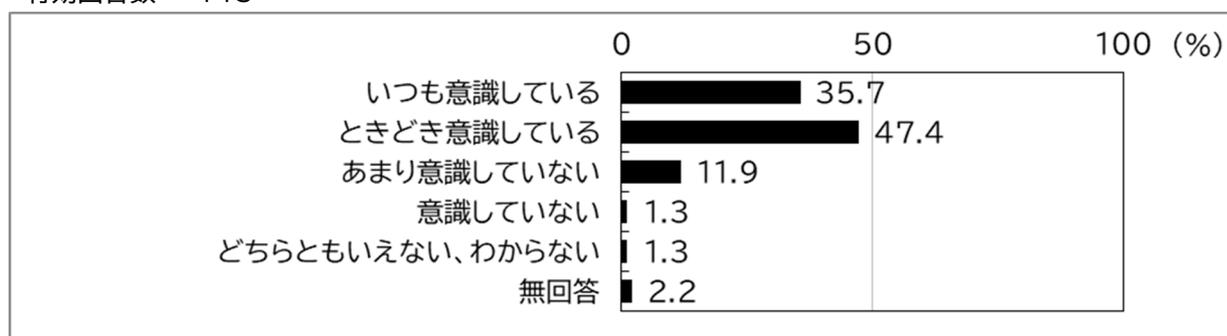
問5 ごみ処理や減量化、リサイクルについてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

①余分なものを買わない、無駄なく使うなど、生活の中でごみを増やさないことを意識していますか？

選択肢	回答数	比率(%)
1 いつも意識している	159	35.7
2 ときどき意識している	211	47.4
3 あまり意識していない	53	11.9
4 意識していない	6	1.3
5 どちらともいえない、わからない	6	1.3
無回答	10	2.2

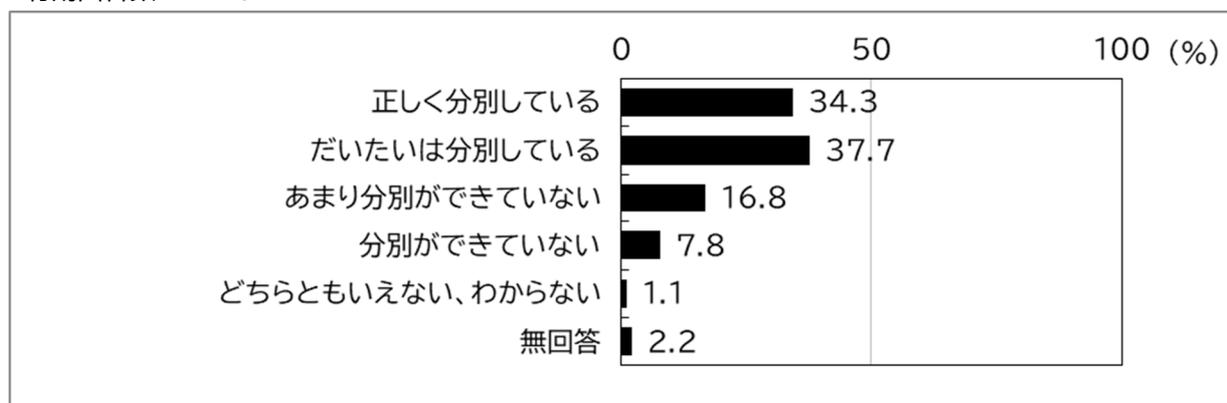
有効回答数 = 445



②あなたのご家庭では、ペットボトルや食品トレイなどの分別をしていますか？

選択肢	回答数	比率(%)
1 正しく分別している	153	34.3
2 だいたい分別している	168	37.7
3 あまり分別ができていない	75	16.8
4 分別ができていない	35	7.8
5 どちらともいえない、わからない	5	1.1
無回答	10	2.2

有効回答数 = 446



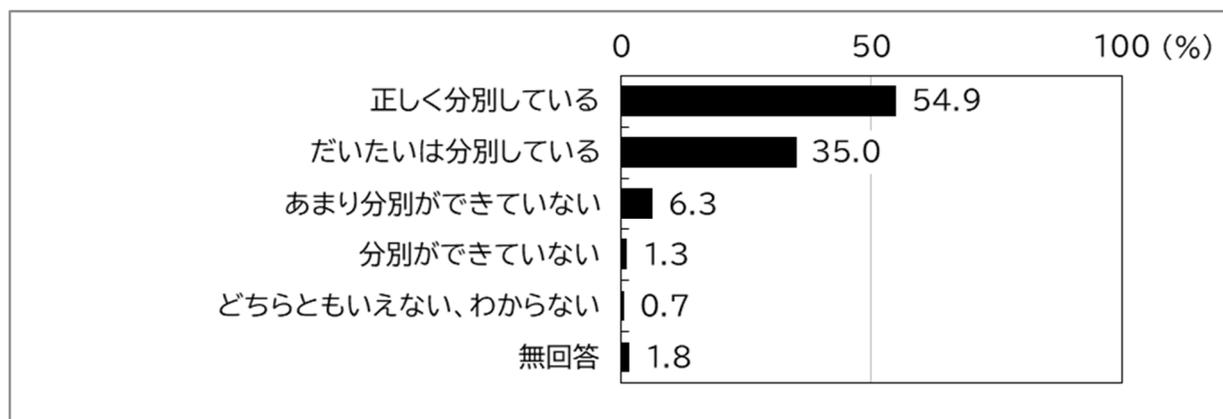
※1つに○をつける項目について、複数個所に○をつけた場合などは無効回答としています。

以下100ページまで同じ。

③段ボール、新聞、雑誌、チラシ、包装紙等を資源古紙として分別していますか？

選択肢	回答数	比率(%)
1 正しく分別している	245	54.9
2 だいたいは分別している	156	35.0
3 あまり分別ができていない	28	6.3
4 分別ができていない	6	1.3
5 どちらともいえない、わからない	3	0.7
無回答	8	1.8

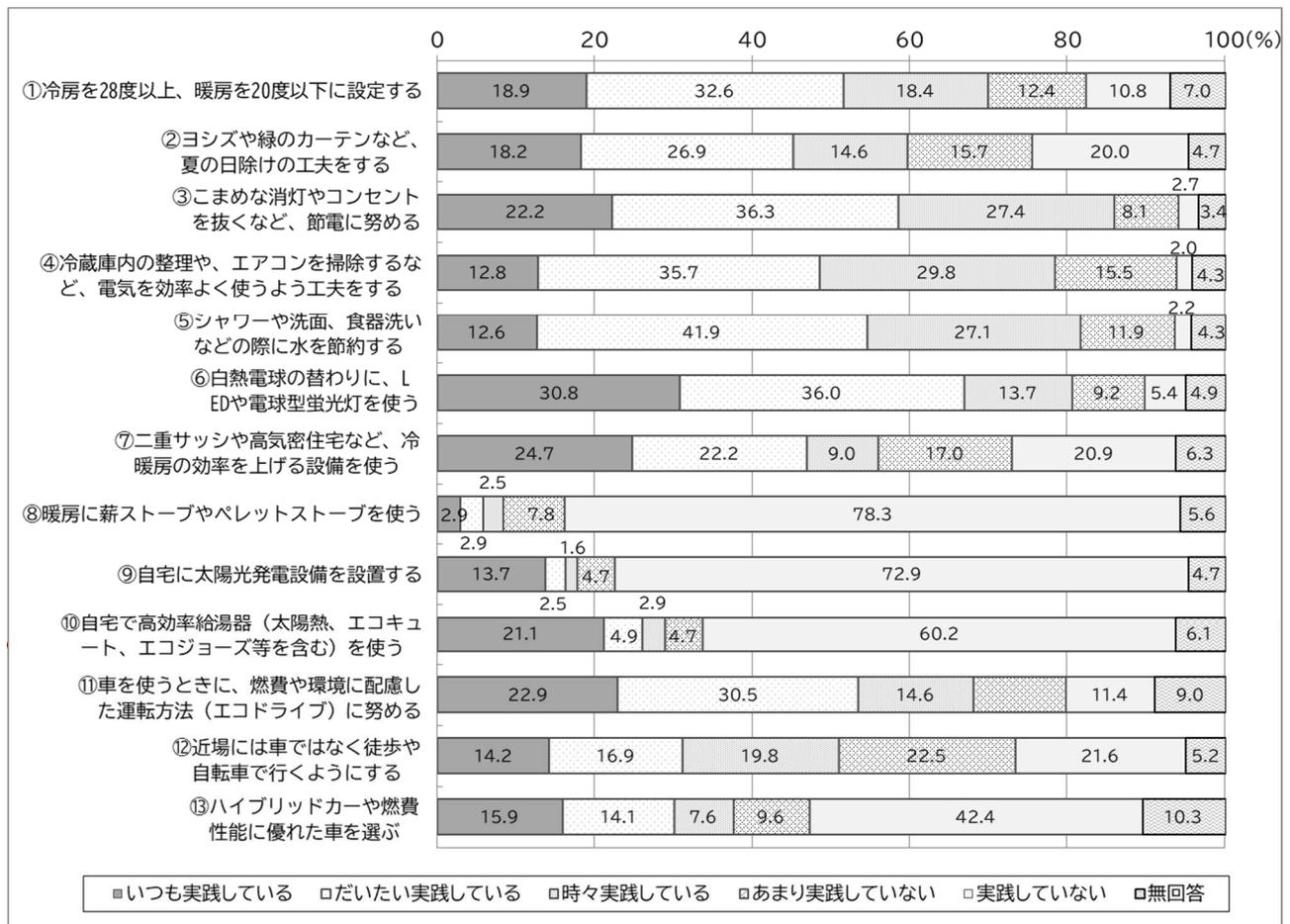
有効回答数 = 446



問6 あなたは、環境へ配慮する行動として、毎日の生活で実践していることはありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

選択肢	種別	いつも実践している	だいたい実践している	時々実践している	あまり実践していない	実践していない	無回答
①冷房を28度以上、暖房を20度以下に設定する	回答数	84	145	82	55	48	31
	比率(%)	18.9	32.6	18.4	12.4	10.8	7.0
②ヨシズや緑のカーテンなど、夏の日除けの工夫をする	回答数	81	120	65	70	89	21
	比率(%)	18.2	26.9	14.6	15.7	20.0	4.7
③こまめな消灯やコンセントを抜くなど、節電に努める	回答数	99	162	122	36	12	15
	比率(%)	22.2	36.3	27.4	8.1	2.7	3.4
④冷蔵庫内の整理や、エアコンを掃除するなど、電気を効率よく使うよう工夫をする	回答数	57	159	133	69	9	19
	比率(%)	12.8	35.7	29.8	15.5	2.0	4.3
⑤シャワーや洗面、食器洗いなどの際に水を節約する	回答数	56	187	121	53	10	19
	比率(%)	12.6	41.9	27.1	11.9	2.2	4.3
⑥白熱電球の代わりに、LEDや電球型蛍光灯を使う	回答数	137	160	61	41	24	22
	比率(%)	30.8	36.0	13.7	9.2	5.4	4.9
⑦二重サッシや高气密住宅など、冷暖房の効率を上げる設備を使う	回答数	110	99	40	76	93	28
	比率(%)	24.7	22.2	9.0	17.0	20.9	6.3
⑧暖房に薪ストーブやペレットストーブを使う	回答数	13	13	11	35	349	25
	比率(%)	2.9	2.9	2.5	7.8	78.3	5.6
⑨自宅に太陽光発電設備を設置する	回答数	61	11	7	21	325	21
	比率(%)	14	3	2	4.7	72.9	4.7
⑩自宅で高効率給湯器(太陽熱、エコキュート、エコジョーズ等を含む)を使う	回答数	94	22	13	21	268	27
	比率(%)	21.1	4.9	2.9	4.7	60.2	6.1
⑪車を使うときに、燃費や環境に配慮した運転方法(エコドライブ)に努める	回答数	102	136	65	52	51	40
	比率(%)	22.9	30.5	14.6	11.7	11.4	9.0
⑫近場には車ではなく徒歩や自転車で行くようにする	回答数	63	75	88	100	96	23
	比率(%)	14.2	16.9	19.8	22.5	21.6	5.2
⑬ハイブリッドカーや燃費性能に優れた車を選ぶ	回答数	71	63	34	43	189	46
	比率(%)	15.9	14.1	7.6	9.6	42.4	10.3

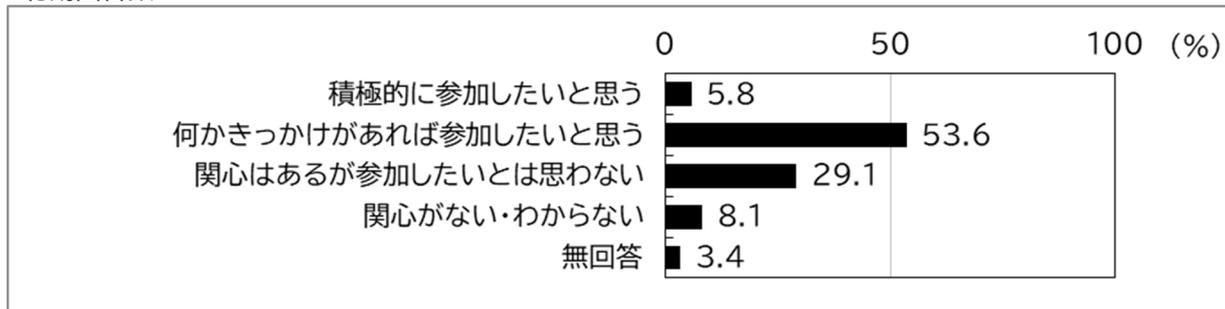


問7 環境についての学習や取組参加についてお尋ねします。

①環境保全活動についてどう思いますか。次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(1つに○)

選択肢	回答数	比率(%)
1 積極的に参加したいと思う	26	5.8
2 何かきっかけがあれば参加したいと思う	239	53.6
3 関心はあるが参加したいとは思わない	130	29.1
4 関心がない・わからない	36	8.1
無回答	15	3.4

有効回答数 = 446

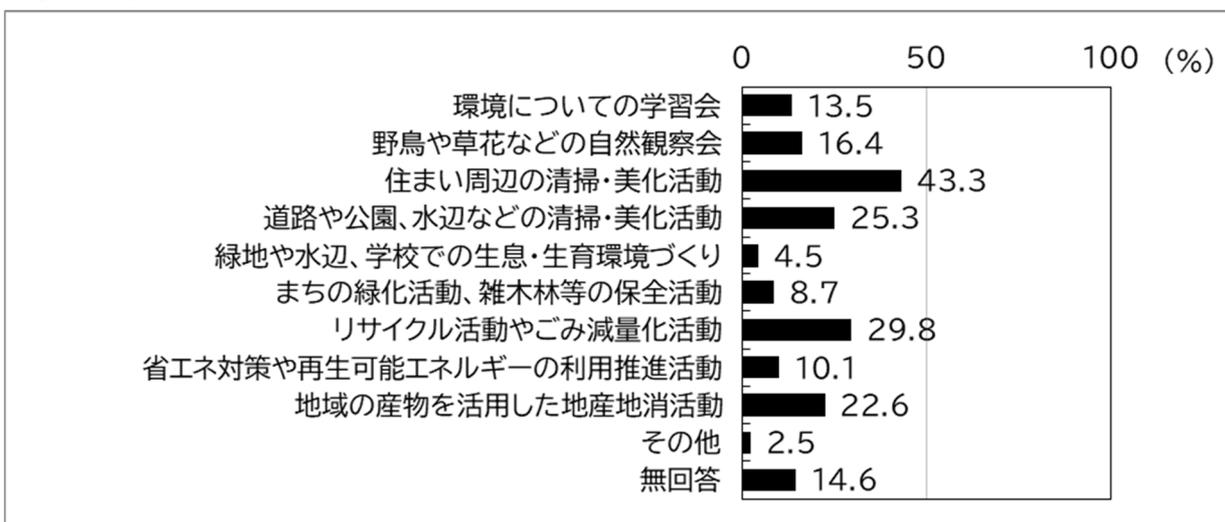


②参加してみたいと思う環境保全活動はありますか。次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。

(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 環境についての学習会	60	13.5
2 野鳥や草花などの自然観察会	73	16.4
3 住まい周辺の清掃・美化活動	193	43.3
4 道路や公園、水辺などの清掃・美化活動	113	25.3
5 緑地や水辺、学校での生息・生育環境づくり	20	4.5
6 まちの緑化活動、雑木林等の保全活動	39	8.7
7 リサイクル活動やごみ減量化活動	133	29.8
8 省エネ対策や再生可能エネルギーの利用推進活動	45	10.1
9 地域の産物を活用した地産地消活動	101	22.6
10 その他	11	2.5
無回答	65	14.6

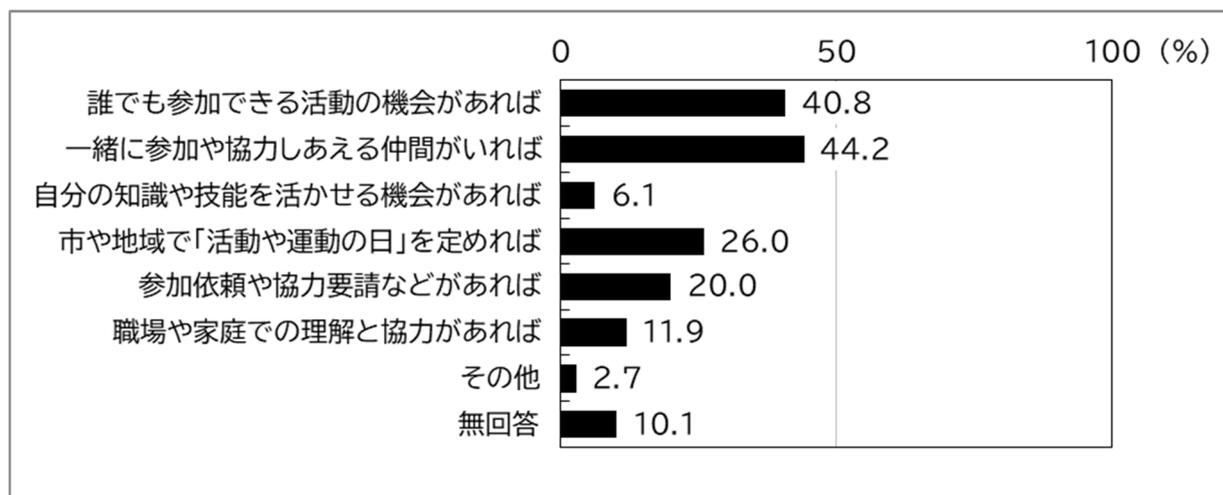
有効回答数 = 446



③環境保全活動には、どのようなことがあれば参加しやすいですか。次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 誰でも参加できる活動の機会があれば	182	40.8
2 一緒に参加や協力しあえる仲間がいれば	197	44.2
3 自分の知識や技能を活かせる機会があれば	27	6.1
4 市や地域で「活動や運動の日」を定めれば	116	26.0
5 参加依頼や協力要請などがあれば	89	20.0
6 職場や家庭での理解と協力があれば	53	11.9
7 その他	12	2.7
無回答	45	10.1

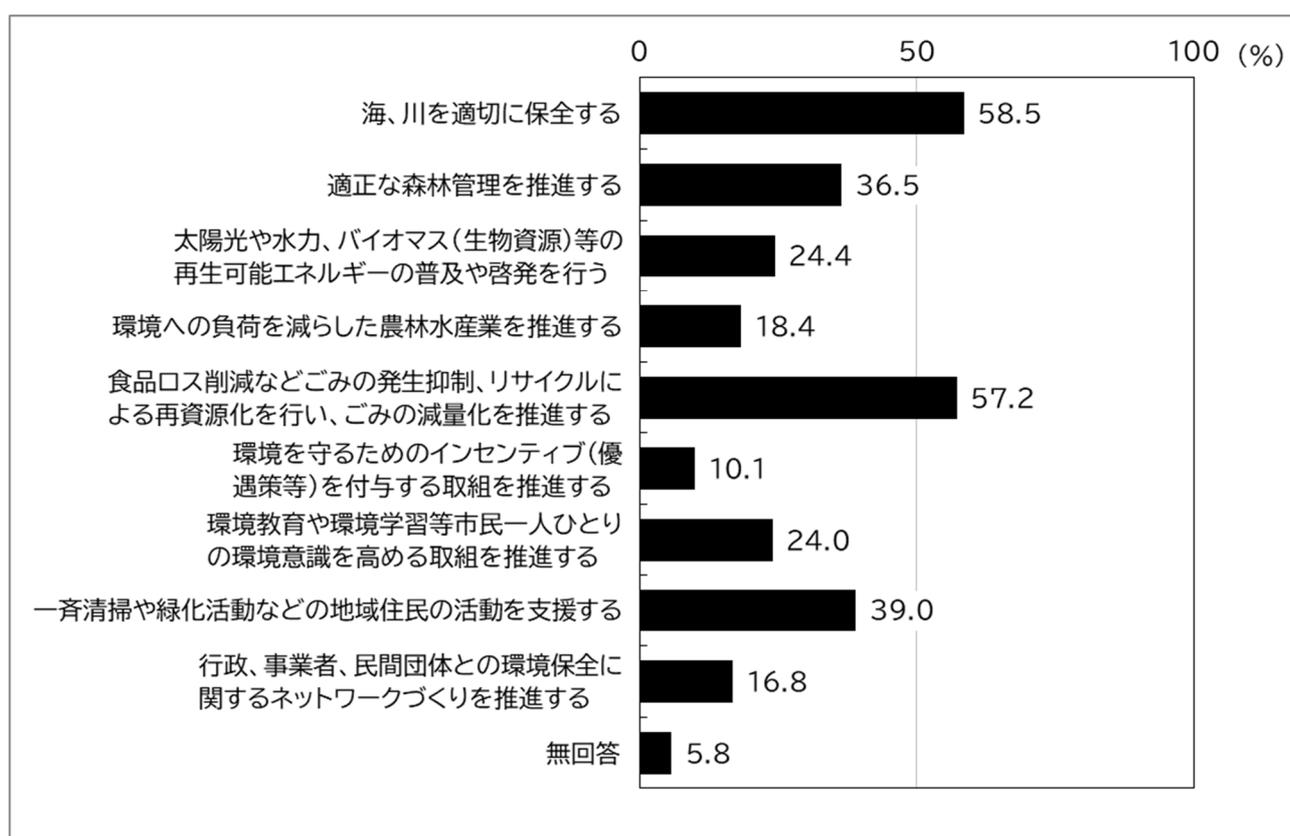
有効回答数 = 446



問8 あなたは、環境問題を解決するために、どのような環境保全施策が必要だと思いますか。
次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 海、川を適切に保全する	261	58.5
2 適正な森林管理を推進する	163	36.5
3 太陽光や水力、バイオマス(生物資源)等の再生可能エネルギーの普及や啓発を行う	109	24.4
4 環境への負荷を減らした農林水産業を推進する	82	18.4
5 食品ロス削減などごみの発生抑制、リサイクルによる再資源化を行い、ごみの減量化を推進する	255	57.2
6 環境を守るためのインセンティブ(優遇策等)を付与する取組を推進する	45	10.1
7 環境教育や環境学習等市民一人ひとりの環境意識を高める取組を推進する	107	24.0
8 一斉清掃や緑化活動などの地域住民の活動を支援する	174	39.0
9 行政、事業者、民間団体との環境保全に関するネットワークづくりを推進する	75	16.8
無回答	26	5.8

有効票数 = 446



3 事業所アンケート調査の結果

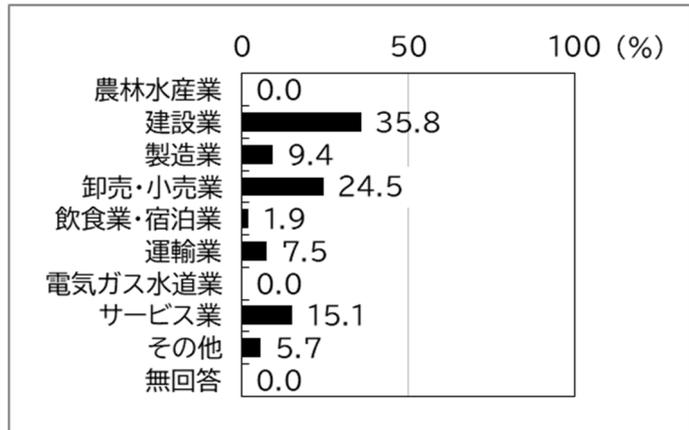
問1 貴事業所についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

①主たる業種

選択肢	回答数	比率(%)
1 農林水産業	0	0.0
2 建設業	19	35.8
3 製造業	5	9.4
4 卸売・小売業	13	24.5
5 飲食業・宿泊業	1	1.9
6 運輸業	4	7.5
7 電気ガス水道業	0	0.0
8 サービス業	8	15.1
9 その他	3	5.7
無回答	0	0.0

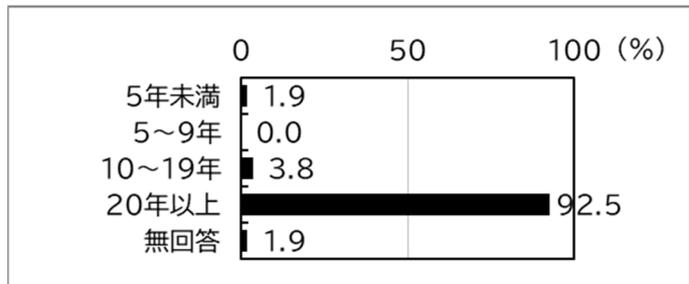
有効回答数 = 53



②創業年数

選択肢	回答数	比率(%)
1 5年未満	1	1.9
2 5~9年	0	0.0
3 10~19年	2	3.8
4 20年以上	49	92.5
無回答	1	1.9

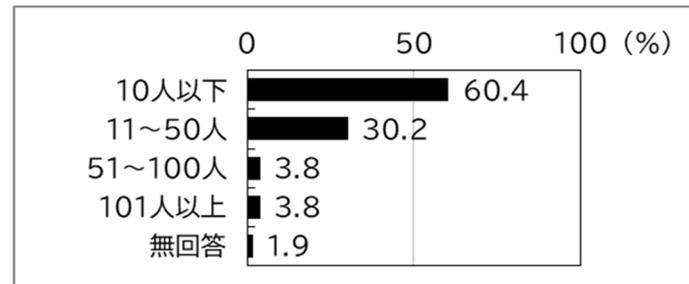
有効回答数 = 53



③従業員数 (パートタイマー等を含む)

選択肢	回答数	比率(%)
1 10人以下	32	60.4
2 11~50人	16	30.2
3 51~100人	2	3.8
4 101人以上	2	3.8
無回答	1	1.9

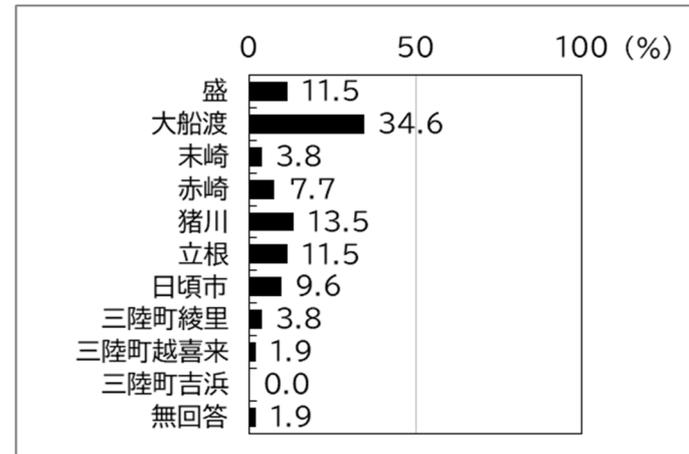
有効回答数 = 53



④所在地

選択肢	回答数	比率(%)
1 盛	6	11.5
2 大船渡	18	34.6
3 未崎	2	3.8
4 赤崎	4	7.7
5 猪川	7	13.5
6 立根	6	11.5
7 日頃市	5	9.6
8 三陸町綾里	2	3.8
9 三陸町越喜来	1	1.9
10 三陸町吉浜	0	0.0
無回答	1	1.9

有効回答数 = 53



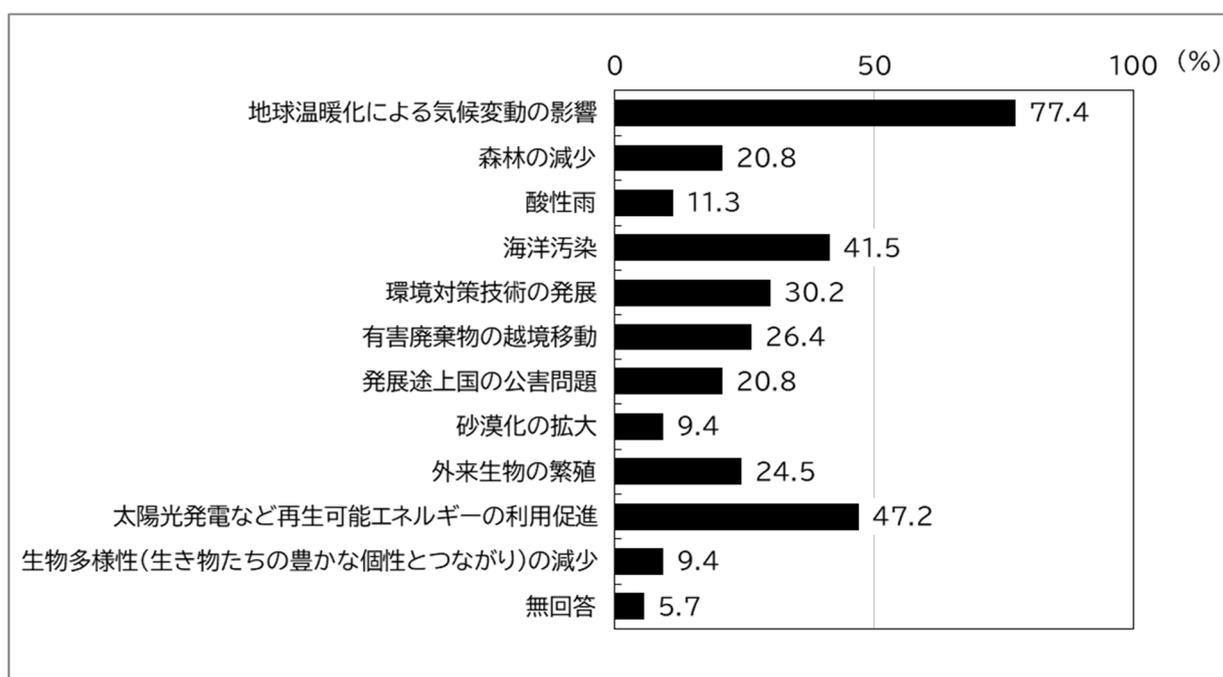
1つに○をつける項目について、複数個所に○をつけた場合などは無効回答としています。

問2 貴事業所は、以下の地球規模の環境のテーマに興味や関心がありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 地球温暖化による気候変動の影響	41	77.4
2 森林の減少	11	20.8
3 酸性雨	6	11.3
4 海洋汚染	22	41.5
5 環境対策技術の発展	16	30.2
6 有害廃棄物の越境移動	14	26.4
7 発展途上国の公害問題	11	20.8
8 砂漠化の拡大	5	9.4
9 外来生物の繁殖	13	24.5
10 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進	25	47.2
11 生物多様性(生き物たちの豊かな個性とつながり)の減少	5	9.4
無回答	3	5.7

有効回答数 = 53

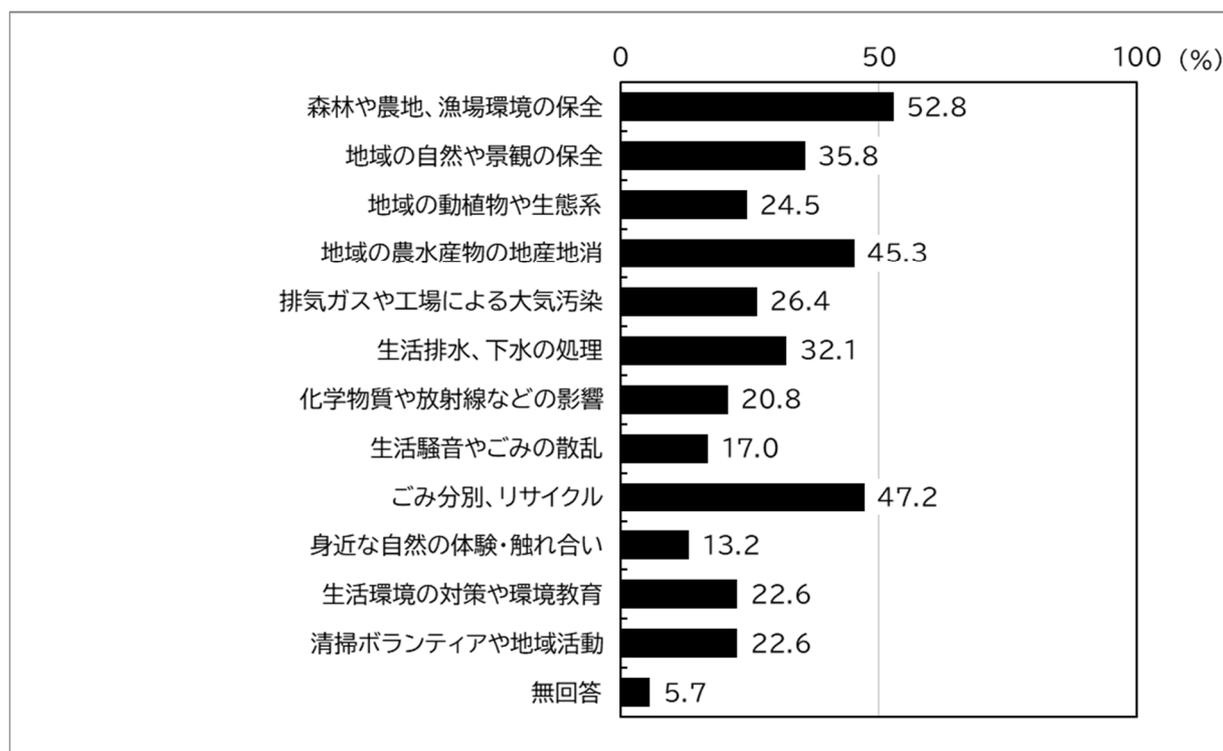


問3 貴事業所は、以下の身近な環境のテーマに興味や関心がありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 森林や農地、漁場環境の保全	28	52.8
2 地域の自然や景観の保全	19	35.8
3 地域の動植物や生態系	13	24.5
4 地域の農水産物の地産地消	24	45.3
5 排気ガスや工場による大気汚染	14	26.4
6 生活排水、下水の処理	17	32.1
7 化学物質や放射線などの影響	11	20.8
8 生活騒音やごみの散乱	9	17.0
9 ごみ分別、リサイクル	25	47.2
10 身近な自然の体験・触れ合い	7	13.2
11 生活環境の対策や環境教育	12	22.6
12 清掃ボランティアや地域活動	12	22.6
無回答	3	5.7

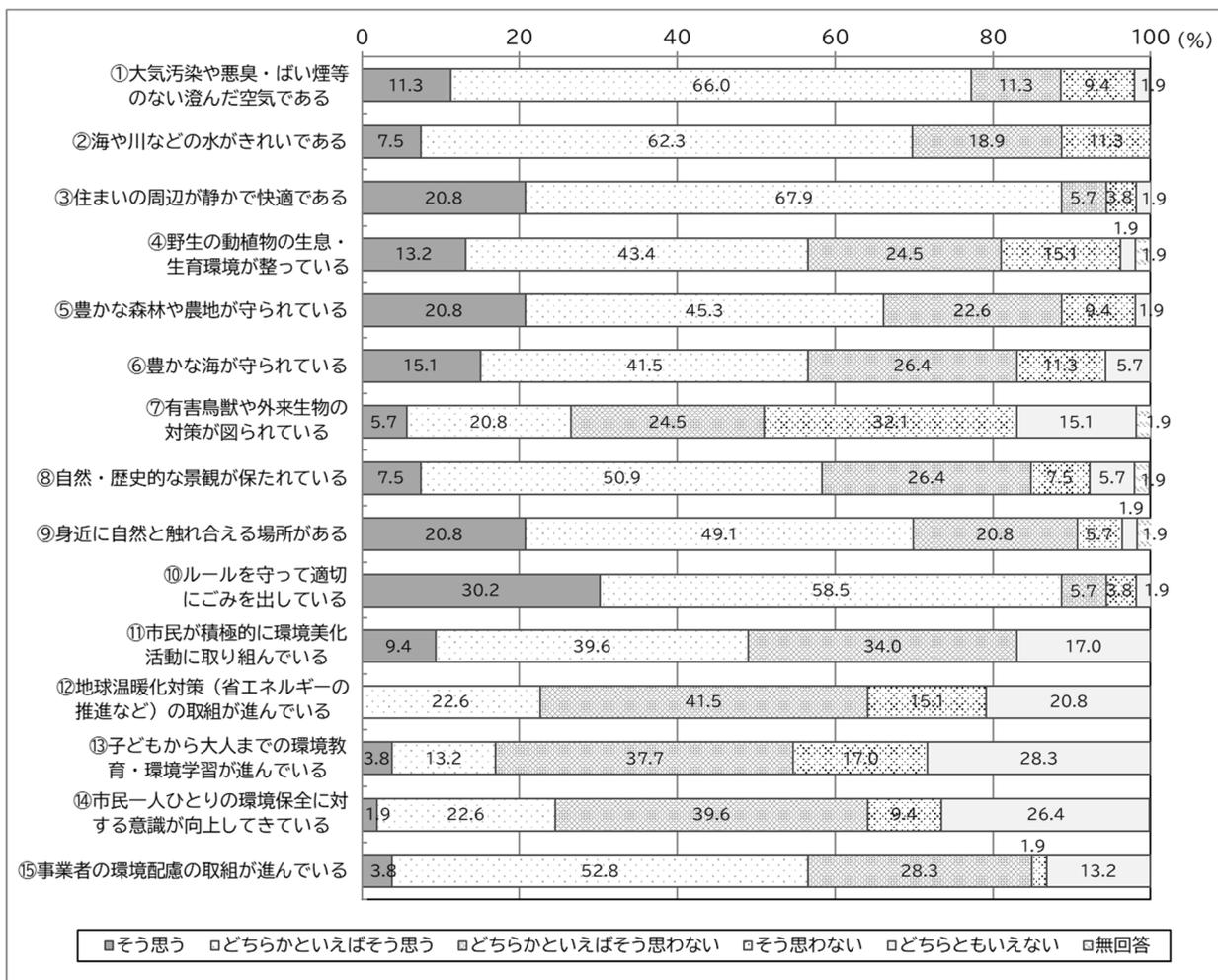
有効回答数 = 53



問4 現在の大船渡市の環境についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

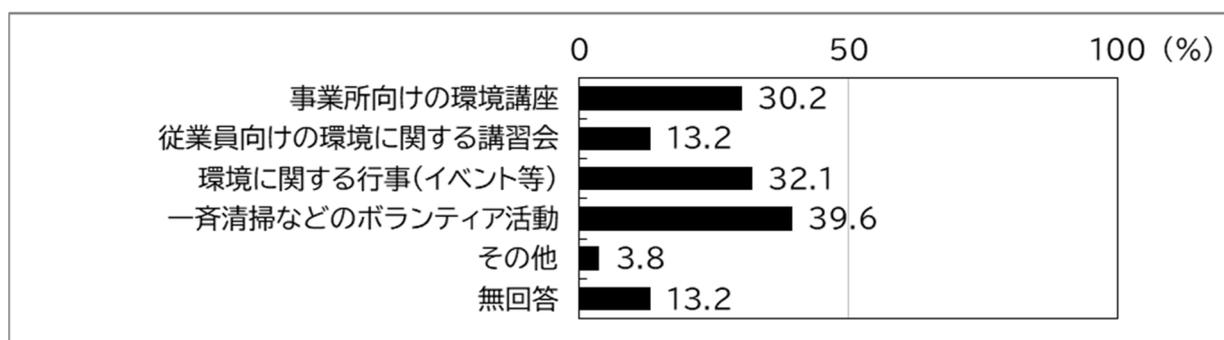
選択肢	種別	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	どちらともいえない	無回答
①大気汚染や悪臭・ばい煙等のない澄んだ空気である	回答数	6	35	6	5	1	0
	比率(%)	11.3	66.0	11.3	9.4	1.9	0.0
②海や川などの水がきれいである	回答数	4	33	10	6	0	0
	比率(%)	7.5	62.3	18.9	11.3	0.0	0.0
③住まいの周辺が静かで快適である	回答数	11	36	3	2	1	0
	比率(%)	20.8	67.9	5.7	3.8	1.9	0.0
④野生の動植物の生息・生育環境が整っている	回答数	7	23	13	8	1	1
	比率(%)	13.2	43.4	24.5	15.1	1.9	1.9
⑤豊かな森林や農地が守られている	回答数	11	24	12	5	1	0
	比率(%)	20.8	45.3	22.6	9.4	1.9	0.0
⑥豊かな海が守られている	回答数	8	22	14	6	3	0
	比率(%)	15.1	41.5	26.4	11.3	5.7	0.0
⑦有害鳥獣や外来生物の対策が図られている	回答数	3	11	13	17	8	1
	比率(%)	5.7	20.8	24.5	32.1	15.1	1.9
⑧自然・歴史的な景観が保たれている	回答数	4	27	14	4	3	1
	比率(%)	7.5	50.9	26.4	7.5	5.7	1.9
⑨身近に自然と触れ合える場所がある	回答数	11	26	11	3	1	1
	比率(%)	20.8	49.1	20.8	5.7	1.9	1.9
⑩ルールを守って適切にごみを出している	回答数	16	31	3	2	1	0
	比率(%)	30.2	58.5	5.7	3.8	1.9	0.0
⑪市民が積極的に環境美化活動に取り組んでいる	回答数	5	21	18	0	9	0
	比率(%)	9.4	39.6	34.0	0.0	17.0	0.0
⑫地球温暖化対策(省エネルギーの推進など)の取組が進んでいる	回答数	0	12	22	8	11	0
	比率(%)	0.0	22.6	41.5	15.1	20.8	0.0
⑬子どもから大人までの環境教育・環境学習が進んでいる	回答数	2	7	20	9	15	0
	比率(%)	3.8	13.2	37.7	17.0	28.3	0.0
⑭市民一人ひとりの環境保全に対する意識が向上してきている	回答数	1	12	21	5	14	0
	比率(%)	1.9	22.6	39.6	9.4	26.4	0.0
⑮事業者の環境配慮の取組が進んでいる	回答数	2	28	15	1	7	0
	比率(%)	3.8	52.8	28.3	1.9	13.2	0.0



問5 貴事業所が参加してみたいと思う環境保全活動はありますか。
次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 事業所向けの環境講座	16	30.2
2 従業員向けの環境に関する講習会	7	13.2
3 環境に関する行事(イベント等)	17	32.1
4 一斉清掃などのボランティア活動	21	39.6
5 その他	2	3.8
無回答	7	13.2

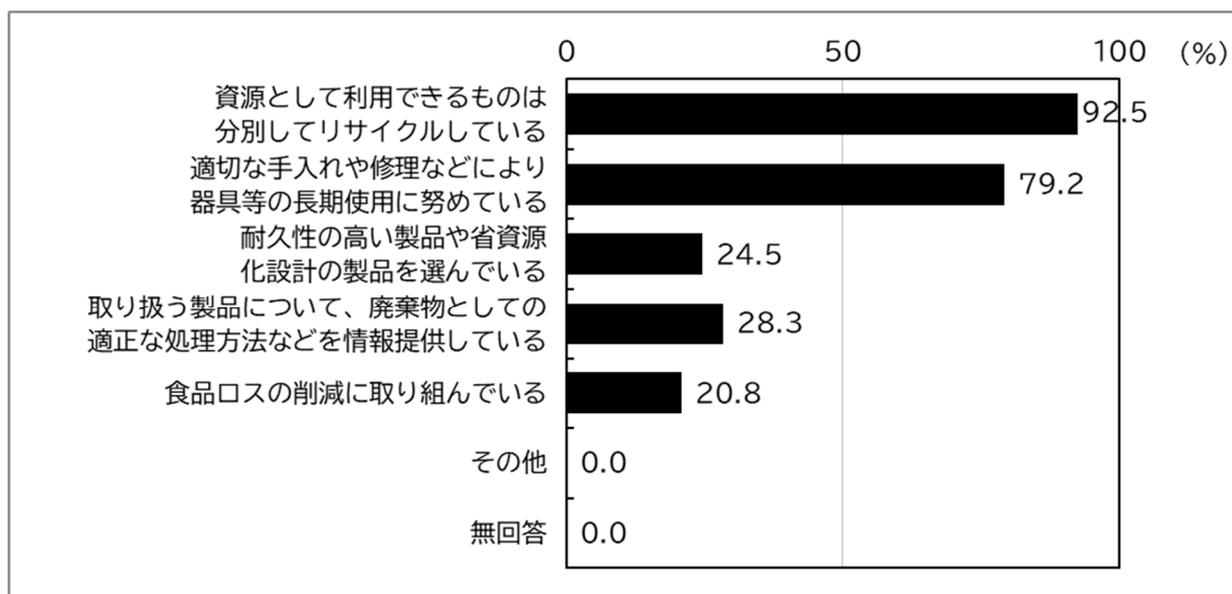
有効回答数 = 53



問6 貴事業所の、ごみ減量やリサイクルに関する取組についてお尋ねします。
次の取組について、当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 資源として利用できるものは分別してリサイクルしている	49	92.5
2 適切な手入れや修理などにより器具等の長期使用に努めている	42	79.2
3 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選んでいる	13	24.5
4 取り扱う製品について、廃棄物としての適正な処理方法などを情報提供している	15	28.3
5 食品ロスの削減に取り組んでいる	11	20.8
6 その他	0	0.0
無回答	0	0.0

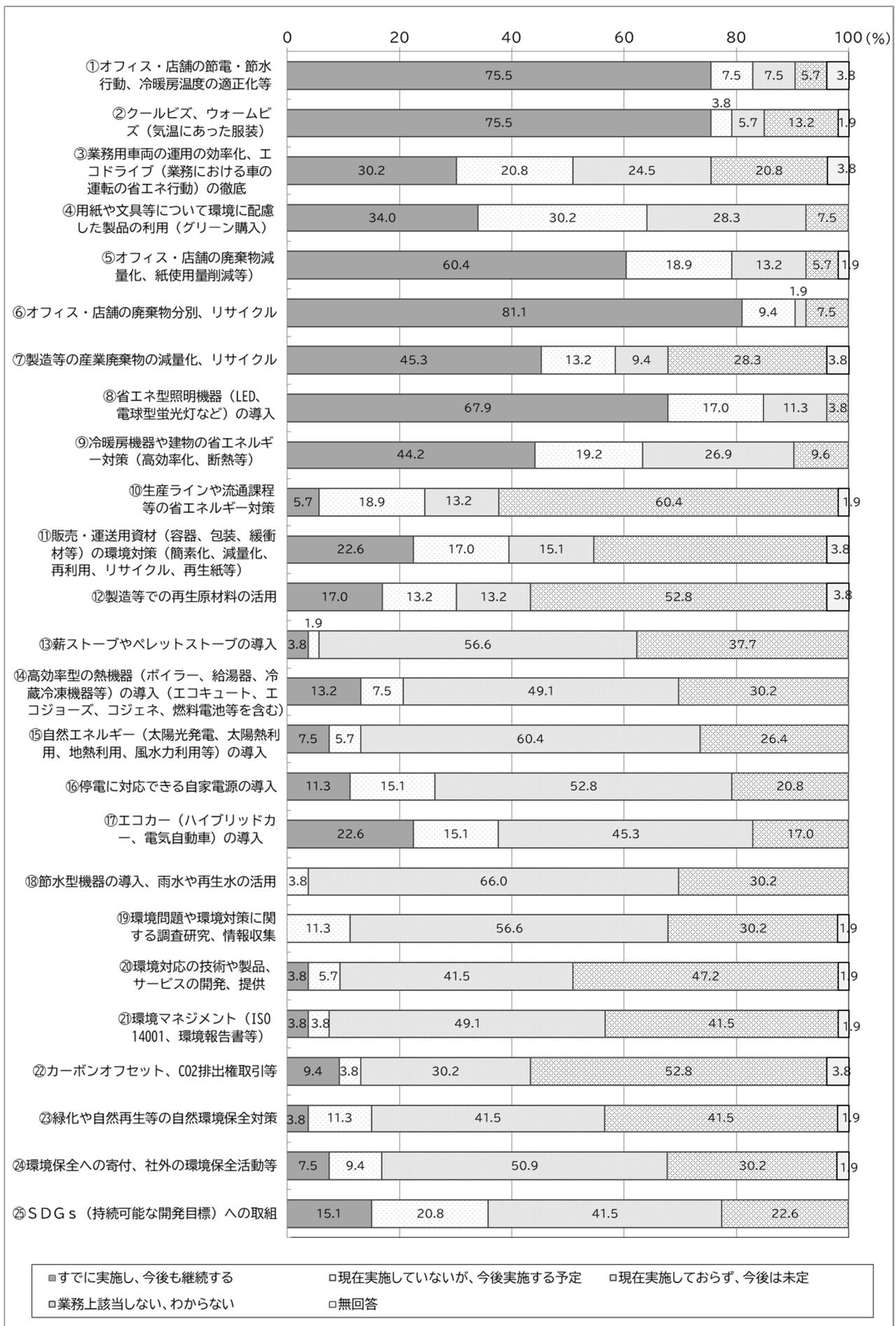
有効回答数 = 53



問7 貴事業所の、環境保全に向けた取組についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

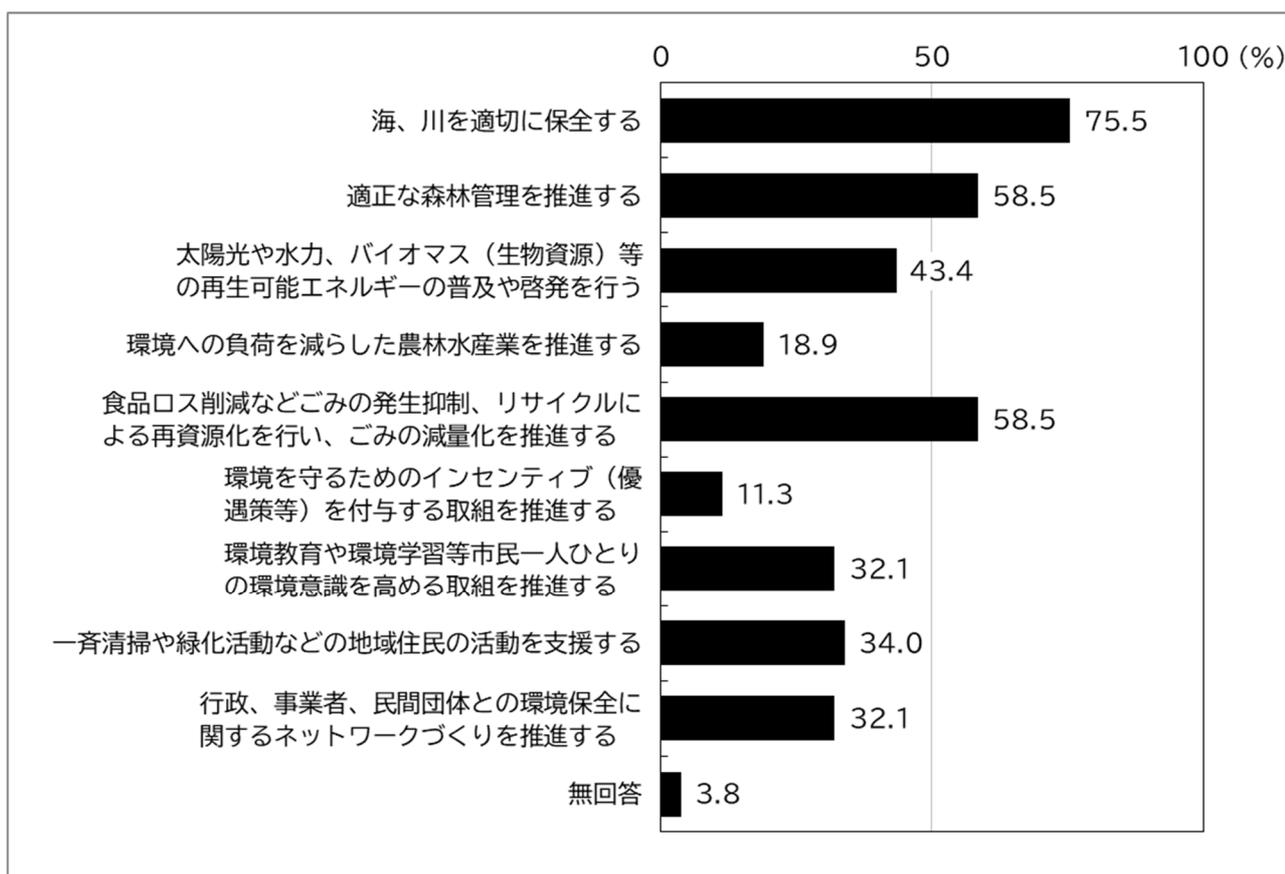
選択肢	種別	すでに実施し、今後も継続する	現在実施していないが、今後実施する予定	現在実施しておらず、今後は未定	業務上該当しない、わからない	無回答
①オフィス・店舗の節電・節水行動、冷暖房温度の適正化等	回答数	40	4	4	3	2
	比率(%)	75.5	7.5	7.5	5.7	3.8
②クールビズ、ウォームビズ(気温にあった服装)	回答数	40	2	3	7	1
	比率(%)	75.5	3.8	5.7	13.2	1.9
③業務用車両の運用の効率化、エコドライブ(業務における車の運転の省エネ行動)の徹底	回答数	16	11	13	11	2
	比率(%)	30.2	20.8	24.5	20.8	3.8
④用紙や文具等について環境に配慮した製品の利用(グリーン購入)	回答数	18	16	15	4	0
	比率(%)	34.0	30.2	28.3	7.5	0.0
⑤オフィス・店舗の廃棄物減量化、紙使用量削減等	回答数	32	10	7	3	1
	比率(%)	60.4	18.9	13.2	5.7	1.9
⑥オフィス・店舗の廃棄物分別、リサイクル	回答数	43	5	1	4	0
	比率(%)	81.1	9.4	1.9	7.5	0.0
⑦製造等の産業廃棄物の減量化、リサイクル	回答数	24	7	5	15	2
	比率(%)	45.3	13.2	9.4	28.3	3.8
⑧省エネ型照明機器(LED、電球型蛍光灯など)の導入	回答数	36	9	6	2	0
	比率(%)	67.9	17.0	11.3	3.8	0.0
⑨冷暖房機器や建物の省エネルギー対策(高効率化、断熱等)	回答数	23	10	14	5	0
	比率(%)	44.2	19.2	26.9	9.6	0.0
⑩生産ラインや流通課程等の省エネルギー対策	回答数	3	10	7	32	1
	比率(%)	5.7	18.9	13.2	60.4	1.9
⑪販売・運送用資材(容器、包装、緩衝材等)の環境対策(簡素化、減量化、再利用、リサイクル、再生紙等)	回答数	12	9	8	22	2
	比率(%)	22.6	17.0	15.1	41.5	3.8
⑫製造等での再生原材料の活用	回答数	9	7	7	28	2
	比率(%)	17.0	13.2	13.2	52.8	3.8
⑬薪ストーブやペレットストーブの導入	回答数	2	1	30	20	0
	比率(%)	3.8	1.9	56.6	37.7	0.0
⑭高効率型の熱機器(ボイラー、給湯器、冷蔵冷凍機器等)の導入(エコキュート、エコジョーズ、コージェネ、燃料電池等を含む)	回答数	7	4	26	16	0
	比率(%)	13.2	7.5	49.1	30.2	0.0
⑮自然エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用、地熱利用、風水力利用等)の導入	回答数	4	3	32	14	0
	比率(%)	7.5	5.7	60.4	26.4	0.0
⑯停電に対応できる自家電源の導入	回答数	6	8	28	11	0
	比率(%)	11.3	15.1	52.8	20.8	0.0
⑰エコカー(ハイブリッドカー、電気自動車)の導入	回答数	12	8	24	9	0
	比率(%)	22.6	15.1	45.3	17.0	0.0
⑱節水型機器の導入、雨水や再生水の活用	回答数	0	2	35	16	0
	比率(%)	0.0	3.8	66.0	30.2	0.0
⑲環境問題や環境対策に関する調査研究、情報収集	回答数	0	6	30	16	1
	比率(%)	0.0	11.3	56.6	30.2	1.9
⑳環境対応の技術や製品、サービスの開発、提供	回答数	2	3	22	25	1
	比率(%)	3.8	5.7	41.5	47.2	1.9
㉑環境マネジメント(ISO14001、環境報告書等)	回答数	2	2	26	22	1
	比率(%)	3.8	3.8	49.1	41.5	1.9
㉒カーボンオフセット、CO2排出権取引等	回答数	5	2	16	28	2
	比率(%)	9.4	3.8	30.2	52.8	3.8
㉓緑化や自然再生等の自然環境保全対策	回答数	2	6	22	22	1
	比率(%)	3.8	11.3	41.5	41.5	1.9
㉔環境保全への寄付、社外の環境保全活動等	回答数	4	5	27	16	1
	比率(%)	7.5	9.4	50.9	30.2	1.9
㉕SDGs(持続可能な開発目標)への取組	回答数	8	11	22	12	0
	比率(%)	15.1	20.8	41.5	22.6	0.0



問8 貴事業所は、環境問題を解決するために、どのような環境保全施策が必要だと思いますか。
次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 海、川を適切に保全する	40	75.5
2 適正な森林管理を推進する	31	58.5
3 太陽光や水力、バイオマス(生物資源)等の再生可能エネルギーの普及や啓発を行う	23	43.4
4 環境への負荷を減らした農林水産業を推進する	10	18.9
5 食品ロス削減などごみの発生抑制、リサイクルによる再資源化を行い、ごみの減量化を推進する	31	58.5
6 環境を守るためのインセンティブ(優遇策等)を付与する取組を推進する	6	11.3
7 環境教育や環境学習等市民一人ひとりの環境意識を高める取組を推進する	17	32.1
8 一斉清掃や緑化活動などの地域住民の活動を支援する	18	34.0
9 行政、事業者、民間団体との環境保全に関するネットワークづくりを推進する	17	32.1
無回答	2	3.8

有効回答数 = 53



○第2次大船渡市環境基本計画の達成目標の結果

基本目標1 市民が安心してくらすきれいな生活環境をめざします

1-1 大気環境

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
二酸化窒素	0.008ppm	0.006ppm	0.006ppm	0.006ppm	0.005ppm	0.005ppm	0.004ppm	0.005ppm	0.005ppm	0.004ppm	環境基準 (0.04ppm)以下	a
降下ばいじん量 (単位:t/㎥/月)	7.9(権現堂) 4.5(野々田)	10.7(権現堂) 7.3(野々田)	9.5(権現堂) 11.4(野々田)	8.9(権現堂) 6.9(野々田)	8.7(権現堂) 4.6(野々田)	9.9(権現堂) 5.9(野々田)	6.2(権現堂) 4.2(野々田)	4.8(権現堂) 3.4(野々田)	3.2(下権現堂) 2.8(野々田)	3.3(下権現堂) 2.4(野々田)	10t/㎥/月以下	a
公用車に占めるエコカー 導入割合	60.29%	62.41%	67.24%	71.07%	68.66%	67.65%	77.19%	78.07%	80.36%	82.24%	計画期間中において、 対前年度以上であること	a

※降下ばいじん量は令和2年度に測定箇所を権現堂から下権現堂に変更

※達成率区分は、a:90%以上、b:70%~90%未満、c:50%~70%未満、d:50%未満

1-2 水の環境

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
盛川本流権現堂橋のBOD	0.8mg/ℓ (平成22年度※)	1.0mg/ℓ	0.6mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.7mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.3mg/ℓ	0.8mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	公表前	環境基準 (2.0mg/ℓ)以下	a
盛川本流佐野橋のBOD	1.2mg/ℓ (〃)	0.7mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	〃	〃	a
盛川本流川口橋のBOD	0.9mg/ℓ (〃)	1.2mg/ℓ	0.8mg/ℓ	0.8mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	0.6mg/ℓ	0.8mg/ℓ	0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	〃	〃	a
立根川のBOD	1.1mg/ℓ (〃)	0.8mg/ℓ	0.7mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.6mg/ℓ	0.6mg/ℓ	1.1mg/ℓ	0.6mg/ℓ	0.5mg/ℓ	〃	〃	a
吉浜川のBOD	0.6mg/ℓ (〃)	<0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾湾奥のCOD	2.5mg/ℓ (〃)	1.7mg/ℓ	1.7mg/ℓ	2.1mg/ℓ	2.0mg/ℓ	2.5mg/ℓ	2.4mg/ℓ	2.3mg/ℓ	1.9mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾湾中央のCOD	2.3mg/ℓ (〃)	1.2mg/ℓ	1.8mg/ℓ	1.9mg/ℓ	1.9mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.8mg/ℓ	1.9mg/ℓ	1.8mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾湾口のCOD	1.5mg/ℓ (〃)	1.2mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.3mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾の全窒素(湾中央)	0.35mg/ℓ (〃)	0.29mg/ℓ	0.37mg/ℓ	0.17mg/ℓ	0.18mg/ℓ	0.19mg/ℓ	0.24mg/ℓ	0.27mg/ℓ	0.36mg/ℓ	〃	環境基準 (0.3mg/ℓ)以下	b
大船渡湾の全リン(湾中央)	0.031mg/ℓ (〃)	0.019mg/ℓ	0.023mg/ℓ	0.015mg/ℓ	0.018mg/ℓ	0.016mg/ℓ	0.021mg/ℓ	0.023mg/ℓ	0.025mg/ℓ	〃	環境基準 (0.03mg/ℓ)以下	a
綾里湾湾奥のCOD	1.1mg/ℓ (〃)	0.7mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.1mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.0mg/ℓ	〃	環境基準 (2.0mg/ℓ)以下	a
綾里湾湾口のCOD	1.1mg/ℓ (〃)	0.6mg/ℓ	0.7mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.1mg/ℓ	0.9mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.0mg/ℓ	0.9mg/ℓ	〃	〃	a
越喜来湾湾奥のCOD	1.3mg/ℓ (〃)	-	1.1mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.0mg/ℓ	〃	〃	a
越喜来湾湾中央のCOD	1.3mg/ℓ (〃)	-	0.9mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.0mg/ℓ	〃	〃	a
吉浜湾湾奥のCOD	1.2mg/ℓ (〃)	0.6mg/ℓ	1.3mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.3mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.2mg/ℓ	〃	〃	a
吉浜湾湾中央のCOD	1.3mg/ℓ (〃)	0.7mg/ℓ	1.2mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.2mg/ℓ	〃	〃	a
汚水処理人口普及率	54.6%	57.5%	60.3%	61.5%	63.3%	65.8%	70.5%	70.5%	74.9%	75.8%	82.1%	b

※平成23年度実績については、公表年度等の都合により、()内の年度の数値を記載しています。

1-3 身近な生活環境

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
環境騒音	全ての測定地点で 環境基準達成	全ての測定地点で環境基準達成									環境基準を達成する	a
空間放射線量の調査と、 市民への情報提供	市内9か所で定点 測定を週1回実施し、 その結果を市広報及び 市ホームページで公表し ている。	市内9か所で定点 測定を週1回実施し、 その結果を市広報及び 市ホームページで公表し た。	市内9か所で定点測定を 隔週で実施し、その結果 を市広報及び市ホーム ページで公表した。	市内9か所で定点測定を 月1回実施し、その結果 を市広報及び市ホーム ページで公表した。	市内9か所で定点測定を 年2回実施し、その結果 を市広報及び市ホーム ページで公表した。	市内7か所で定点測定を 年2回実施し、その結果 を市広報及び市ホーム ページで公表した。	市内7か所で定点測定を 年1回実施し、その結果 を市広報及び市ホーム ページで公表した。	市内で定点測定を実施し、 その結果を市広報及び 市ホームページなどで 公表する。	a			
農林水産物などの 放射性物質濃度の検査と、 市民への情報提供	農林水産物などの 放射性物質濃度を検査し、 その結果を市広報及び 市ホームページで公表し ている。(平成24年度 現在)	農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市ホームページで公表した。									農林水産物などの 放射性物質濃度を検査し、 その結果を市広報及び 市ホームページなどで 公表する。	a

基本目標 2 自然環境と調和し快適にさせるまちをめざします

2-1 自然生態系

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
間伐実施面積	119.46ha	13.00ha	14.00ha	40.07ha	22.70ha	20.00ha	39.39ha	45.20ha	39.60ha	28.90ha(単年度) 488.62ha(累計)	397.0ha(累計)	a

2-2 景観資源、身近な緑

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
市街地の緑化水準	7.5%	9.9%	11.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.8%	15.0%	b

基本目標 3 地球環境に配慮した環境共生型の暮らしをめざします

3-1 廃棄物

項目	平成22年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
市民1人1日当たりごみ排出量	581g	622g	677g	675g	660g	666g	680g	676g	648g	651g	500g	b

※市民1人1日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ(資源ごみを除く)の量となっています。

3-2 地球温暖化対策実行計画

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和12年度目標	令和3年度における達成率区分
市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量※	2,578.51t	8,590.91t	8,042.62t 平成25年度比 6.4%削減	7,738.33t 平成25年度比 9.9%削減	7,761.71t 平成25年度比 9.7%削減	7,186.24t 平成25年度比 16.4%削減	6,951.53t 平成25年度比 19.1%削減	7,065.41t 平成25年度比 17.8%削減	6,328.15t 平成25年度比 26.3%削減	6,486.57t 平成25年度比 24.5%削減	5,154.55t 平成25年度比 40%削減	b

※平成23年度と平成25年度とでは対象施設数が異なることから、排出量に差が生じています。

項目	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
市域における二酸化炭素排出量	平成21年度現在で 336千t 平成2年度比 14%削減	362千t 平成2年度比 7.5%削減	366千t 平成2年度比 6.4%削減	374千t 平成2年度比 4.3%削減	350千t 平成2年度比 10.5%削減	335千t 平成2年度比 14.3%削減	300千t 平成2年度比 23.3%削減	285千t 平成2年度比 27.1%削減	公表前	公表前	293千t 平成2年度比 25%削減	a

基本目標 4 一人ひとりの行動力を生かす環境保全をめざします

4-1 環境教育・環境学習

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
青少年の環境保全実践活動等参加団体数	12団体	7団体	12団体	8団体	12団体	25団体	5団体	7団体	4団体	4団体	30団体	d

4-2 環境保全活動・環境配慮

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
環境に配慮した行動を実践している人の割合	70.7%	70.6%	71.1%	76.8%	74.0%	75.1%	75.2%	81.2%	83.6%	84.6%	80.0%	a

○用語集

【あ行】

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されている。

具体的には、家庭から排出される燃えるごみ、粗大ごみ等の全ての廃棄物と、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。

エコカー

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、大気汚染物質や二酸化炭素の排出抑制や、燃費向上技術が使われた自動車。エンジン自体の新技术によるもの、天然ガス（LNG）車、ハイブリッド車（HV）、電気自動車（EV）などがある。

温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素が定められている。

【か行】

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのこと。微生物の死骸や枯れた植物などが何億年という時間をかけて地圧や地熱などにより変成され、石油や石炭になったと考えられていることからこう呼ばれる。

カーボンニュートラル

一連の人為的活動を行った際に生じた二酸化炭素の排出量から、吸収量と除去量を差し引いた合計がプラスマイナスゼロの状態になること。

環境影響評価制度

環境アセスメント制度とも呼ばれるもので、開発事業の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度。

環境騒音

ある地点において、特定の音源がはっきり分かる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音のこと。例として、自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音など。

環境への負荷・環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、公害の発生や自然環境の破壊という環境保全上の支障が生ずるおそれのある環境への影響をいう。

気候変動

気候の平年状態（通常 30 年程度）が長期的に変化すること。温室効果ガスの排出など、人の活動の影響により地球規模で気候が変化していることが、世界全体の環境問題となっている。

空間放射線量

放射線から空気が受け取るエネルギー量を測定したもの。単位はグレイ（Gy）又はシーベルト（Sv）。このほか、放射性物質の放射能の強さを表すベクレル（Bq）などがある。

光化学オキシダント（OX）

大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響をもたらすことがある。

降下ばいじん

大気に排出されたばいじん（すすや燃えかすの粒子）や舞い上がった粉じんなどのうち、大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するものや、雨や雪などに取り込まれて降下するもののこと。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。

合成燃料

二酸化炭素と水素を合成して製造される新燃料で、人工的な原油とも言われる。当面は発電所や工場などから排出された二酸化炭素を利用し、将来的には大気中の二酸化炭素を直接分離・回収する「DAC技術」により回収された二酸化炭素を再利用することが想定されている。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然界に常に存在するエネルギーの総称で、大きな特徴として、「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「二酸化炭素を排出しない」といったことが挙げられる。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。

里地・里山・里海

人と自然との関わりによって育まれた、生物多様性に富む豊かな自然環境を指す。集落、田畑、草地、二次林までを一体的な環境として、里地や里山という。また、干潟や藻場、汽水を始めとした、生物の多様性と生産性に富んだ海辺の自然環境と、それを利用してきた漁業集落の環境を一体的に捉えて、里海という。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 19 種類を指す。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理することが義務付けられている。

ジオパーク

ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむことを目指して、地形や地質の観察を通じて自然に親しみ、自然を学べるように設けた場所。

自然生態系

生物群集（動物、植物、微生物など）と、それを取り囲む無機的環境要素（土、水、大気など）を統一体（システム）として捉えた概念。生態系は、生産者、消費者、分解者、無機的環境要素の四つで構成されており、環境作用や生物相互作用などによって、エネルギーや物質が代謝・循環し、自然界のバランスを維持している。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組により、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会のこと。

森林の公益的機能

森林による木材生産などの経済的側面以外の機能で、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源かん養、二酸化炭素吸収による地球環境の保全などが挙げられる。

水源かん養

雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保すること。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元される。都市化により水田等が減少すると、水田等有する保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となる。

水質汚濁

河川、湖沼、海域などの水質が、工場、事業所、一般家庭の排水や、事故による油の流出等により汚染され、人の健康や水中生物の生息活動を妨げること。

生物多様性

生物の間に見られる変異性を総合的に示す言葉で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の三つのレベルの多様性として捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で健全に繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

【た行】

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇すること。近年、産業の発展に伴い、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

【な行】

二酸化炭素（CO₂）

石油や石炭などの化石燃料の燃焼の際や動植物の新陳代謝によって発生する。温室効果ガスの一つとして地球温暖化の主因と言われている。

【は行】

バイオマスプラスチック

トウモロコシやサトウキビなど、植物由来の原料を利用して作られたプラスチックのこと。バイオマスプラスチックも燃やす際に二酸化炭素を排出するが、原料である植物が生育する段階で二酸化炭素を吸収するため、大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えない「カーボンニュートラル」とされている。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路、防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

粉じん

工場・事業場のばい煙発生施設や粉じん発生施設から、あるいは、自動車の走行などにより大気中に発生する。粗大な粒子のもの（降下ばいじん）と微細な粒子のもの（浮遊粉じん）とに大別され、浮遊粉じんのうち粒径 10 μ m 以下の粒子は、沈降速度が小さく大気中に比較的長期間滞留するため、浮遊粒子状物質として環境基準が定められている。

閉鎖性海域

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。水の交換性が悪いことから、水質が汚染されやすい、富栄養化が起こりやすい、水底に汚濁物質が堆積しやすいといった特徴がある。

放射線

放射性物質から出てくる微粒子や電磁波のこと。原子力発電所の原子炉の中にもあるが、大地や食物など、自然界からも放出されている。

【ま行】

マイクロプラスチック

海洋ごみの約 70%を占めると言われているプラスチックごみのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの。

木質バイオマス

木材などの再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く。）のこと。森林から生産される木材をエネルギーとして燃やすと二酸化炭素が発生するが、植物は二酸化炭素を吸収して成長するため、伐採後に森林を再生することで大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないという特性を有している。

このことから、石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いることで、二酸化炭素の排出を抑制することができる。

【アルファベット、数字】

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示す。

COD（化学的酸素要求量）

水中の被酸化性物質（有機物、無機物）を酸化するために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の汚濁を示す代表的な指標。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示す。

PCB含有廃棄物

有害であるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物で、特別な保管・処分を必要とする。PCBはトランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されていたが、昭和47年以降、製造や新たな使用が禁止されている。

PDCAサイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

PM2.5

大気中に浮遊している2.5 μ m以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM=10 μ m以下の粒子）よりも小さな粒子。

4R（フォーアール）

循環型社会を形成していくために必要な取り組みである「3R」（「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」に「リフューズ（Refuse=ごみになるものを買わない）」をプラスしたもの。